

## 第2期鹿児島県基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### (1) 促進区域

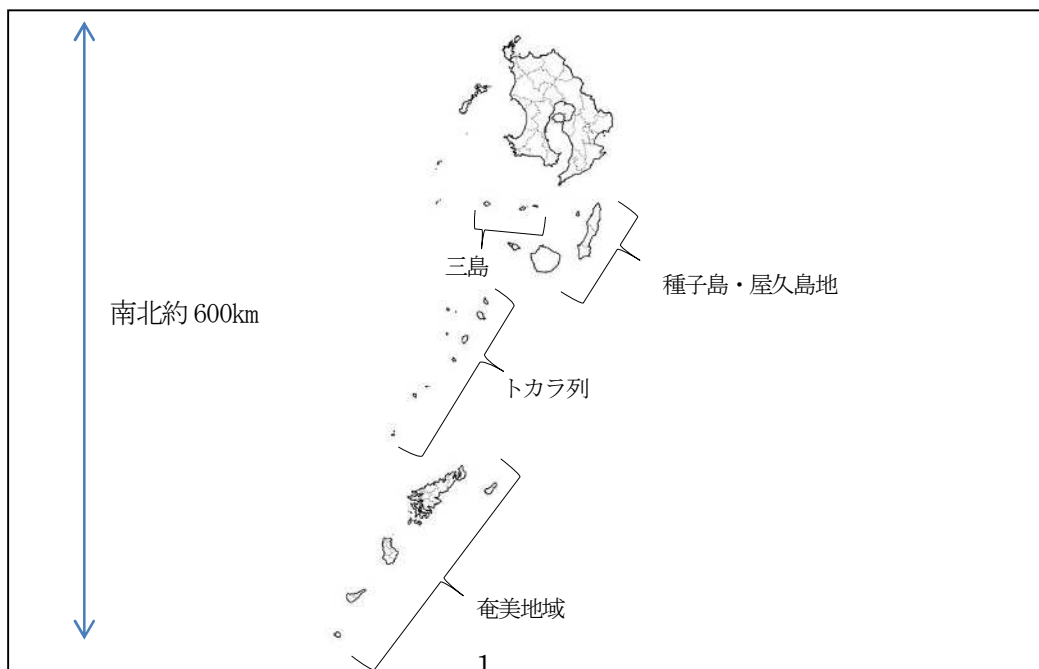
設定する区域は、令和5年4月1日現在における県内全43市町村（鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町）の行政区域とする。概ねの面積は91万9千ha程度である。

本区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園・国定公園・県立自然公園、その他の環境保全上重要な地域（特定植物群落、重要湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）が含まれるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮する事項を記載する。区域設定にあたっては、九州地方環境事務所、沖縄奄美自然環境事務所及び県自然保護課と調整済みである。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・県自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園・国定公園・県立自然公園の区域のうち特別保護地区及び第1種特別地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区のうち特別保護地区については、促進区域から除外する。自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域は、促進区域内に存在しない。

また、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

#### ○ 促進区域



## (2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

### ① 地理的条件

本県は、我が国本土の西南部に位置し、地理的に南に開かれており、中国や東南アジア諸国に近接している。

県土の総面積は約9,186km<sup>2</sup>で全国第10位、その広がり東西約267km、南北約600kmとなっており、錦江湾を挟む薩摩・大隅の二大半島及び長島、甑島列島、種子島、屋久島、トカラ列島、奄美群島など200有余の島々からなっている。

この南北約600kmの広大な県土の中に、霧島や桜島などの火山、2,643kmにも及ぶ長い海岸線、世界自然遺産に登録されている屋久島、奄美大島・徳之島などの南の島々、緑あふれる森林、良質で豊かな温泉、個性ある歴史・文化、伝統工芸など多様で特色のある優れた資源や、恵み豊かな美しい食の魅力など、本県は多彩で優れた素材に恵まれている。

一方、地形は、山地や丘陵地などが県土の約7割を占め、河川は川内川等を除き、いずれも幹川延長50km以下と短く、平野部は河口付近にややまとまっている他は、河川に沿って細く分布しているにすぎない。

また、県下のほとんどの地域が火山噴出物であるシラス層によって厚く覆われている。

気候区は温帯から亜熱帯に至り、全国の中でも平均気温が高く、温暖な気候に恵まれている。

### ② インフラの整備状況

高規格幹線道路網は、地域内の高速交通の基幹となっている九州縦貫自動車道を中心に東九州自動車道（一部供用開始）、南九州西回り自動車道（一部供用開始）が接続しており、地域内の縦軸、横軸を結ぶ基幹路線として活用されており、全線開通に向けて順次整備が進められている。なお、これらの高規格幹線道路網の整備により、鹿児島ー薩摩川内間が約40分、鹿児島ー鹿屋間が約100分で往来可能となっている。

さらに、高規格幹線道路網と接続する、北薩横断道路、大隅縦貫道、都城志布志道路など、地域の交流・連携・連結機能を強化する道路の整備も進められている。

鉄道は、九州を縦に結ぶ大動脈として、博多駅（福岡市）と鹿児島中央駅（鹿児島市）を結ぶ九州新幹線（鹿児島ルート）が平成23年3月に全線開業し、併せて山陽・九州新幹線直通列車も運行されている。鹿児島中央駅から博多駅間は最速1時間16分、鹿児島中央駅から新大阪駅間は最速3時間41分で結ばれ、地域経済に大きな効果をもたらしている。

海路は、国内外の輸送の拠点として、鹿児島港、志布志港、川内港等があり、東京、大阪、沖縄をはじめ、中国、台湾、韓国への定期航路が開設されている。中でも国際バルク戦略港湾に選定されている志布志港は、外貿コンテナ取扱量において九州第3位の約8万TEU（令和3年）を記録している。

また、鹿児島ー種子島・屋久島間は鹿児島ー種子島間を最短1時間35分で結ぶ高速船ジェットフォイルが就航し、鹿児島ー奄美群島間についても鹿児島ー奄美群島ー那覇を結ぶ基幹航路等で結ばれており、当該地域の生活、産業、経済の全般にわたり重要な役割を果たしている。

空路は、本土には鹿児島空港があり、国内定期路線として、東京、大阪、名古屋の3大都市圏をはじめ、静岡、神戸、福岡、松山、那覇といった主要都市や県内離島への路線を有しているほか、国際定期路線として、ソウル、上海、台北、香港への航路が開設されている。なお、離島では、種

子島、屋久島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島及び与論島の各島に空港を整備しており、本土と各離島間を結ぶ地域航空ネットワークが確立され、各島民の重要な交通手段となっている。

加えて、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の内之浦宇宙空間観測所及び種子島宇宙センターの2つのロケット打上げ施設が立地しており、我が国の宇宙開発の拠点の1つとなっている。

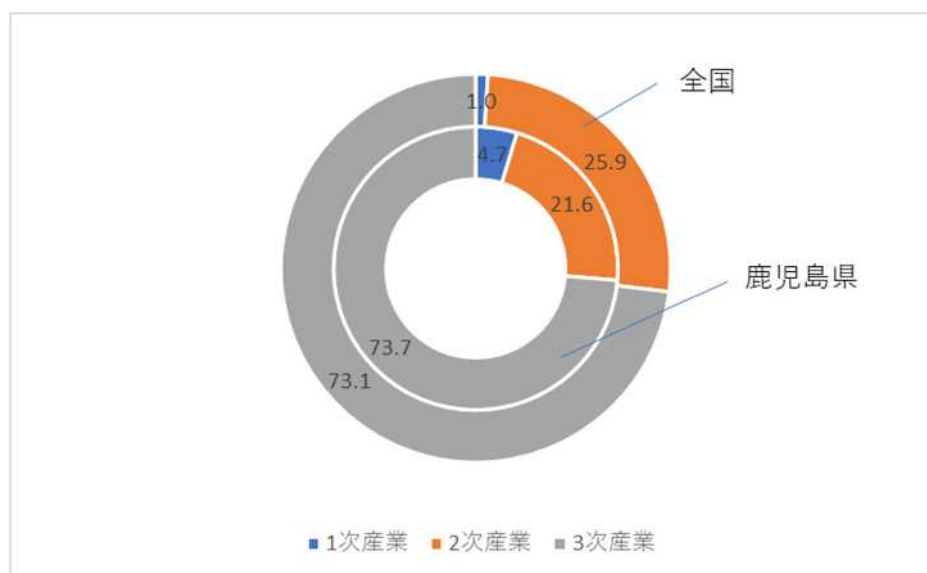
### ③ 産業構造

本県の産業構造について、令和2年の県内総生産の構成比は、一次産業が産業全体の4.7%（国1.0%）、二次産業が21.6%（国25.9%）、三次産業が73.7%（国73.1%）となっており、全国の構成比と比較して、一次産業が4倍のウエイトを占める一方、二次産業のうち、特に製造業が全国平均の19.8%に対し11.5%と低くなっている。しかしながら、二次産業は本県就業者数全体の1割以上を占めており、雇用の受け皿として重要な役割を担っている。

二次産業の中で、本県の製造業を令和2年の業種別製造品出荷額等でみると、豊富で多様な農畜水産物を背景にした食品関連産業（食料・飲料）の割合が約55%を占め、全国の12.9%と比べてもその高さが際立っている。また、昭和40年代以降、エレクトロニクス、メカトロニクス関連の先端技術産業が立地し、一定の集積がみられる半導体等の電子部品・デバイス・電子回路製造業が14.2%で続いている。

また、三次産業のうち、多彩で優れた素材を生かした観光業は本県の主要産業の一つであり、令和4年の宿泊客数は6,089千人泊で九州では第5位、外国人延べ宿泊者数は38,070人泊となっている。

#### ○ 産業別国内・県内総生産の構成比（R2年）



（出典：県民経済計算年報、国民経済計算年報）

○ 製造品出荷額の業種別構成比及び特化係数 (R2年)

分野	鹿児島県			全国	
	製造品出荷額	構成比	特化係数	製造品出荷額	構成比
製造業計	1,982,830	—	—	302,003,273	—
食料品製造業	714,657	36.0	3.7	29,605,781	9.8
飲料・たばこ・飼料製造業	378,485	19.1	6.2	9,275,727	3.1
繊維工業	13,433	0.7	0.6	3,452,491	1.1
木材・木製品製造業(家具を除く)	22,725	1.1	1.3	2,738,069	0.9
家具・装備品製造業	4,203	0.2	0.3	1,999,768	0.7
パルプ・紙・紙加工品製造業	48,391	2.4	1.0	7,095,704	2.3
印刷・同関連業	17,826	0.9	0.6	4,575,588	1.5
化学工業	24,757	1.2	0.1	28,603,045	9.5
石油製品・石炭製品製造業	5,958	0.3	0.1	11,114,363	3.7
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	15,527	0.8	0.2	12,574,301	4.2
ゴム製品製造業	x	—	—	2,981,969	1.0
なめし革・同製品・毛皮製造業	x	—	—	264,189	0.1
窯業・土石製品製造業	181,714	9.2	3.7	7,558,126	2.5
鉄鋼業	6,309	0.3	0.1	15,072,285	5.0
非鉄金属製造業	50,729	2.6	0.8	9,423,653	3.1
金属製品製造業	50,345	2.5	0.5	15,020,417	5.0
はん用機械器具製造業	5,485	0.3	0.1	11,424,236	3.8
生産用機械器具製造業	65,076	3.3	0.5	19,553,507	6.5
業務用機械器具製造業	5,530	0.3	0.1	6,387,042	2.1
電子部品・デバイス・電子回路製造業	280,594	14.2	2.9	14,592,905	4.8
電気機械器具製造業	54,982	2.8	0.5	17,819,148	5.9
情報通信機械器具製造業	7,336	0.4	0.2	6,416,679	2.1
輸送用機械器具製造業	15,378	0.8	0.0	60,178,105	19.9
その他の製造業	13,086	0.7	0.5	4,276,175	1.4

※特化係数とは、本県の当該産業の構成比を全国の当該産業の構成比で割ったもの。1を上回ると集積度が高いと判断できる。

(出典：「令和3年経済センサス-活動調査」より作成)

④ 人口分布の状況

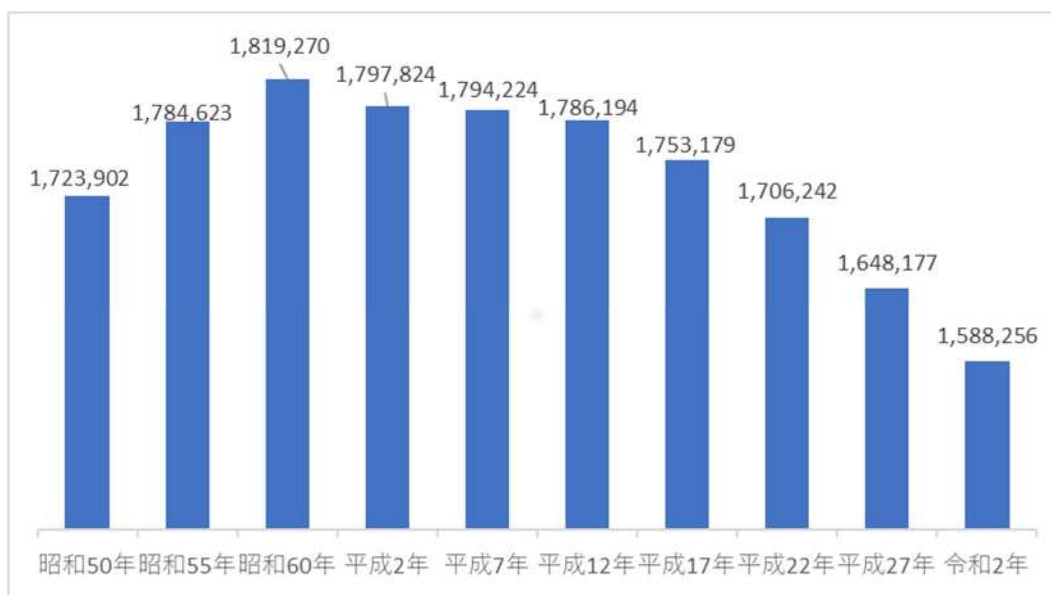
本県の人口は昭和60年の1,819千人を境に減少に転じており、令和2年は1,588千人(国勢調査)で、平成27年からの5年間で約60千人減少している。

市町村別の人口は、鹿児島市が593,280人で最も多く、県全体の37.3%を占めており、次いで霧島市が123,135人(同7.8%)、鹿屋市が101,096人(同6.4%)となっている。人口が10万人を超える市が3市ある一方、人口1万人未満の町村は19町村ある。

地域別の人口は、鹿児島地域が667,771人で全体の約4割を占め最も多く、次いで姶良・伊佐地域が233,055人、大隅地域が223,828人となっている。なお、離島地域の熊毛地域は39,550人、奄美地域が104,281人となっている。

また、年齢別人口の割合をみると、15歳未満が13.1%、15～64歳が54.4%、65歳以上が32.5%となっており、平成27年と比べ、15歳未満が0.4ポイント、15～64歳が2.6ポイント低下した一方、65歳以上が3.1ポイント上昇している。

○ 本県の人口の推移



(出典：国勢調査)

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県の県内総生産のうち、第二次産業の割合は全国と比べ低く、二次産業の中心となる製造業も全国の割合に比べて低い。しかしながら、製造業の従業者数は全体の12.8%、売上高は2,110,297百万円、付加価値額は412,186百万円で15.5%（令和3年経済センサス - 活動調査）を占めている。

今後の県勢発展の基盤をしっかりとつくっていくためには、本県の基幹産業である農林水産業と観光関連産業のさらなる振興を図りつつ、高い技術力を有する製造業の競争力の強化に取り組み、鹿児島県の「稼ぐ力」の向上を図っていく必要がある。

このため、かごしま製造業振興方針（平成23年3月策定、平成28年3月改訂、令和3年3月改訂、令和8年3月改訂）に基づき、集積度が高い食品加工関連や半導体・電子関連を重点産業分野に、今後の成長が期待できる航空・宇宙関連やモビリティ関連、ヘルスケア関連を成長産業分野に、県内製造業を支える情報通信関連とエネルギー関連を産業基盤分野に位置付け、設備投資等による生産性の向上に向けた取組や新製品・技術の開発等による付加価値の向上に向けた取組を支援するほか、人材確保・育成やデジタル技術導入によるDXの推進、GX対策強化等の事業基盤の強化に向けた取組の支援を行い、製造業の振興のみならず、他産業にも高い経済的波及効果を及ぼすことを目指す。

また、観光業について、本県における延べ宿泊者数は令和元年の8,366千人泊から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく落ち込んだところであるが、令和4年は6,089千人泊とコロナ禍前の令和元年比で7割程度まで回復しているところである。

なお、本県における外国人延べ宿泊者数については、令和元年の840千人泊から、新型コロナウイルス感染症拡大により大きく落ち込み、令和4年は38千人泊とコロナ禍前の令和元年比で5%程度となっている。

観光業に関連する宿泊業、飲食サービス業や卸売業、小売業の従業者数は181,691人で全従業者数の28.6%におよび、売上高も4,517,249百万円、付加価値額は589,180百万円で22.1%（令和3年経済センサス - 活動調査）を占めており、観光関連産業も本県経済を支える重要産業の一つである。

今後、大阪・関西万博(令和7年)等の機会を捉えたイベントやプロモーション等、様々な施策を強  
力に展開することとしており、国内観光客はもちろんのこと、さらなる外国人観光客の増加を図り、  
県外から獲得した需要が、観光業に関連する県内の小売業、製造業、運輸業、農林水産業等にも波及  
し、好循環を生み出すことを目指す。

(2) 経済的効果の目標

1件あたり3,921万円以上の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を45件創出し、これらの  
地域経済牽引事業が促進区域で1,764百万円の付加価値を創出することを目指す。

1,764百万円は促進区域の対象となる産業分野(製造業、情報通信業、宿泊業、倉庫業)の付加  
価値額合計(550,313百万円「令和3年経済センサス-活動調査」)の約0.3%であり、本県経済に対  
するインパクトが大きい。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値 額創出額	5,117百万円	6,881百万円	約34%

※「現状」欄については、旧計画において承認した地域経済牽引事業計画のうち実施期間が終了した  
もの(26件、令和5年10月末時点)の付加価値創出額の実績値を合計した額を記載した。

【5(3)で指定する業種の経済的効果の目標(指定する業種ごと)】

付加価値額	現状	計画終了後	増加率
食料品製造業	126,771百万円	130,575百万円	3%
電子部品・デバイス・電子回路製造 業	74,773百万円	87,484百万円	17%
情報サービス業	29,423百万円	39,426百万円	34%

(算定根拠(指定する業種ごと))

① 食料品製造業

現状の付加価値額については、経済センサス(令和3年)を基準に算定した。

食料品製造業の全国での総付加価値額に占める割合は、2.5%(経済センサス(令和3年))であ  
り、これを1%上回る増加率を見込み、今後、計画満了までの4年間においては、4%に5分の4  
を乗じた3%を見込み、計画終了後の付加価値額を130,575百万円と算定した。

② 電子部品・デバイス・電子回路製造業

現状の付加価値額については、経済センサス(令和3年)を基準に算定した。

電子部品・デバイス・電子回路製造業の過去5年間の全国平均の伸び率は、17.3%(経済センサ  
ス(令和3年))であり、これを5%上回る増加率を見込み、今後、計画満了までの4年間におい  
ては、22%に5分の4を乗じた17%と見込み、計画終了後の付加価値額を87,484百万円と算定し  
た。

③ 情報サービス業

現状の付加価値額については、経済センサス(令和3年)を基準に算定した。

情報サービス業の過去5年間の全国平均の伸び率は、38.2%（経済センサス（令和3年））であり、これを5%上回る増加率を見込み、今後、計画満了までの4年間においては、43%に5分の4を乗じた34%と見込み、計画終了後の付加価値額を39,426百万円と算定した。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	42件	87件	約107%

※「現状」欄については、令和5年10月末時点で旧計画において承認した地域経済牽引事業の数

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,921万円（全産業1事業所当たりの付加価値額(令和3年経済センサス-活動調査)）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域内の事業所との取引額が、事業計画期間を通じて8%以上増加すること。
- ② 地域経済牽引事業を実施する事業所の売上げが、計画期間を通じて7%以上増加すること。
- ③ 地域経済牽引事業を実施する事業所の雇用者数又は雇用者給与等支払額が、計画期間を通じて3%以上増加すること。

### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあつては、その区域

(1) 重点促進区域

別紙1、2のとおり。

なお、県内の重点促進地域において、農用地区域及び市街化調整区域はない。

また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区及び自然公園法に規定する国立公園・国定公園は除外する。

(2) 区域設定の理由

別紙2のとおり

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

別紙3のとおり

## 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

### (1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 本県のエレクトロニクス、メカトロニクス等の産業集積を生かした半導体・電子関連産業分野
- ② 県内企業が保有する機械加工等の技術力を生かしたモビリティ関連産業分野
- ③ 本県の農林水産物を活用した食品加工関連産業分野
- ④ 県内企業が保有する技術力を生かしたヘルスケア関連産業分野
- ⑤ 本県の電子部品製造等の技術力を生かした航空・宇宙関連産業分野
- ⑥ 本県の電子部品製造等の技術力を生かしたロボット関連産業分野
- ⑦ 本県の立地環境を活用した情報通信関連産業分野
- ⑧ 本県の森林・海洋などの自然環境を生かした環境・新エネルギー関連産業分野
- ⑨ 本県の世界自然遺産、世界文化遺産等の観光資源を生かした観光関連産業分野

### (2) 選定の理由

- ① 本県のエレクトロニクス、メカトロニクス等の産業集積を生かした半導体・電子関連産業分野  
本県では昭和40年代以降、鹿児島空港の移転、九州自動車道の建設など高規格幹線道路網の整備や豊富な土地、労働力を背景に、京セラ(株)、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)をはじめとするエレクトロニクス、メカトロニクス関連の先端技術産業の立地が相次いだ。「国分隼人テクノポリス開発計画」(S59)、「鹿児島地域集積促進計画」(H2)の策定を契機として、立地環境の整備を進めたこともあり、金型製作、電子部品製造組立、表面処理等の企業や、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等の立地も進んできている。また、世界的な企業の進出により、技術力を向上させた地元企業も多数存在している。

半導体・電子関連産業の県内の事業所数は3.1%(62事業所(令和3年経済センサス-活動調査、以下同様))と割合としては高くないが、従業者数で18.2%(12,623人)、製造品出荷額等で14.2%(280,594百万円)を占めている。全国の製造品出荷額等の構成比4.8%に対し、鹿児島県における電子関連産業分野は構成比が高く、集積度が高いといえる。また、平成30~令和4年度の5年間における立地件数は52件と業種別で最も多く、本県における重要産業の一つである。

前述のような地域の特性に加え、半導体・電子関連産業は、本県製造業の中で稼ぐ力を持った産業分野であることから、「かごしま製造業振興方針(R8.3改訂)」において「重点産業分野」と位置付けている。

また、半導体の需要増加などを受け、本県の半導体関連企業の立地決定件数は、増加傾向であり、TSMCの熊本進出等によって、今後も関連企業の県内進出や、県内企業の受注拡大などが期待される。そのような中、半導体関連産業の振興を図ることを目的として、県は、「かごしま半導体関連産業共創協議会」を設立し、産学官金の連携のもと、人材確保・育成や取引拡大、産業交流等に取り組んでいる。

地域の特性や県の施策面から、半導体・電子関連産業の振興をさらに推進していく。

- ② 県内企業が保有する機械加工等の技術力を生かしたモビリティ関連産業分野  
九州には、日産自動車九州(株)、トヨタ自動車九州(株)、ダイハツ九州(株)、日産車体九州(株)の4つの完成車工場があり、年間生産台数は154万台を超える、世界有数の自動車生産拠点となっ

ている。

また、二輪車の生産や試作開発等も行われ、九州全域に自動車・二輪者関連の部品工場等の進出・参入が進んでおり、自動車関連産業は九州経済を牽引する重要な産業となっている。

本県においても、(株)トヨタ車体研究所や日本特殊陶業(株)など大手自動車関連企業が立地しているほか、産業分類上、輸送用機械器具製造業に分類される企業は少ないものの、高度な技術、高い安全性、厳しい品質管理が求められる当該産業において、機械加工、金型製造、プレス加工などの高度な技術力を有し、さらには特許を取得した製造方法等により製造や加工等を行う企業が立地している。また、各種車載用センサーや車載カメラ用の電子部品製造等を行う企業など、自社の技術力を生かし、自動車関連産業において取引等を行う企業が70社程度ある。

自動車関連産業での自動運転や電動化の進展は、半導体・電子関連企業、情報通信関連企業も含めて大きなビジネスチャンスである。加えて、インフラ点検や物流等で活用が広がるドローンや建設業や農業で導入が進む自動操舵等も含めて、「モビリティ関連産業」と再構成し、「かごしま製造業振興方針(R8.3改訂)」において、「成長産業分野」と位置付けている。

県では、自動車関連の商談会への参加支援を行っているほか、ドローン活用については、実証実験への補助や公共部門におけるトライアル発注の実施等により県内におけるドローン活用の社会的受容性を高め、ドローン関連産業の定着を図っている。また、令和3年12月には、本県産業の新たな成長分野としてドローン産業の集積と発展を目指す民間主体の協議会である「鹿児島ドローンネットワーク推進協議会」が設立された。

地域の特性や施策の面からも自動車関連産業の振興をさらに推進していく。

※ 本県製造業に占める「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の割合は、従業者数で18.2% (12,623人)、製造品出荷額等で14.2% (280,594百万円)となっている(令和3年経済センサス-活動調査)。

### ③ 本県の農林水産物を活用した食品加工関連産業分野

本県は、豊かな自然環境を背景とした、全国有数の食料供給基地であり(農業産出額全国2位(R3年))、県内各地の豊富で多彩な農林水産資源を活用した食品加工関連産業の集積が見られる。代表的なものとして、全国1位の収穫量(全収穫量に占める割合は約3割(R4作物統計))を誇るさつまいもを原料とした本格焼酎や加工食品をはじめ、全国1位の飼養頭数を誇る豚、ブロイラー、全国2位の肉用牛(以上R4年畜産統計)等の食肉加工、生産量全国一のかつお節や壺作りの黒酢など、多種にわたる食品工場が数多く集積している。

食料品・飲料製造業の本県製造業に占める割合は事業所数で48.6%(984事業所)、従業者数で42.9%(29,795人)、製造品出荷額等で55.1%(1,093,142百万円)となっており、全国と比較しても構成比が高い。また、平成30~令和4年度の5年間における立地件数は46件と電子関連産業に次いで2番目に多く、食品加工関連産業は本県における重要産業の一つである。

このため、「かごしま製造業振興方針(R8.3改訂)」において当該産業を「重点産業分野」と位置付けている。県では、令和5年度から「食品関連製造業リーディングカンパニー創出支援事業」を実施し、商品開発や販路拡大、生産現場の「カイゼン」活動に取り組んでいる。また、本県の食品加工関連製造業は生産性が低いという課題があることから、令和3年度から「食品関連製造業製造工程自動化・省力化等支援事業」を実施し、生産工程の自動化・省力化による生産効率の向上や、

新たな需要獲得に必要な機械装置の導入等の取組について支援を行っている。

このように、地域の特性や施策の面からも食品加工関連産業の振興をさらに推進していく。

#### ④ 県内企業が保有する技術力を生かしたヘルスケア関連産業分野

ヘルスケア関連産業は、少子高齢化社会において、社会的なニーズから成長が見込まれる分野であり、医療や介護から病気予防、介護用品、健康機器、健康食品の製造などの広い裾野を有している。

本県は全国的に見て高齢化率が高く、医療・介護サービスの需要が増大しており、ヘルスケア関連産業にとって、大きな機会となりうる。

特に、本県の豊富な農林水産資源や食品加工関連産業の集積（※1）を背景に、機能的食品素材を活用した健康食品関連産業は、本県において参入の可能性の高い分野と言える。例えば、食品加工関連企業がバイオ医薬素材の製造販売に進出した例がある。

また、電子関連産業の集積（※2）により蓄積された、電子部品や精密部品の製造技術や各種自動機の製造技術等を当該産業分野へも展開させ、医療機器・介護機器の精密部品、各種センサー等を製作している企業があるほか、例えばIoT技術を活用した見守りベッドの開発や、起き上がったことが分かるセンサー付きのマットの開発、医師のニーズを踏まえた手術用の電動式器械台等の開発等を行った企業がある。本県は離島を数多く有しており、ICTを活用した遠隔診療やデータ連携サービスの導入等、ヘルスケア関連産業の成長拠点としての可能性を有している。

このような状況を踏まえ、「かごしま製造業振興方針（R8.3改訂）」において当該産業を「成長産業分野」と位置付けている。

※1 本県製造業に占める食料品・飲料製造業の割合は、事業所数で48.6%（984事業所）、従業員数で42.9%（29,795人）、製造品出荷額等で55.1%（1,093,142百万円）となっている（令和3年経済センサス - 活動調査）。

※2 本県製造業に占める「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の割合は、従業員数で18.2%（12,623人）、製造品出荷額等で14.2%（280,594百万円）となっている（令和3年経済センサス - 活動調査）。

#### ⑤ 本県の電子部品製造等の技術力を生かした航空・宇宙関連産業分野

我が国の民間航空機市場は、一時はコロナで落ち込んだものの、年率3～4%で旅客需要の増加が見込まれているほか、航空機産業は着実に成長を続けており、コロナ前には売上高ベースで2兆円規模にまで発展した。今後も世界市場は拡大し、中期的に拡大が見込まれる市場の成長性、先端技術の適用性、広い裾野産業を有する事から重要産業として位置付けられている。

また、宇宙関連では、近年、人工衛星などの宇宙システムが、情報通信、災害対応などの活動や安全保障を支えており、これらを巡る国際競争も激しくなる中において、政府は、令和5年6月に宇宙基本計画を改訂し、宇宙機器と宇宙ソリューションの市場を合わせて、2020年に4兆円となっている市場規模を、2030年代の早期に2倍の8兆円に拡大する目標を掲げた。

本県には、全国で唯一、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の内之浦宇宙空間観測所及び種子島宇宙センターの2つのロケット打上げ施設が立地し、打上げ関連企業をはじめとした宇宙関連企業が集積しており、大学等においても、ロケット開発等の研究が行われている。令和4年6月か

らは、産学官で構成される鹿児島県宇宙ビジネス創出推進研究会を立ち上げ、宇宙関連産業の成長力を県内に取り込む活動を行っている。

航空機やロケット、人工衛星は数多くの部品から構成され、産業の裾野が広い。一方、信頼性や安全性の問題から高い技術力を要求されること、多品種少量生産であることなどから、参入への障壁は高いが、参入した場合は高単価で安定した取引も見込め、また、企業の技術力や信頼の向上にもつながる産業である。

前述のような市場の成長性や地域の特性から「かごしま製造業振興方針（R8.3 改訂）」において当該産業を「成長産業分野」と位置付けている。

県内でも、参入企業は多くはないものの、例えば半導体や自動車用電子部品などの電子部品製造や、チタン、ニッケル等の精密板金加工等で培われた自社の技術力を生かし、航空機の内装や人工衛星等に係る部品製造を行うなど、既に航空宇宙関連産業に参入している企業が数社あるほか、参入を検討している企業や航空機関連の研究開発を進めている企業もあること、また、県内には自動車関連産業に参入している企業が70社程度立地していること等を踏まえ、これまで航空・宇宙産業の動向、参入に向けた取組事例等に関するセミナーや、技術力向上等のための他企業への派遣支援を行っているところである。

#### ⑥ 本県の電子部品製造等の技術力を生かしたロボット関連産業分野

少子高齢化の進む日本をはじめ世界各国で人手不足が深刻な課題となっており、単純労働や身体的負荷の大きい作業をロボットで代替し、人の補助としての活用が進んでいるほか、危険エリアでの作業、カメラやセンサーによるデータ収集など、ロボットにしかできない業務も増えてきている。

令和元年に約1兆9800億円であった業務・サービスロボットの世界市場は、令和7年には約4兆6600億円まで拡大すると見込まれている。家庭用から物流・搬送用、医療・介護用など様々な分野でロボットの導入が進むとみられており、ロボット関連産業の市場は今後大きなビジネスを生み出すことが期待される。

県内では、自社開発のロボットによる受託生産サービスを展開する企業や、独自設計の食肉加工ロボット等を開発する企業が立地しており、今後も、本県に集積する電子関連企業（※1）等の高い技術力を活かしたロボット関連事業への参入が期待される。

※1 本県製造業に占める「電子部品・デバイス・電子回路製造業」の割合は、従業者数で

18.2%（12,623人）、製造品出荷額等で14.2%（280,594百万円）となっている（令和3年経済センサス-活動調査）。

#### ⑦ 本県の立地環境を活用した情報通信関連産業分野

情報通信関連産業は、DXを推進するための業務効率化計画の策定や各種システム導入、情報通信網の整備等、本県製造業の基盤強化に貢献する産業である。

また、近年、AI技術の発展が目覚ましく、製造業においても活用領域が拡大しており、内閣府においては、令和7年12月に「世界で最もAIを開発・活用しやすい国」を目指して、人工知能基本計画を策定するなど、その開発・活用がさらに進むことが見込まれる。

本県は多様な再生可能エネルギー等が供給可能という地域特性から、AIデータセンターの立地候

補地として注目を集めており、情報通信網をはじめとする産業インフラの整備や関連機器の組立製造拠点の整備が期待される。県では、令和8年度から、大規模データセンターの立地に関する企業立地促進補助金の補助上限額を拡充し、データセンターの誘致を進めているところである。

このような状況を踏まえ、「かごしま製造業振興方針（R8.3改訂）」において当該産業を「産業基盤分野」と位置付けている。

当該産業については、時間的、距離的制約が少なく、遠隔地でも立地が十分見込まれる産業であることから、県では、情報通信関連企業が本県に立地する際の設備投資に対する助成を令和3年度から拡充しており、令和3年度、令和4年度と2年連続過去最高の立地件数を更新した。鹿児島中央駅エリアや天文館エリアに集積が見られるほか、離島地域への立地もみられたところである。

また、オフィス以外の環境においても仕事が可能であり、従業員の生産性と満足度を高めるワークーションへの関心も高いことから、関係人口の創出・拡大を図ることで地域経済の活性化への貢献が期待される。県では県庁最上階にコワーキングスペース「かごゆいテラス」を開設しているほか、離島を含む県内各地に自治体や民間事業者が運営するコワーキングスペース等が設置されている。加えて、県では、IT関連企業に従事する技術者等を対象とした専門的な講座を行うなど、デジタル人材の育成にも取り組んでいる。

地域の特性や施策の面からも情報通信関連産業の振興をさらに推進していく。

#### ⑧ 本県の森林・海洋などの自然環境を生かした環境・新エネルギー関連産業分野

エネルギー関連産業は、再生可能エネルギー関連の機械や施設整備、半導体・電子関連分野の技術力を生かした部品・部材の製造等に関わる産業分野であり、GXの進展に伴い、今後成長が見込まれるばかりではなく、本県製造業の各産業分野のGXを推進し、製造業の基盤強化に貢献する産業である。

国は2050年カーボンニュートラルの目標を堅持し、その実現に向けて、「GX2040ビジョン」等を踏まえ、官民協調によるGX関連投資を推進するとして、再生可能エネルギーの国内サプライチェーンの構築やペロブスカイト太陽電池導入支援、洋上風力の技術開発、次世代型地熱の社会実装支援などを推進している。

また、GX・DXが進展する新時代に、地域経済や地域社会を適応させていくことが重要であり、GX・DXを進展させ経済成長を図る産業立地（GX産業立地）を推進するとされ、電源立地自治体に需要家が立地することが構想されている。

本県の再生可能エネルギー発電の導入ポテンシャル（年間発電量）は、風力が約1億3,960万MWhと最も多く、次いで太陽光発電が約5,576万MWhである（「鹿児島県再生可能エネルギー導入ビジョン2023」）。本県においてもメガソーラーや木質バイオマス等の再生可能エネルギー関連の立地が進んでおり、鹿児島県のエネルギー自給率は49.0%で全国第4位（全国平均は19.2%）である。また、本県の強みである畜産業（飼養頭数で豚、ブロイラーは全国1位（R4年畜産統計））における産業活動中に発生する家畜のふん尿や、食品加工関連産業に該当する焼酎の焼酎かす等の食品残渣等を活用したバイオマスエネルギーの利用など、環境・エネルギー産業は本県の恵まれた資源を活かせる分野である。

前述のような市場の将来性や地域の特性から「かごしま製造業振興方針（R8.3改訂）」において当該産業を「産業基盤分野」と位置付けている。

さらに、広大な森林面積を有する本県は（九州で2位、全国で13位）、「森林・林業振興基本計画（平成31年3月、県環境林務課策定）」に基づき、地球温暖化の防止の観点からも需用者ニーズに応えた木材製品の安定供給に向けた取組を推進することとしており、2×4部材の生産やCLT（直交集成板）などの新たな製材品の開発・供給等を行っている。

また、資源・エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、大量生産・大量消費・大量廃棄の一方向的な経済「線型経済（リニアエコノミー）」から持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指すことが世界の潮流となっている。

県内でも、産学官が連携し廃棄物の再資源化を目指す取組や、シラス由来の火山ガラス微粉末（VGP）を活用した低炭素型コンクリートの社会実装を目指す取組等が見られるところである。

地域特性や施策の面からも環境・新エネルギー関連産業の振興をさらに推進していく。

#### ⑨ 本県の世界自然遺産、世界文化遺産等の観光資源を生かした観光関連産業分野

本県は、南北600kmに及ぶ広大な県土の中に、美しい豊かな自然環境や良好な景観、世界自然遺産に登録されている屋久島、奄美大島・徳之島などの南の島々、緑あふれる森林、良質で豊かな温泉、個性ある歴史・文化、伝統工芸品など多様で特色のある優れた資源や、恵み豊かな美味しい食の魅力にあふれ、多彩で優れた素材に恵まれている。

中でも、奄美大島・徳之島については、令和3年7月に世界自然遺産に登録されたところである。本県は、平成5年12月に登録された屋久島と合わせて県内に2つの世界自然遺産を有する全国唯一の県となり、このことは、国内だけではなく海外からの観光客誘致においても、大きなセールスポイントになっている。

これらの魅力ある多彩な観光資源等を生かし、本県では、大規模なプロモーションを通じた国内外からの誘客促進や、国際クルーズ船の誘致促進、外国人観光客の受入体制整備等に取り組んでいるところであり、延べ宿泊者数は、令和4年は6,089千人、うち外国人延べ宿泊者数は38,070人となっている。

また、観光業に関連する宿泊業、飲食サービス業や卸売業・小売業の従業者数は、181,691人で全従業員数の28.6%におよび、売上高も4,517,249百万円、付加価値額は589,180百万円で22.1%（令和3年経済センサスー活動調査）を占めており、観光関連産業は本県経済を支える重要産業の一つである。

今後、地域間をつなぐ交通アクセスの整備・充実、広域観光の取組等を推進するとともに、令和7年の大阪・関西万博など全国的なイベント等の機会を捉え、イベントやプロモーション等を含めた様々な施策をさらに強力に展開することとしており、地域の特性や施策の面からも観光関連産業の振興をさらに推進していく。

#### (3) 地域経済の成長と発展に特に資するものとして指定する業種

- ① 食料品製造業
- ② 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ③ 情報サービス業

#### (4) 指定の理由

##### ① 食料品製造業

食品製造業は食料の供給という役割を担うため、景気変動の影響を受けにくく、売上高、利益率ともに安定的に推移している。

食料品製造業の全国での総付加価値額に占める割合は、1.5%（経済センサス（令和3年））であり、本県においては、4.7%で全国での総付加価値額に占める割合を1%以上上回っている。

また、当該業種に係る促進区域の給与総額の直近5年間の伸び率は29.2%となっている。

「かごしま製造業振興方針」5-(2)-①において、重点産業分野と位置付けられており、「食品関連製造業生産工程自動化・省力化等支援事業」では、県内食品関連製造業者の生産性を高め、競争力の強化を図るため、生産工程の自動化・省力化等による生産効率の向上や、新たな需要獲得に必要な機械装置の導入等の取組を支援しているところである。

##### ② 電子部品・デバイス・電子回路製造業

電子部品・デバイス・電子回路製造業は、本県における集積度が高い重要な産業である。

また、電子関連産業は、自動車関連産業など、産業の垣根を越えた他分野への展開が期待される。

電子部品・デバイス・電子回路製造業の過去5年間の全国平均の伸び率は、17.3%（経済センサス（令和3年））であり、本県においては、30.1%で全国平均の伸び率を5%以上上回っている。

なお、当該業種に係る促進区域の売上（収入）金額の直近5年間の伸び率は14.7%となっている。

「かごしま製造業振興方針」5-(2)-①において、重点産業分野と位置付けられており、「ものづくり中核企業生産革新支援事業」では、県内製造業者の生産性向上に取り組む際に必要な設備導入等の経費を支援しているところである。

##### ③ 情報サービス業

IoT・AI等のデジタル技術の普及に伴い、IoTデバイス数は産業用途やコンシューマ向けに大きく増加しており、情報通信関連分野は、AI、VR、AR、自動運転などの新技術と相乗効果を生みながら発展し、今後、大きなビジネスを生み出すことが期待される。

情報サービス業の過去5年間の全国平均の伸び率は、38.2%（経済センサス（令和3年））であり、本県においては、94.7%で全国平均の伸び率を5%以上上回っている。

また、当該業種に係る促進区域の売上（収入）金額の直近5年間の伸び率は60.3%となっている。

「かごしま製造業振興方針」5-(2)-③において、情報通信関連分野の一つとして県内製造業を支える産業基盤分野に位置付けられており、情報通信関連業種の本県への誘致に向けて、同業種を「鹿児島県企業立地促進補助金」の対象としているところである。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

本県の特徴を生かし、「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載する分野の推進を支援していくためには、事業者のニーズをしっかりと把握し、国の支援策も活用しながら地域未来牽引事業の推進段階に応じたきめ細かな支援を行っていく。

また、地域経済牽引事業を実施する可能性のある事業所の発掘や、地域経済牽引事業の実施段

階、実施後の支援については、県と市町村が緊密に連携を図りながら的確に事業者のニーズを把握し、必要な支援等を行う。

## (2) 制度の整備に関する事項

### ① 不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の減免措置に関する条例を制定（現行条例の改正含む。）している（県、鹿児島市、鹿屋市、出水市、指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、姶良市、大崎町、肝付町、中種子町、南種子町及び屋久島町。）

### ② 地方創生推進施策

#### ア 県

食品産業関連分野の振興を図るため、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用した食品関連製造業リーディングカンパニー創出支援事業を令和5年度から実施している。

また、基本計画の計画期間内において、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、電子関連産業分野、自動車関連産業分野、食品関連産業分野、ヘルスケア産業分野、航空機・宇宙関連産業分野、ロボット関連産業分野、情報通信関連産業分野及び環境・エネルギー関連産業分野において設備投資支援等による事業環境の整備や、販路開拓の強化等を実施する予定。

#### イ 出水市

地域経済の活性化と域内還流の仕組みづくりのため、令和6年度のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、地域通貨を導入する予定。

#### ウ 錦江町

移住促進や地方創生人材の確保及び育成を図るため、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用した自治体広域連携によるローカルベンチャー拡大推進事業を令和5年度から令和7年度まで実施する予定。

## (3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

### ① 公設試験研究機関が有する研究成果、機器等の情報提供

#### ア 鹿児島県工業技術センター

同センターが保有している研究成果や使用可能な機器について、県内企業の技術力向上等に資するため、同センターのホームページ内にある「研究報告データベース」及び「機器データベース」において公表する。

#### イ 鹿児島県農業開発総合センター

同センターが有する研究成果について、県内の食品製造企業や機械器具製造企業等の研究開発等に資するため、研究開発の成果をホームページで公表する。

#### ウ 鹿児島県大隅加工技術研究センター

同センターが有する研究成果や使用可能な機器について、県内食品加工事業者の技術力向上等に資するため、研究開発の成果や、利用可能機器に関する情報を同センターのホームページにおいて公表する。

エ 鹿児島県水産技術開発センター

同センターが有する研究成果について、県内の食品製造業企業等の研究開発等に資するため、研究開発の成果をホームページで公表する。

オ 鹿児島県森林技術総合センター

同センターが有する研究成果について、県内の林業関係者や特用林産物の生産者等の研究開発等に資するため、研究開発の成果をホームページで公表する

② 取引拡大等に資する企業情報等の提供

(公財) かがしま産業支援センターが運営する「鹿児島県製造業ビジネス・マッチング・ステーション」(登録制)により、登録企業の受発注情報や主製品や加工技術、保有設備等の情報を公開し、県内外企業との取引を促進する。

③ オープンデータカタログサイトによる県が保有する情報の提供

「官民データ活用推進基本法」(平成28年法律第103号)を踏まえ、九州・山口各県(九州地方知事会)の広域連携事業の取組として、公益財団法人九州先端科学技術研究所(ISIT)が提供するオープンデータカタログサイト(BODIK ODCS)により、県が保有する各種データについて、利用しやすい形で情報提供を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

鹿児島県商工労働水産部産業立地課において、一括して事業者の事業環境整備の提案を受け付ける。提案を受け付けた場合は関係部局や関係市町村と連携を図りながら対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① スタートアップへの支援(事業者の成長促進等)

ア 県の取組

県の融資制度や事業計画のブラッシュアップ等による資金調達の拡大や、事業化・販路拡大までの各段階に応じた研究開発費の補助や専門家によるコンサルティング等の伴走支援を行っている。また、県庁18階のコワーキングスペース「かごゆいテラス」に新産業創出支援員を配置し、異業種交流やビジネスマッチングを推進しているほか、起業準備者を対象にビジネスプランコンテストを開催するなど、起業機運の醸成に努めている。

イ 鹿児島市の取組

鹿児島市が設置するmark MEIZANにおいては、スタートアップ企業が入居可能な入居室等を整備しているほか、起業や資金調達等に関する相談体制を構築している。また、スタートアップを対象としたビジネスプランコンテストや各種セミナーの開催等を通じて、人材育成やマッチング支援にも取り組んでいる。

② 地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

「かごしま製造業振興方針」を策定し、食品加工関連産業や半導体・電子関連産業を重点産業分野として、航空・宇宙関連産業やモビリティ関連産業、ヘルスケア関連産業を成長産業分野として、県内製造業を支える情報通信関連産業とエネルギー関連産業を産業基盤分野として、位置付けている。また、これらの産業の振興を図るため、人材育成や販路拡大、改善活動等の取組を一体的に支援している。

③ 人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）

ア 県の取組

就職に際して、若年層の県外流出に歯止めがかからず、県内の各産業で人手不足が深刻化している状況を踏まえ、「かごしま故郷人材確保・育成プロジェクト」を立ち上げ、中長期的な観点から、人材確保・育成に取り組んでいる。

人材確保の取組として、SNSを活用した広報や企業説明会、学校での出前授業、企業と高校等就職指導担当者との情報交換会等を行っている。人材育成の取組として、IT企業等のエンジニア、若手社員やその指導者を対象とした人材研修を行っているほか、企業が行う研修の費用補助等を行っている。また、女性や外国人、兼業・副業人材等の多様な人材が活躍できるよう、各種支援を行っている。

イ 西之表市の取組

さまざまな産業分野の働き手、担い手不足の対策として、令和5年度からUIターン者や市内在住者から働き手を募集する「西之表市人材確保対策事業」を実施し、西之表市での就労を目的に移住する方や、新規学卒者等で市内事業所に就職する方に対し、就職奨励金を準備している。

④ 産業用地の確保に向けた支援（道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援）

県内市町村が新たに整備する工業団地内の道路や給水・排水施設の整備等に要する費用に対して補助を行っている。

⑤ 賃上げ促進（賃上げ促進支援）

セミナー等で事業内最低賃金引き上げに活用できる業務改善助成金を案内しているほか、パートナーシップ構築宣言の周知・広報、宣言企業への県補助金での加点措置を行っている。

⑥ GXの促進支援

太陽光発電設備や省エネ設備等の導入に対する支援を行っているほか、省エネ診断、再エネ設備関連の資格取得、セミナーの受講料等の支援を行っている。

⑦ DXの促進支援

行政機関・民間事業者・団体等がデジタル化による社会変革を実現するための相談窓口として、「鹿児島県DX推進相談窓口」を設置しているほか、DX推進アドバイザーによる相談対応やセミナー等を実施し、支援体制を構築している。また、人材育成支援として、リーダー人材、初学者・中級者向けの研修や、DX機運を醸成するためのコミュニティ形成、SNSを活用した情報発信等を行っている。さらに、デジタル技術の導入に際し活用できる補助金や県の融資制度等により、設備投資への支援を行っている。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
<b>【制度の整備】</b>					
①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設（県）	運用	運用	運用	運用	運用
②固定資産税の減免措置の創設（6-(2)-①に記載する20市町）	運用	運用	運用	運用	運用
③地方創生推進施策（県）	申請時期未定。交付決定後、必要な調整を行い、事業を実施	同左	同左	同左	同左
④地方創生推進交付金の活用（出水市）	交付申請（実施計画書）提出、交付決定、事業実施	実施	同左	同左	同左
⑤地方創生推進交付金の活用（錦江町）	交付申請（実施計画書）提出、交付決定、事業実施	実施	同左	—	—
<b>【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】</b>					
①公設試験研究機関が有する研究成果、機器等の情報提供	運用	運用	運用	運用	運用
②取引拡大等に資する企業情報等の提供	運用	運用	運用	運用	運用
③オープンデータサイト	運用	運用	運用	運用	運用

【事業者からの事業環境整備の提案への対応】					
鹿児島県産業立地課を窓口とした対応	実施	実施	実施	実施	実施
【その他】					
①スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）	実施	実施	実施	実施	実施
② 地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援	実施	実施	実施	実施	実施
③ 人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）	実施	実施	実施	実施	実施
④ 産業用地の確保に向けた支援（道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援）	実施	実施	実施	実施	実施
⑤ 賃上げ促進（賃上げ促進支援）	実施	実施	実施	実施	実施
⑥ GX の促進支援	実施	実施	実施	実施	実施
⑦ DX の促進支援	実施	実施	実施	実施	実施

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の推進に当たっては、県が中心となって関係する市町村や公設試験研究機関、支援機関相互の連携強化を図り、地域経済牽引事業に係る情報を共有化することで、事業者ニーズを的確に把握し、それぞれの機関が地域経済牽引事業の進捗段階に応じて、効果的な支援を行っていくこととする。

## (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

### ① 鹿児島県工業技術センター

同センターは、県内中小企業などの技術開発・技術力向上を支援する中核的な施設として、工業技術の高度化、先端化、複合化に取り組んでいる。中でもバイオテクノロジー、エレクトロニクス、新素材など先端技術をはじめ、各分野における工業技術に関するすべての相談に対応しており、県内中小企業の「技術的拠りどころ」として、企業ニーズに的確に対応する。

### ② 鹿児島県農業開発総合センター

同センターは、本県農業の総合的な拠点として農業技術の開発と担い手の育成を効率的かつ総合的に推進する機関として、先進的な農業技術の開発や先端技術を活用した生産性の向上・新品種育成のための技術や素材の開発等を行うほか、企業等との連携等により、乗用型機械のロボット技術開発等にも取り組む。

### ③ 鹿児島県大隅加工技術研究センター

同センターは、素材提供型農業から一次加工等による高付加価値農業の展開を図るため、新たな加工・流通技術の研究・開発を行うとともに、食品加工事業者等による加工品の試作・研究・開発や販路拡大等の支援に取り組んでいる。

### ④ 鹿児島県水産技術開発センター

同センターは、「おさかな王国かごしま」の実現を目指し、消費者・市場のニーズに的確に対応した付加価値の高い商品づくりや持続的・安定的な漁業生産を実現するための資源管理や人工種苗の生産技術開発に取り組んでいる。

また、水産加工利用棟において、新しい水産加工食品の開発や既存製品の改良等の研究を行うとともに、施設を加工業者等へ開放する。

### ⑤ 鹿児島県森林技術総合センター

同センターは、森林・林業に関する新たな施策課題や森林所有者等のニーズに対応した技術開発を行い、その成果を迅速かつ的確に普及定着させることを目的とし、試験研究等を行っており、再造林の推進を図るための研究や、枝物・たけのこなど特用林産物の生産技術に関する研究等に取り組む。

### ⑥ (公財)かごしま産業支援センター

県内中小企業の総合的な産業支援機関として、ワンストップサービスの総合相談窓口における相談対応や専門家の派遣など、多様な相談やニーズに迅速・的確に対応するほか、創業支援や新製品・新技術の研究開発支援や外国特許出願支援などの知的財産対策、販路拡大、県外企業との取引振興、兼業・副業人材等と事業者とのマッチング等を行う。

### ⑦ 大学等の教育・研究機関

本県には国立大学法人鹿児島大学など6つの大学と4つの短期大学及び1つの工業高等専門学校がある。

これらの機関においては、例えば、鹿児島大学の産学官連携推進センターにおいて研究シーズと社会ニーズのマッチングや民間企業等との共同研究、産学共同研究のコーディネーターや地域産業界等からの技術相談への対応等を行っているほか、地元企業のニーズに対応した教育プログラム等による人材育成に取り組んでいる。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

県では、環境保全活動を促進するため、環境教育・環境学習の推進、民間活動の支援、情報の提供を進めるとともに、県自ら率先して環境保全に取り組んでいる。

開発行為等における環境保全上の支障を未然に防止するため、地域経済牽引事業の実施に当たっては、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行うこととする。

また、必要に応じて、情報提供や地元説明会を開催するなど地域住民等の理解を得るための取組を行うこととする。

さらに、エネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの推進並びに適正処理によって、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないように努める。

かけがえのない地球環境を保全するため、地球環境を守るかごしま県民運動を展開するなど地球温暖化対策を推進するとともに、資源やエネルギーの消費抑制・循環的利用の徹底など環境への負荷低減を図り、地球環境先進県に向けた取組を進めることとする。

なお、環境保全上重要な地域等を事業対象地域として含む地域経済牽引事業計画の承認に当たっては、多様な野生動植物や希少種の生息・生育に対し、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、国や県、市町村の所管機関（国の地方環境事務所や本県の自然環境部局等）と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮する。

### (2) 安全な住民生活の保全

本県においては、「鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり防犯指針」に基づき、県民、事業者、行政等が相互に連携・協働した取組を推進している。

本基本計画に基づき、企業立地や事業活動を推進するにあたって、安全な住民生活の保全のために、下記のことを推進する。

#### ① 防犯設備の整備

事業所付近において地域住民が犯罪被害に遭わないようにするために、照明の設置等を行う。併せて、必要に応じて事業者に対して、敷地内及び駐車場に防犯カメラ、照明の設置等を要請する。

#### ② 防犯・交通事故防止に配慮した施設の整備・管理

道路、公園等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、公共空間や空き地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底するとともに、交通の安全と円滑化に配慮し、歩車道分離等による道路環境の整備を図る。

③ 従業員に対する安全指導

従業員に対して、法令遵守の徹底や防犯意識の向上及び交通事故の防止について指導する。また、外国人の従業員に対しては、日本の法制度について指導するよう要請する。

④ 地域安全活動への協力

犯罪予防のためのパトロールを実施するほか、地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加・協力するとともに、これに対して必要な物品、場所を提供するなどの支援を行う。

⑤ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等による当該外国人の在留期限、就労資格の有無の確認など、必要な措置をとる。

⑥ 地域住民との協議

事業者又は関係自治体が基本計画に基づき産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するに当たって、安全な住民生活の保全に影響すると考えられる取組みについては、あらかじめ関係する地域住民の意見を十分に聴取する。

⑦ 警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における事業者から警察への連絡体制を整備する。

(3) その他

・ PDCA サイクルによる基本計画の進捗管理

毎年度、地域経済の状況及び承認した地域経済牽引事業計画の実施状況、地域経済牽引事業への支援措置、土地利用の調整の状況等、基本計画の進捗状況に関するとりまとめを行い、国に報告するとともに、効果の検証と事業の見直しを実施する。

**9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項**

今回定めた重点促進区域の区域内において、農用地及び市街化調整区域は存在しない。

なお、基本計画の変更により重点促進区域内に農用地等を含む場合は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律や地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針等を踏まえた上で土地利用調整計画を策定するものとする。

**10 計画期間**

計画承認日から令和 11 年 3 月 31 日まで

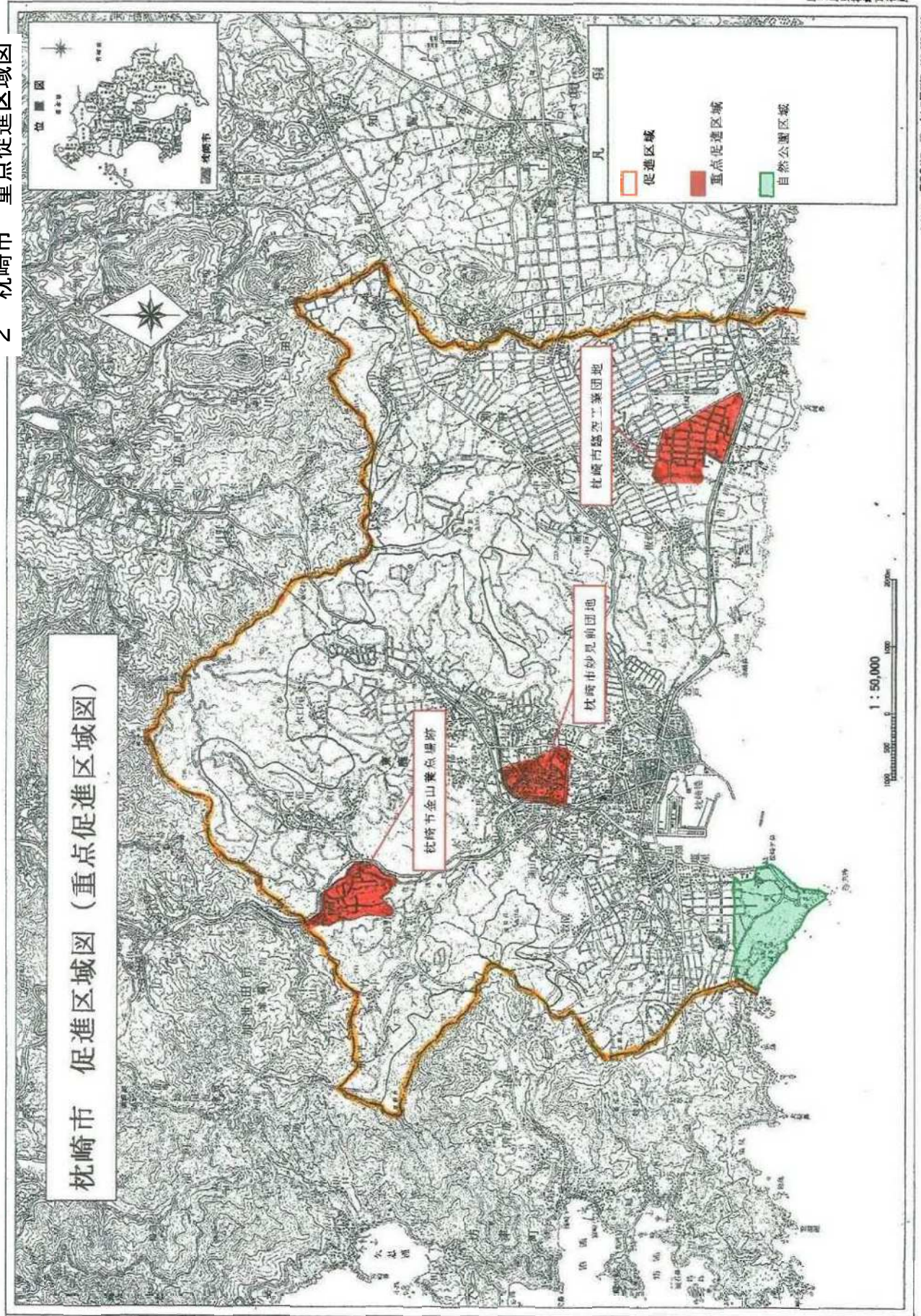
「鹿児島県基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(別紙 1)

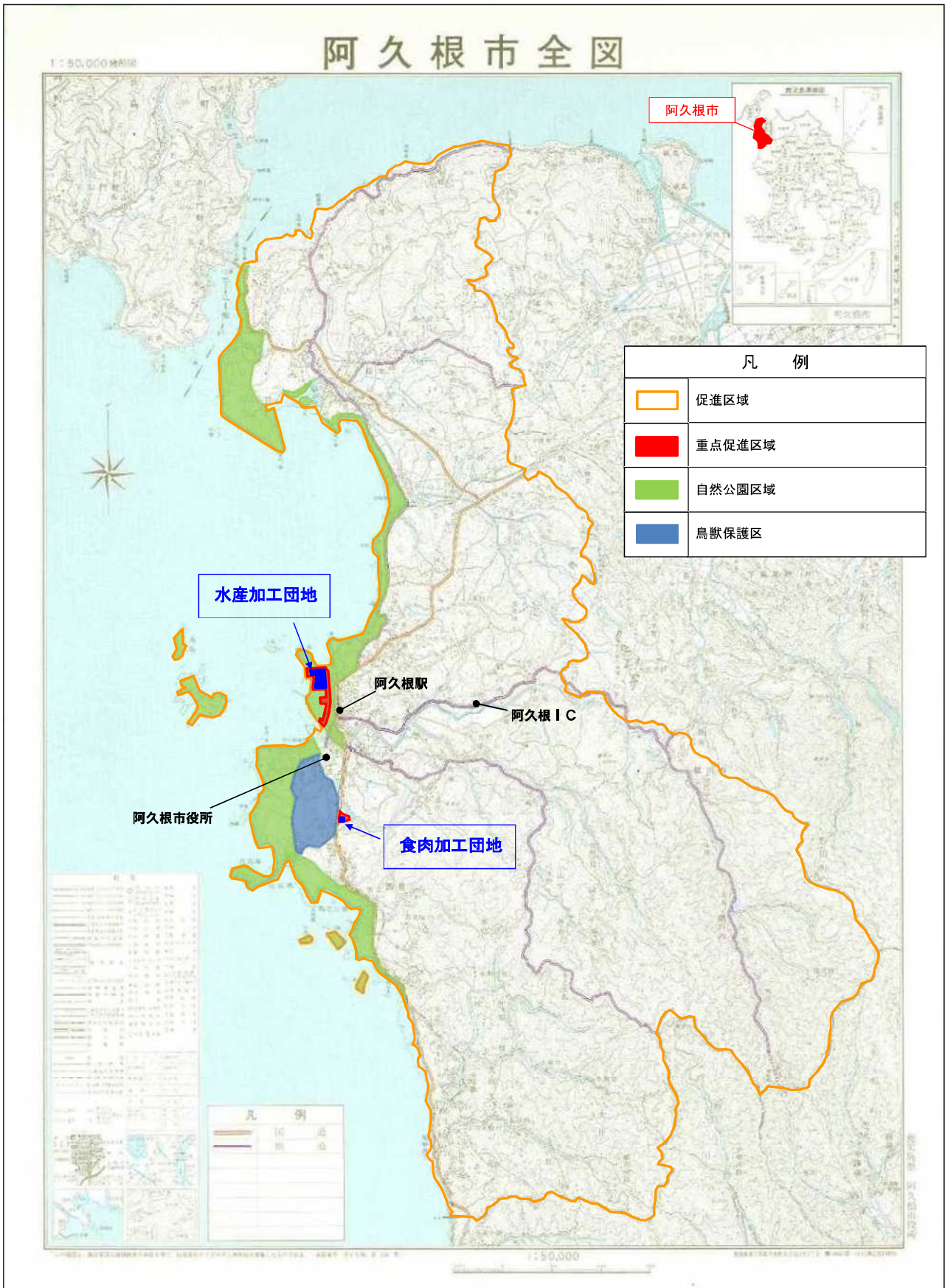
## 重点促進区域図一覧（市町村ごと）



2 枕崎市 重点促进区域图

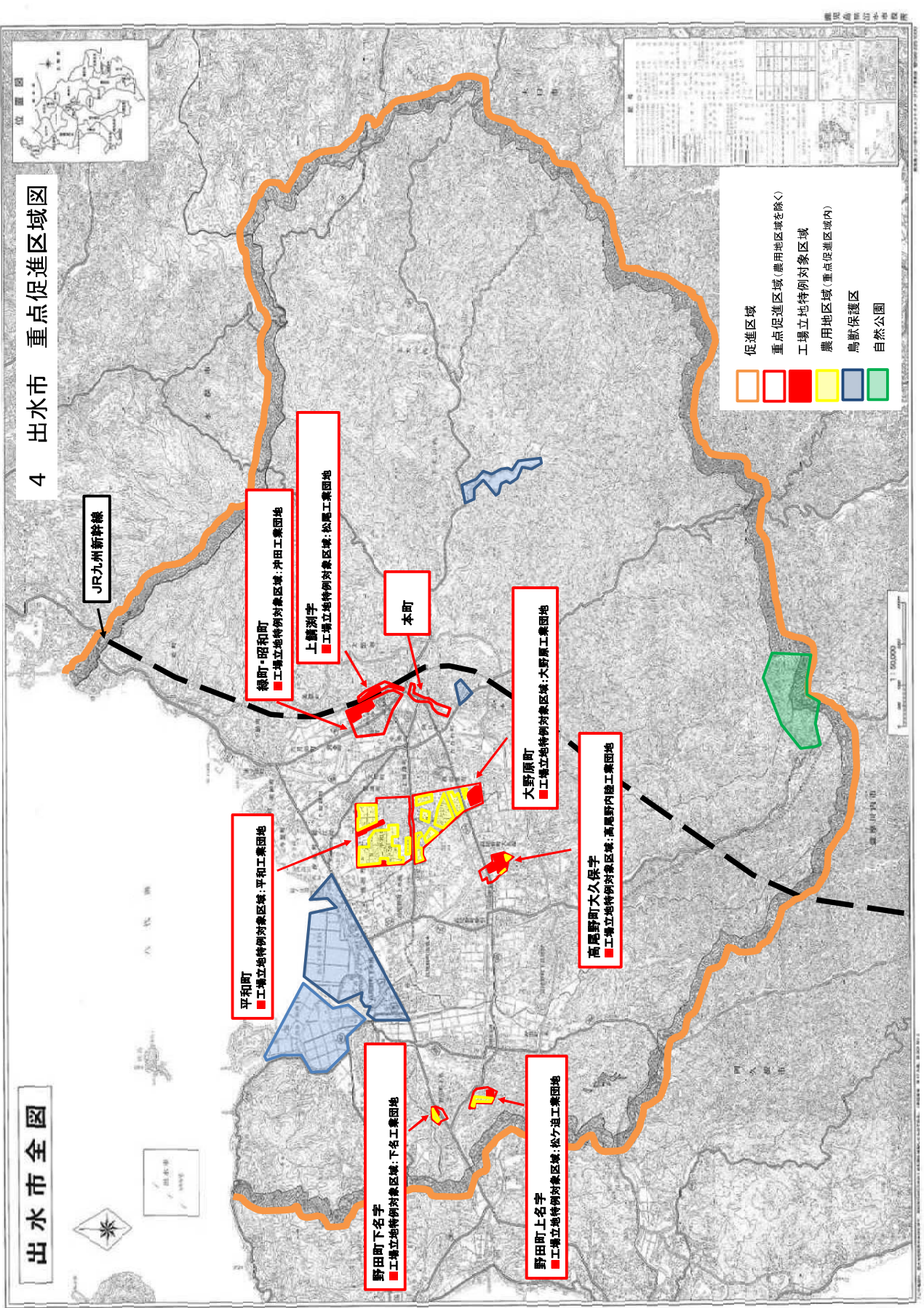


### 3 阿久根市 重点促進区域图



# 出水市全圖

## 4 出水市 重点促進区域圖



- 促進区域
- 重点促進区域(農用地区域を除く)
- 工場立地特例対象区域
- 農用地区域(重点促進区域内)
- 鳥獣保護区
- 自然公園

JR九州新幹線

線町・昭和町  
工場立地特例対象区域; 沖田工業団地

上藤洲字  
工場立地特例対象区域; 松尾工業団地

本町

大野原町  
工場立地特例対象区域; 大野原工業団地

高尾野町大久保字  
工場立地特例対象区域; 高尾野内陸工業団地

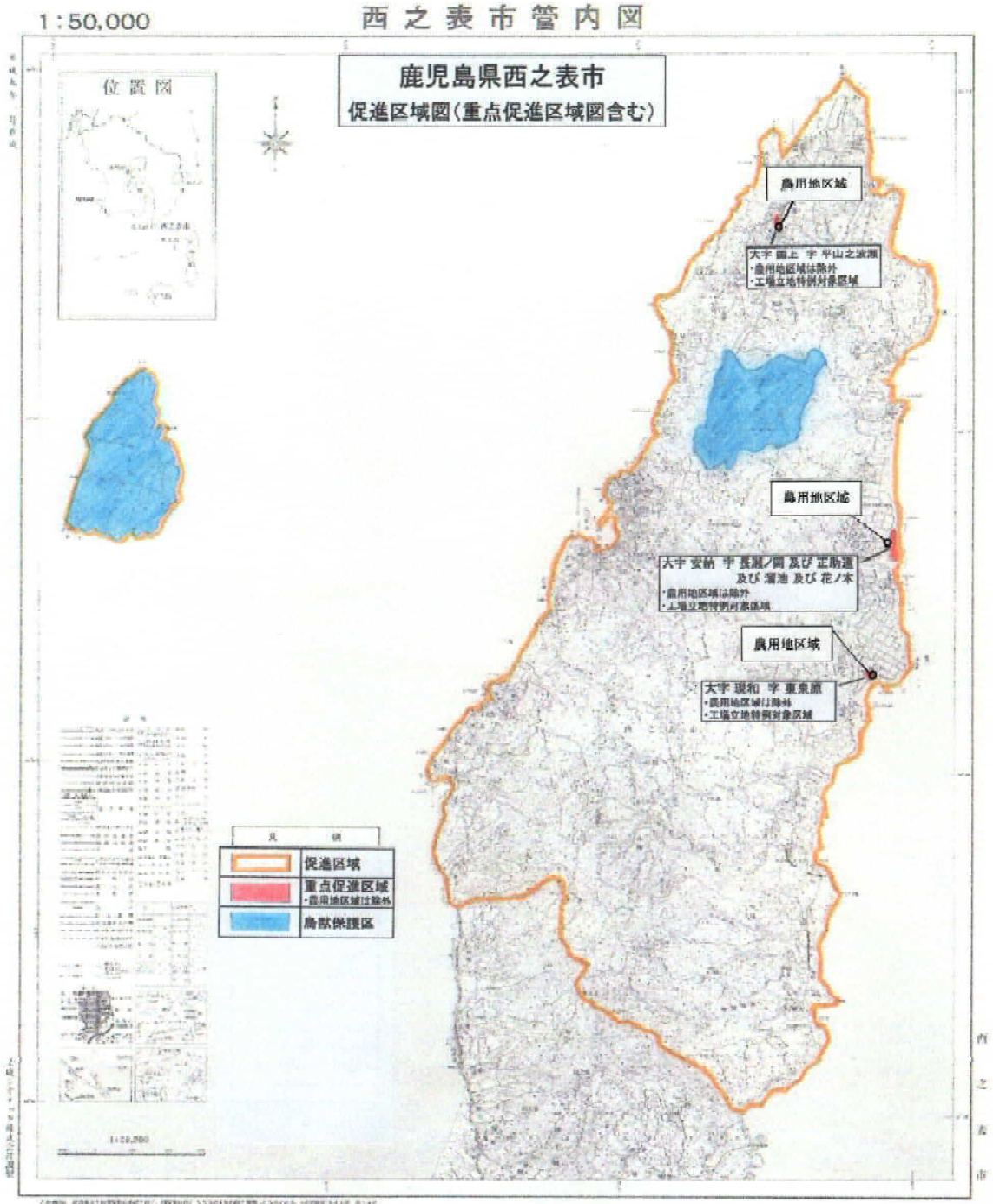
平和町  
工場立地特例対象区域; 平和工業団地

野田町下名字  
工場立地特例対象区域; 下名工業団地

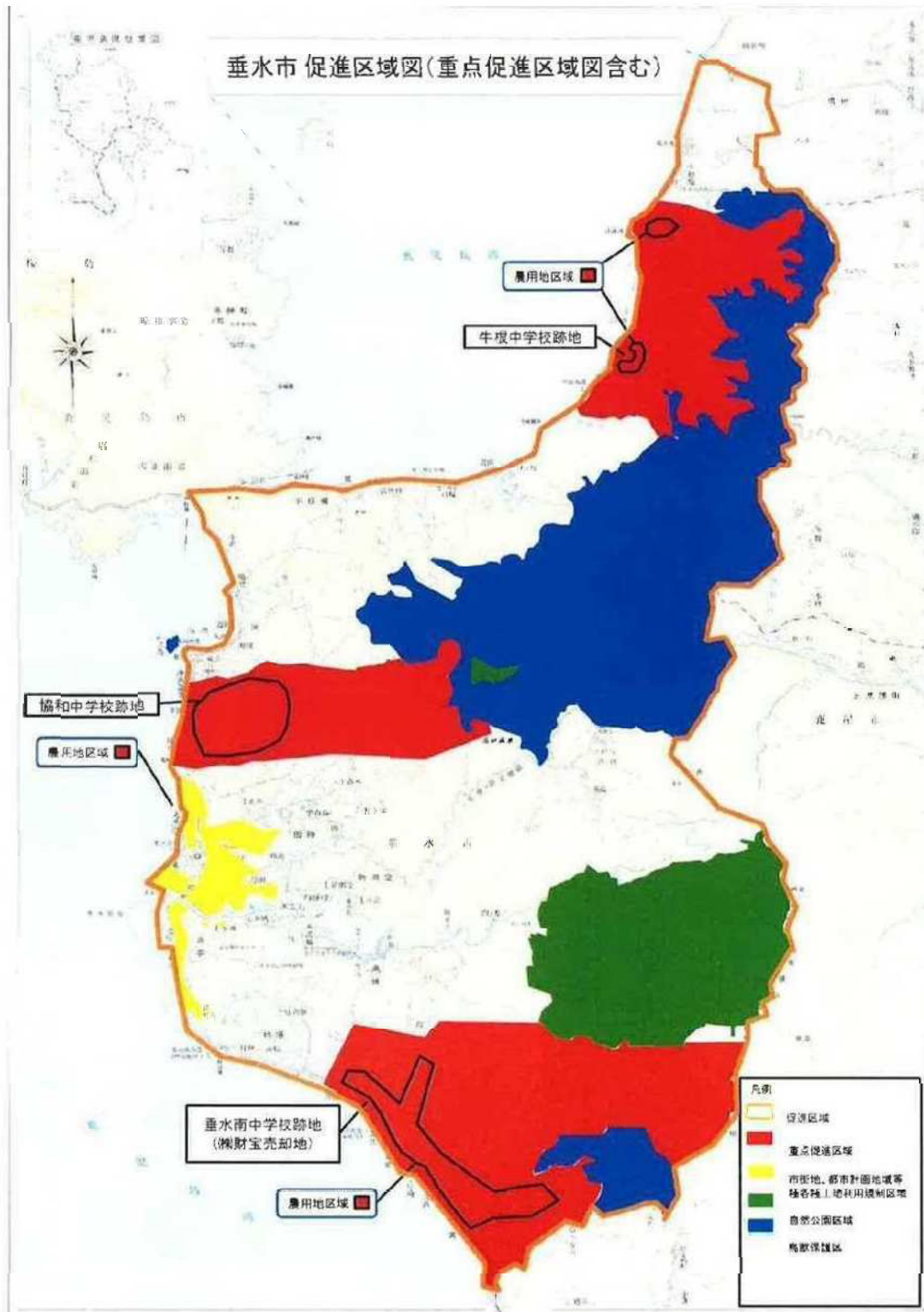
野田町上名字  
工場立地特例対象区域; 松ヶ迫工業団地



6 西之表市 重点促進区域图

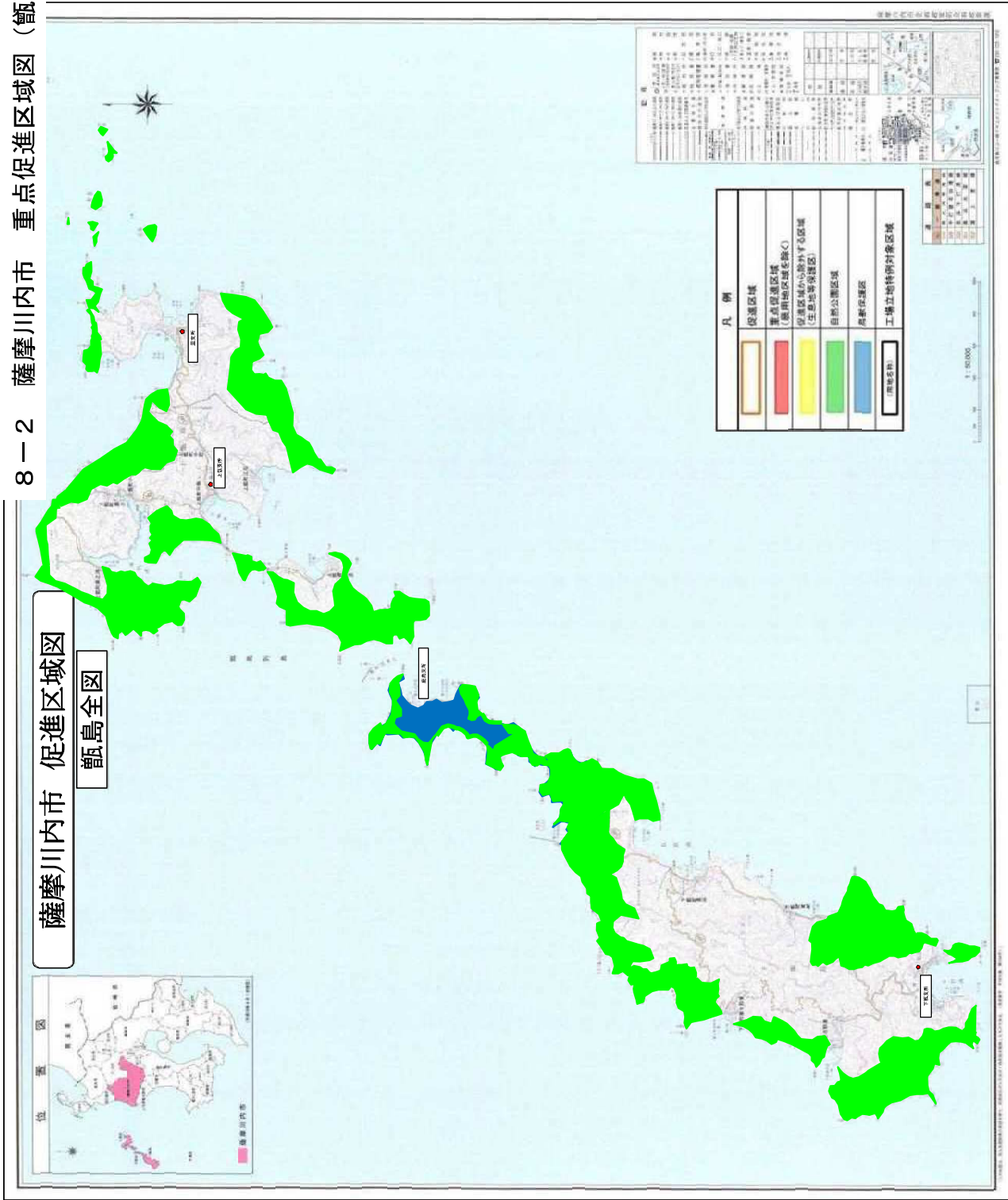


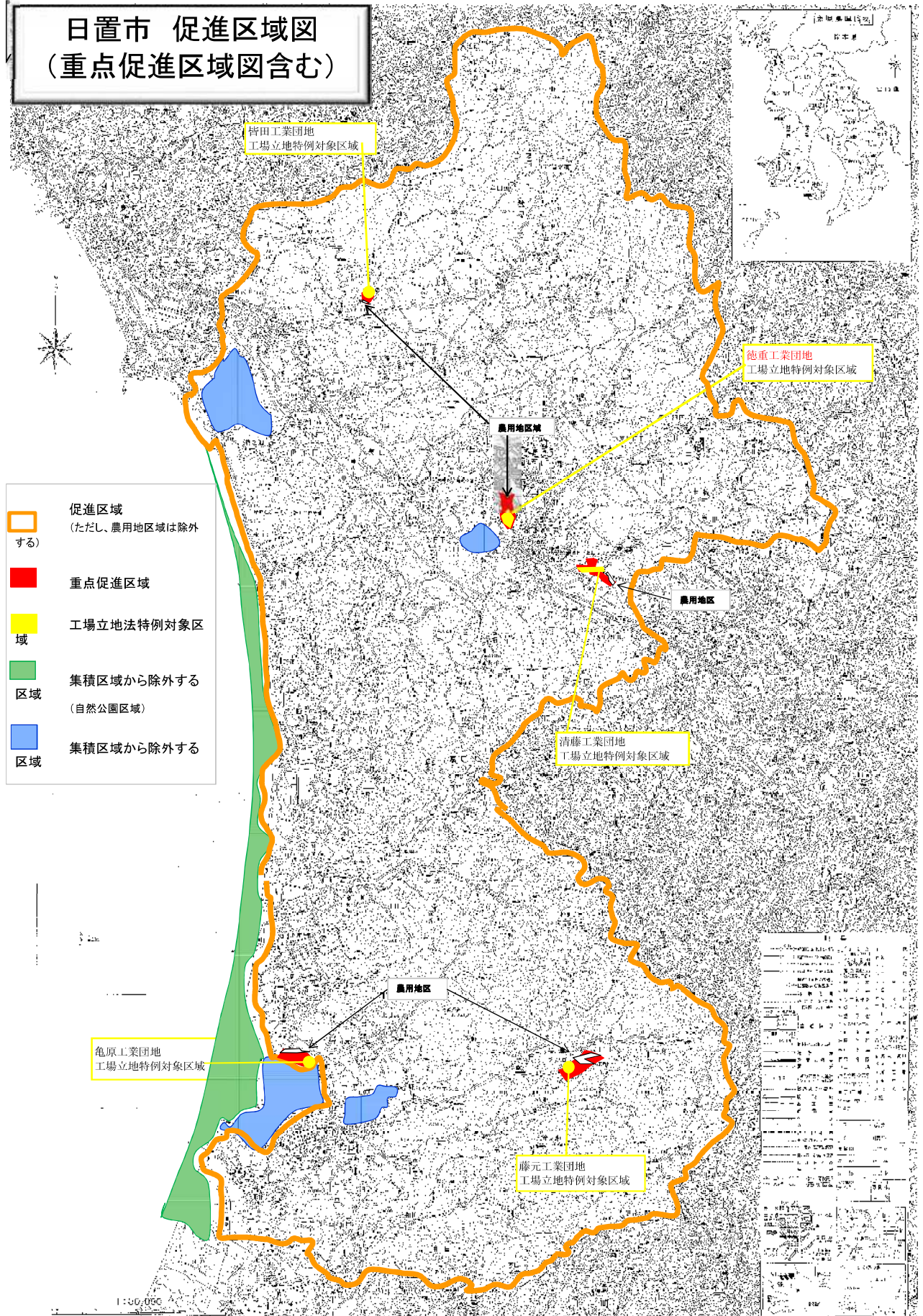
## 7 垂水市 重点促進区域图

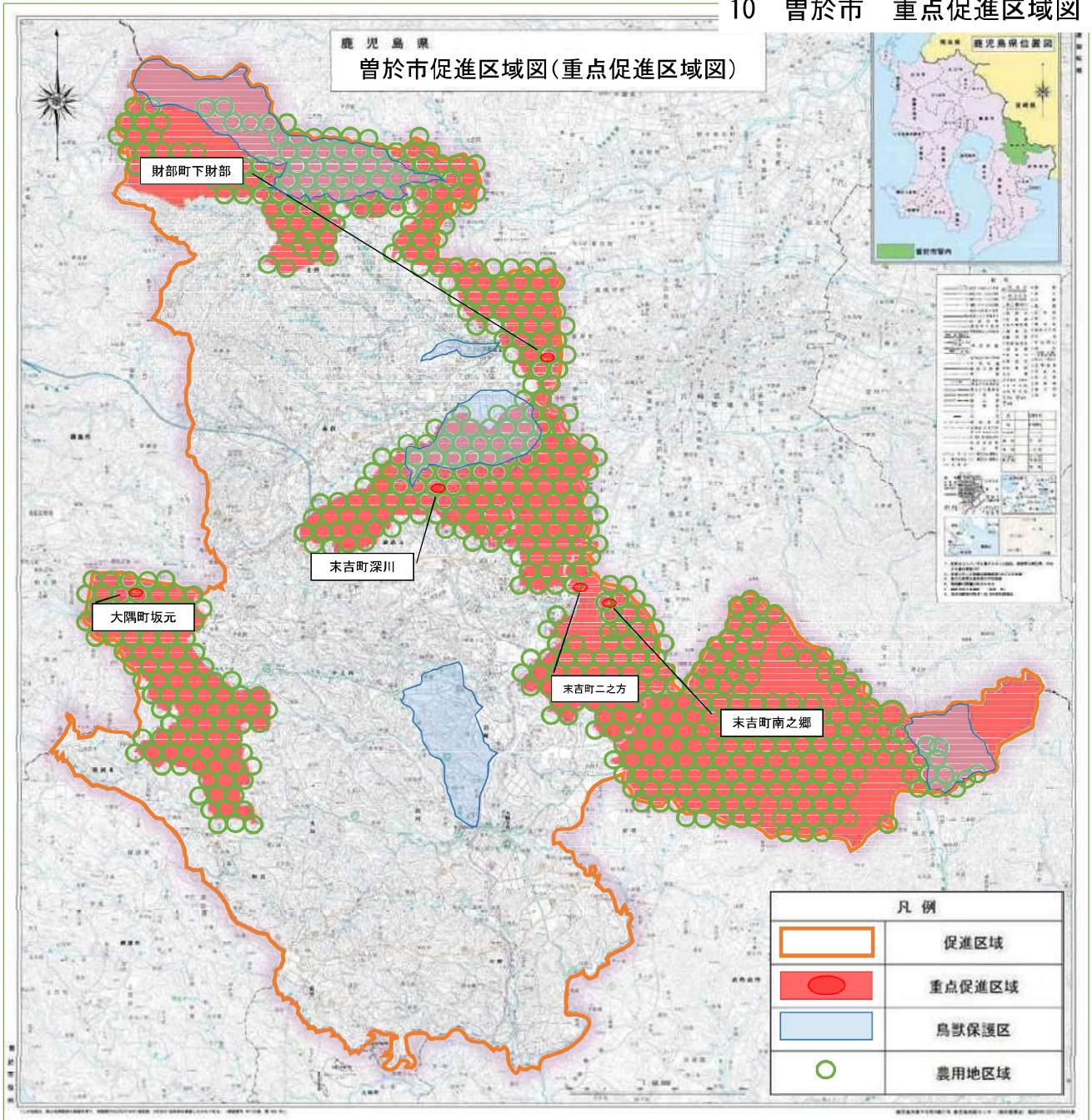




8-2 薩摩川内市 重点促進区域图 (甑島)

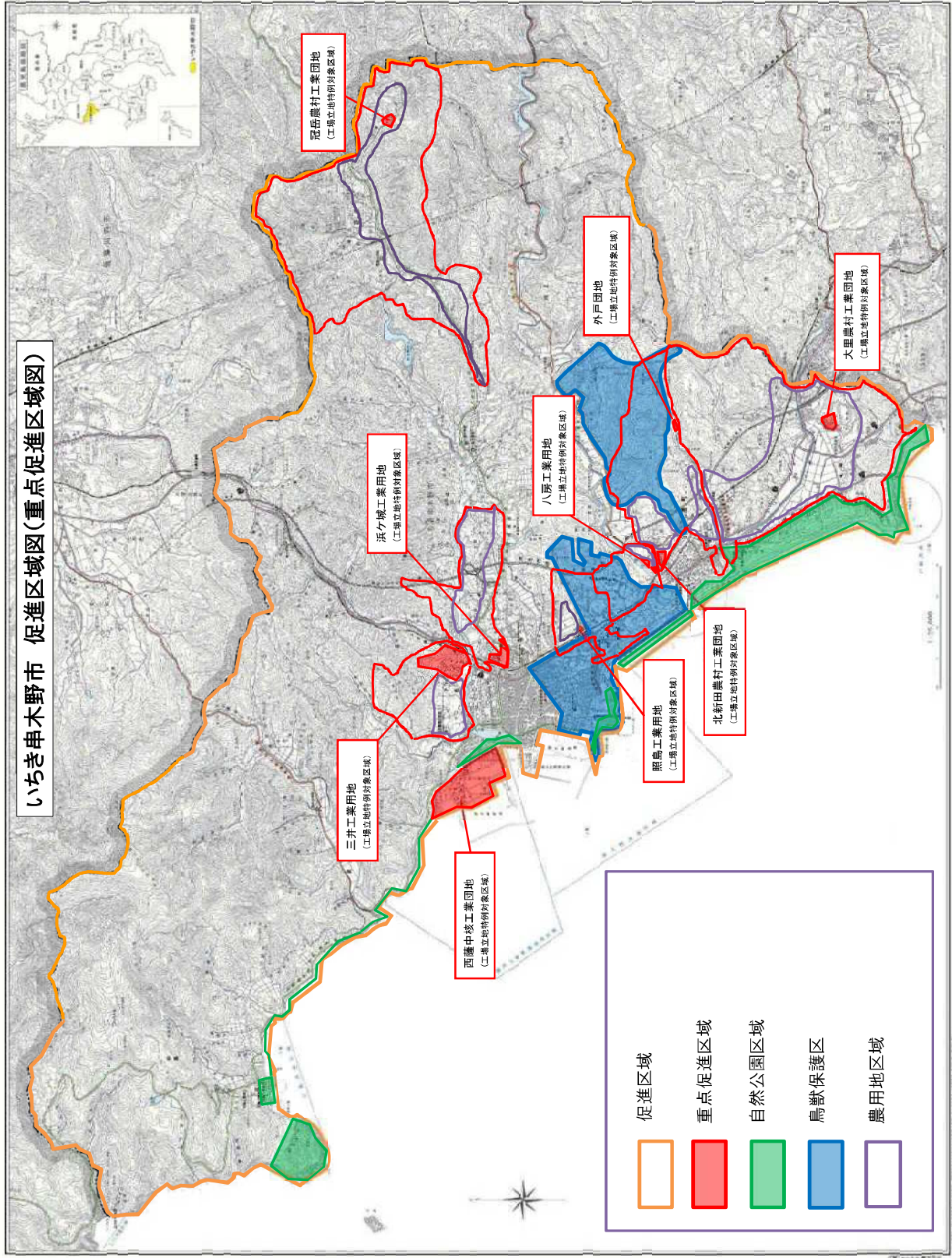






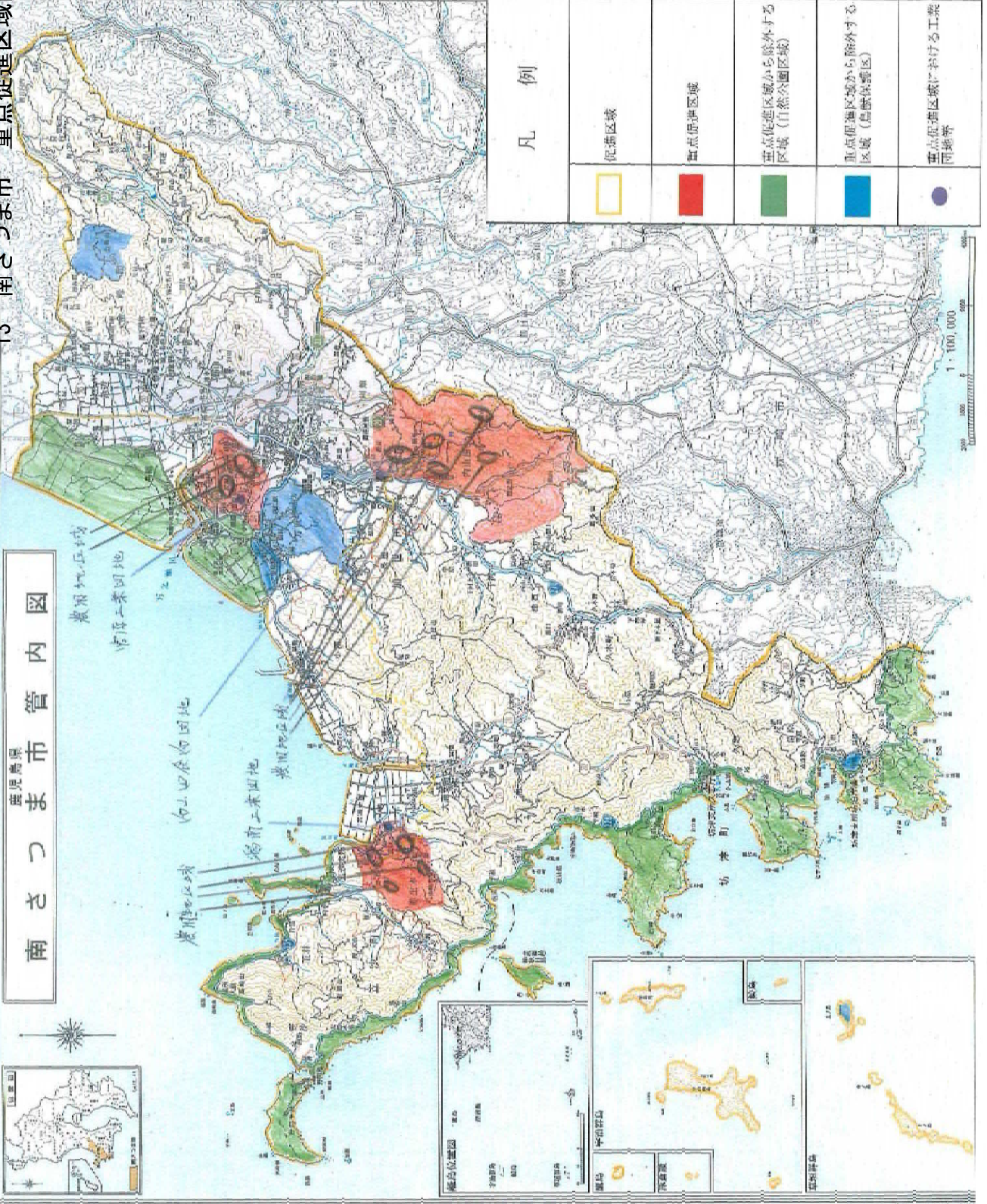


12 いちき串木野市 重点促進区域図



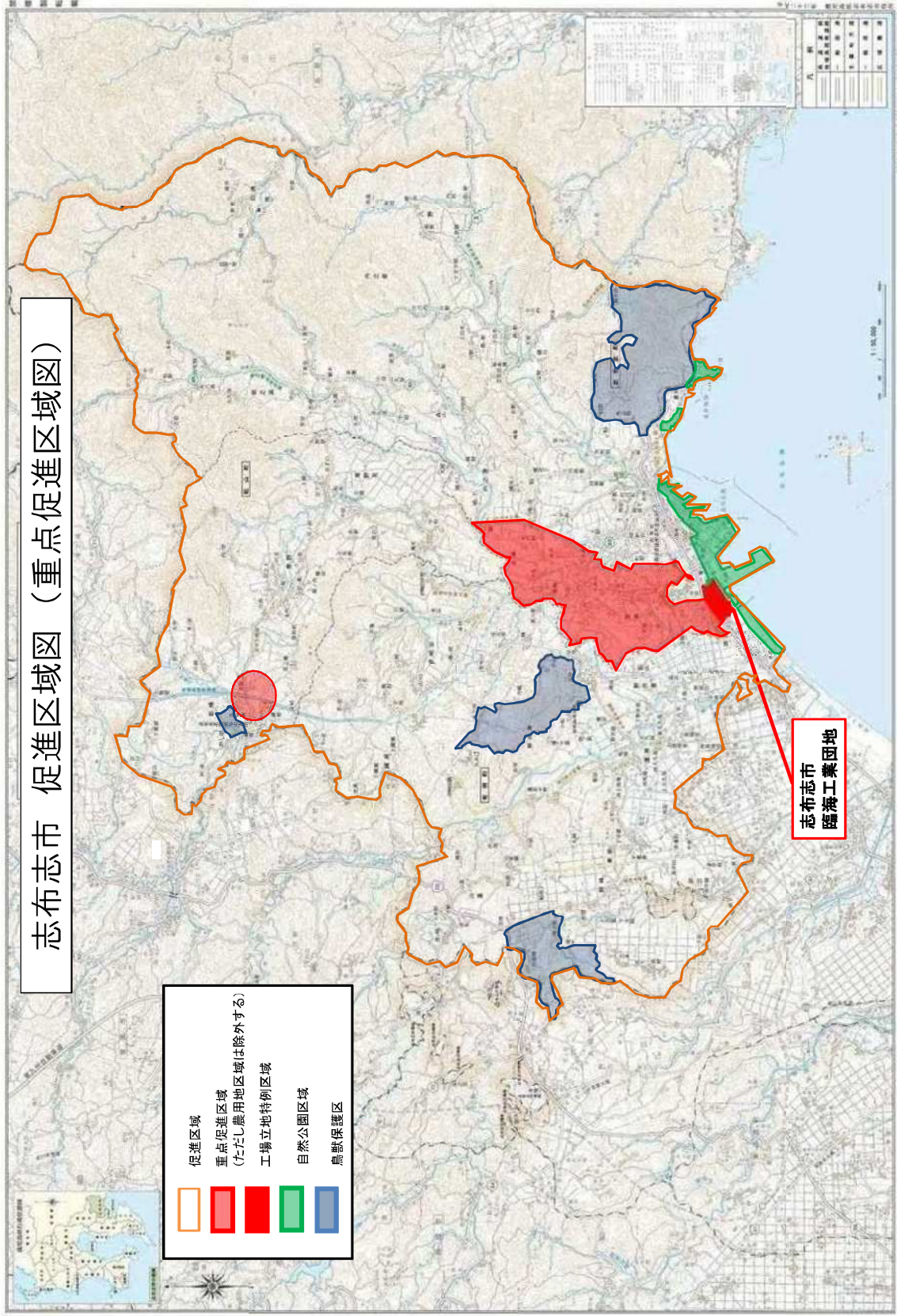
13 南さつま市 重点促進区域図

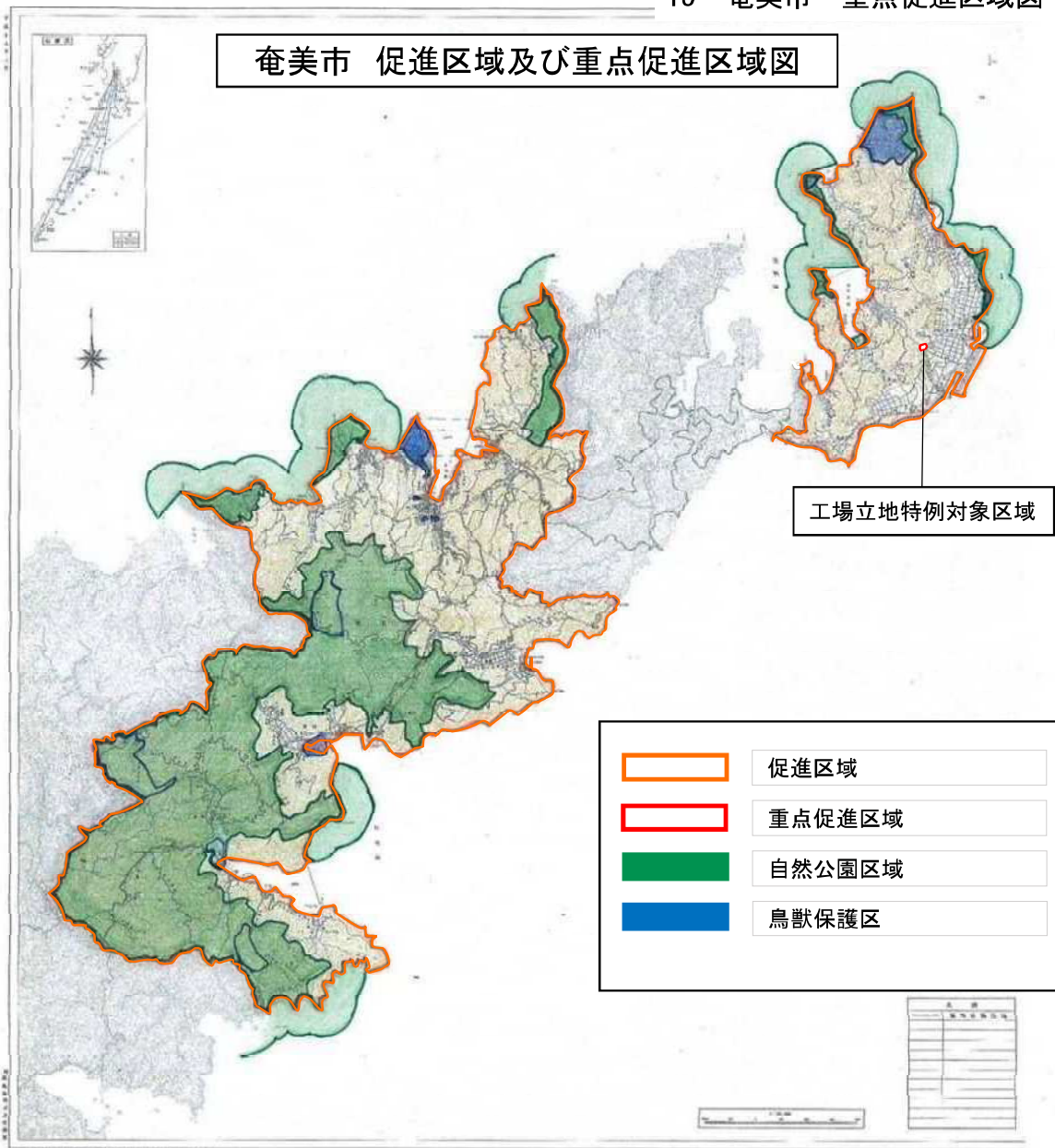
鹿児島県 南さつま市管内図

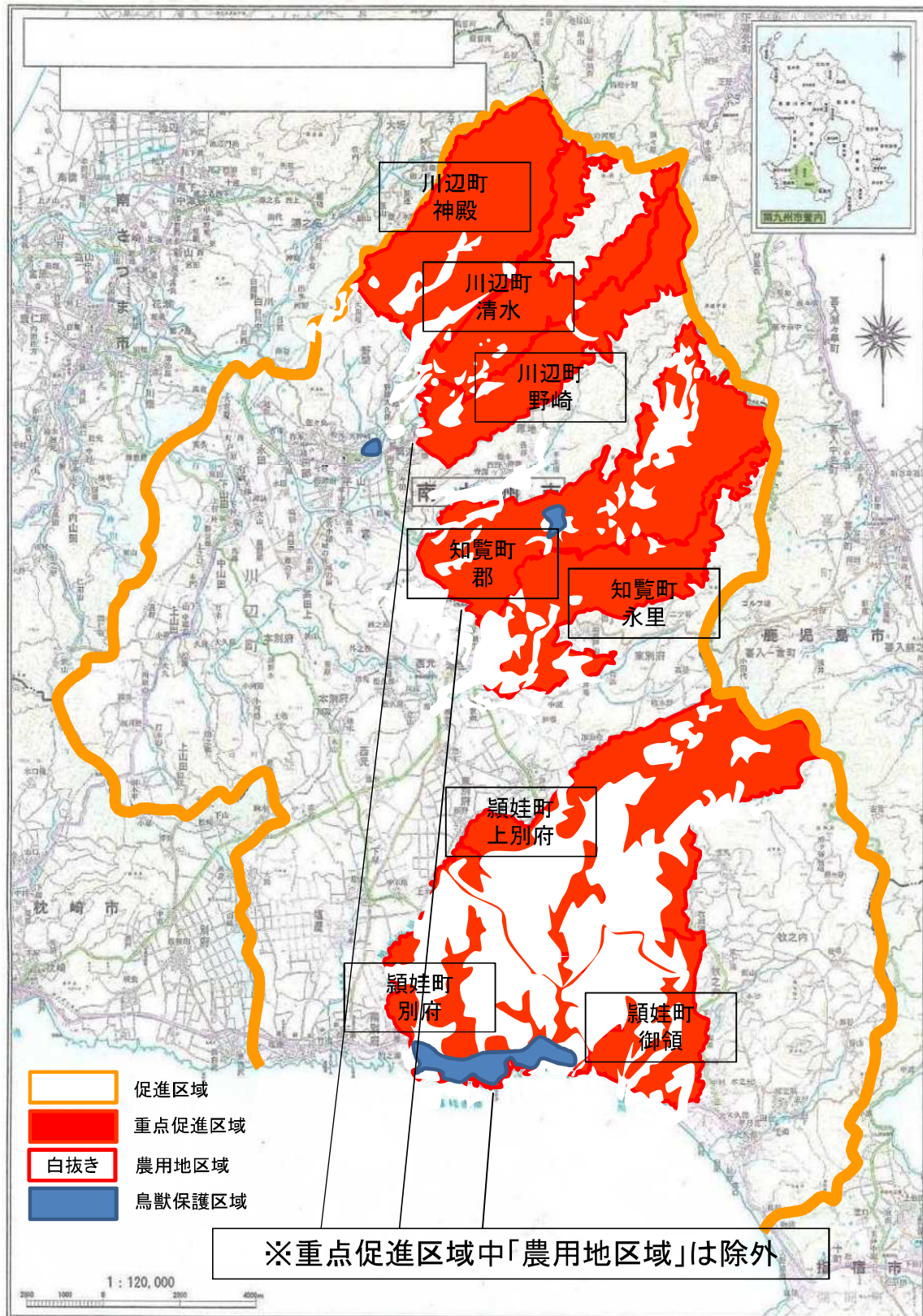


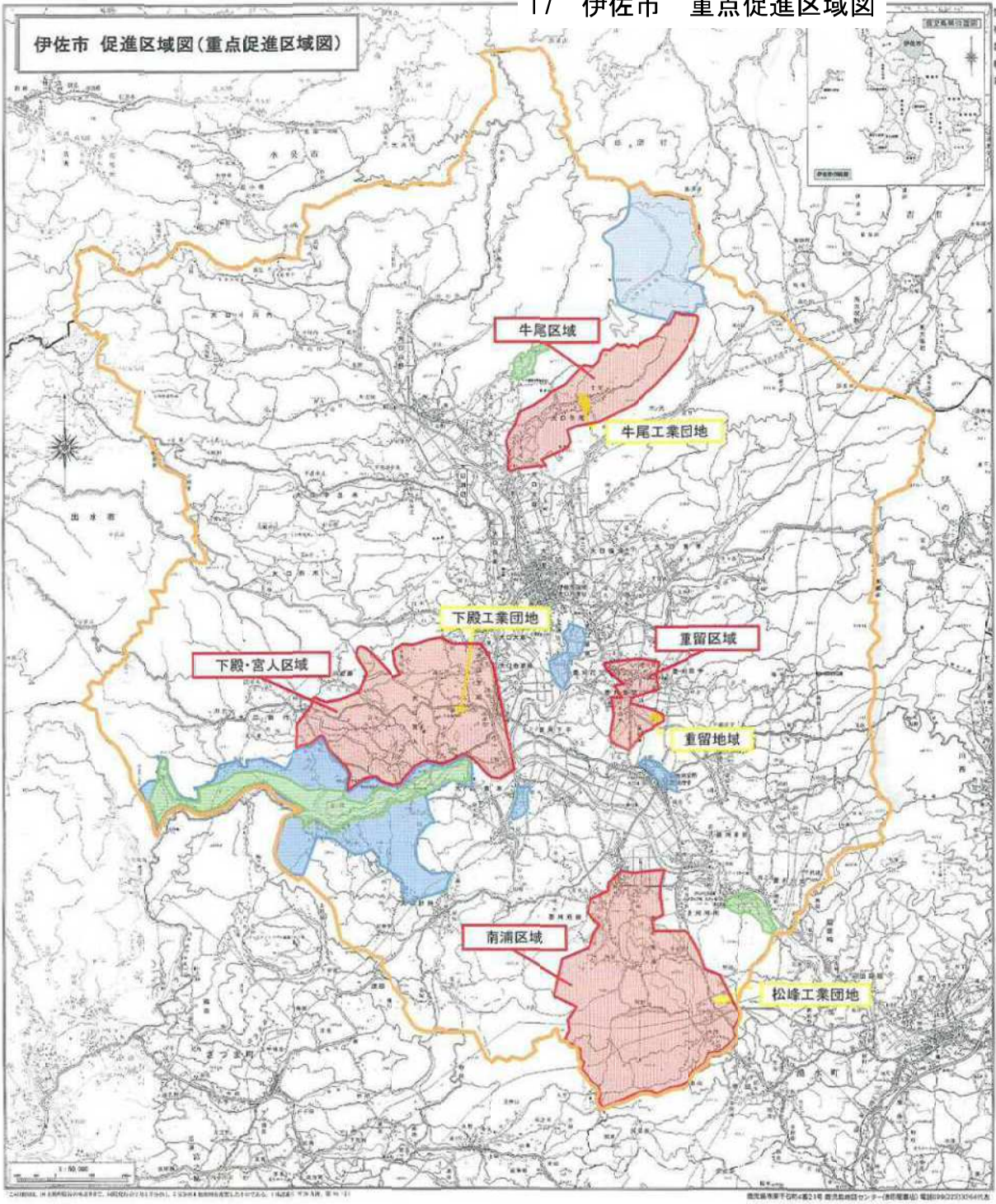
凡 例

	促進区域
	重点促進区域
	重点促進区域から除外する区域 (自然公園区域)
	重点促進区域から除外する区域 (農業保護区)
	重点促進区域における工業団地等



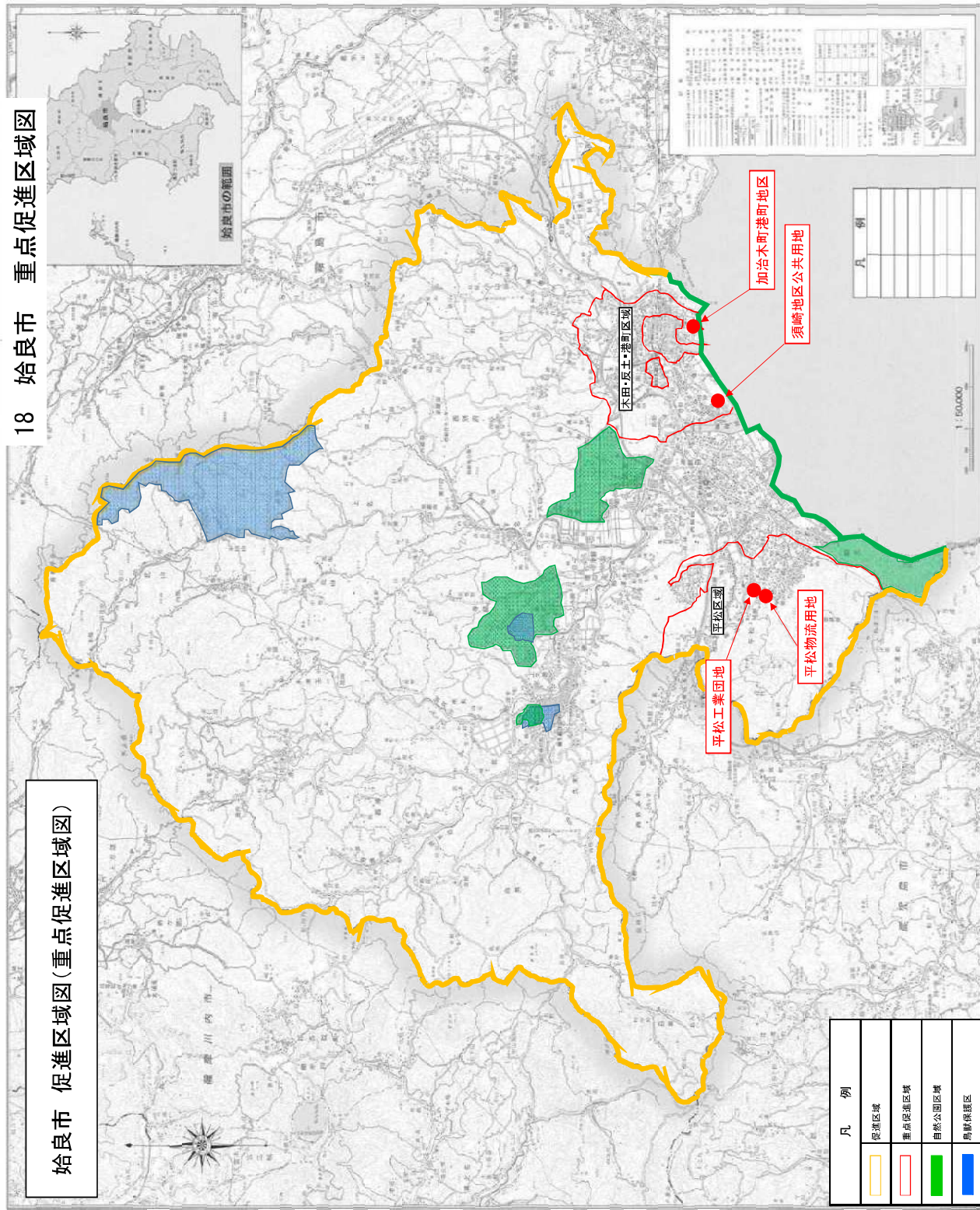






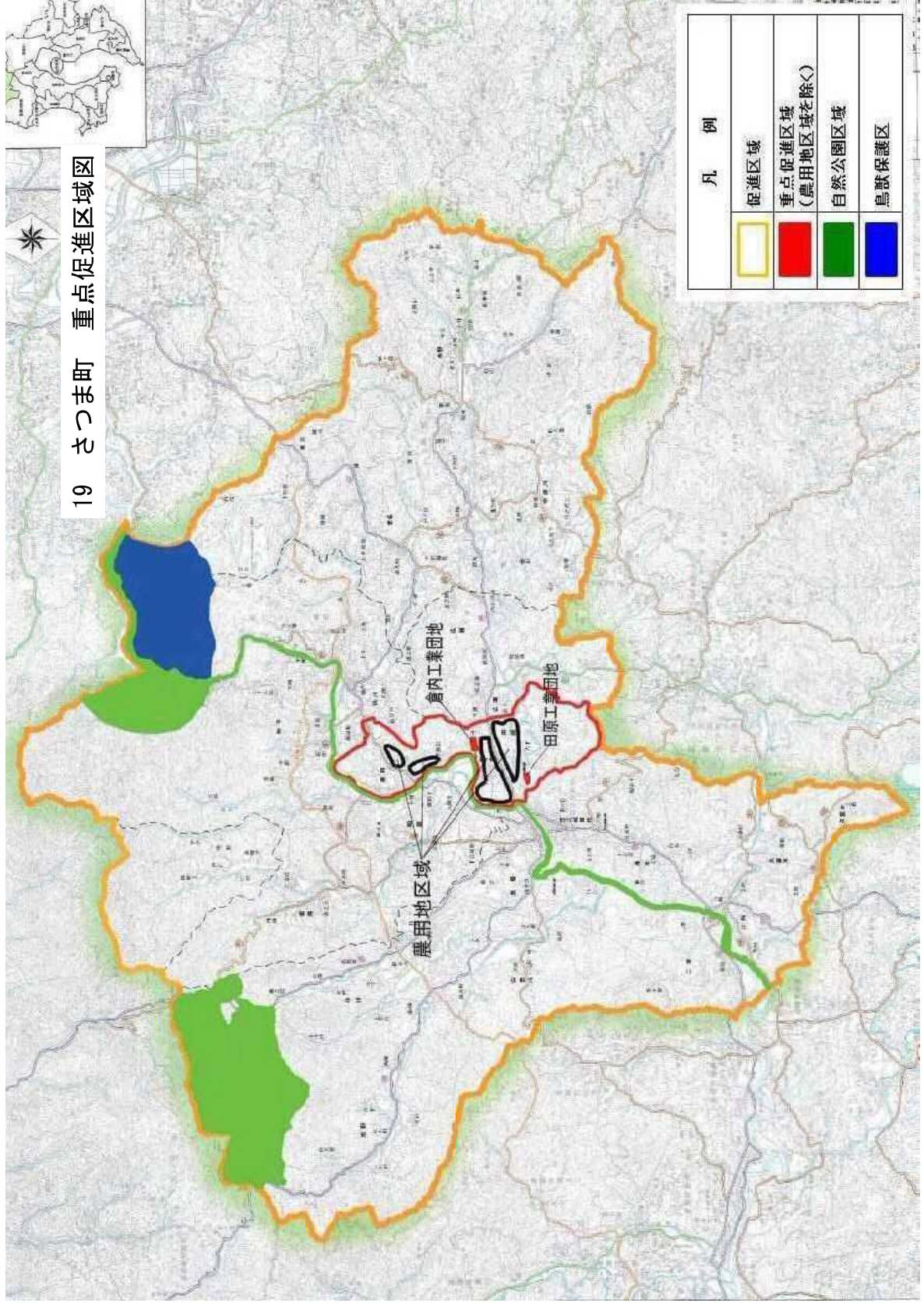
- 促進区域
- 重点促進区域(農用地区域を除く)
- 自然公園区域
- 鳥獣保護区

18 始良市 重点促进区域图



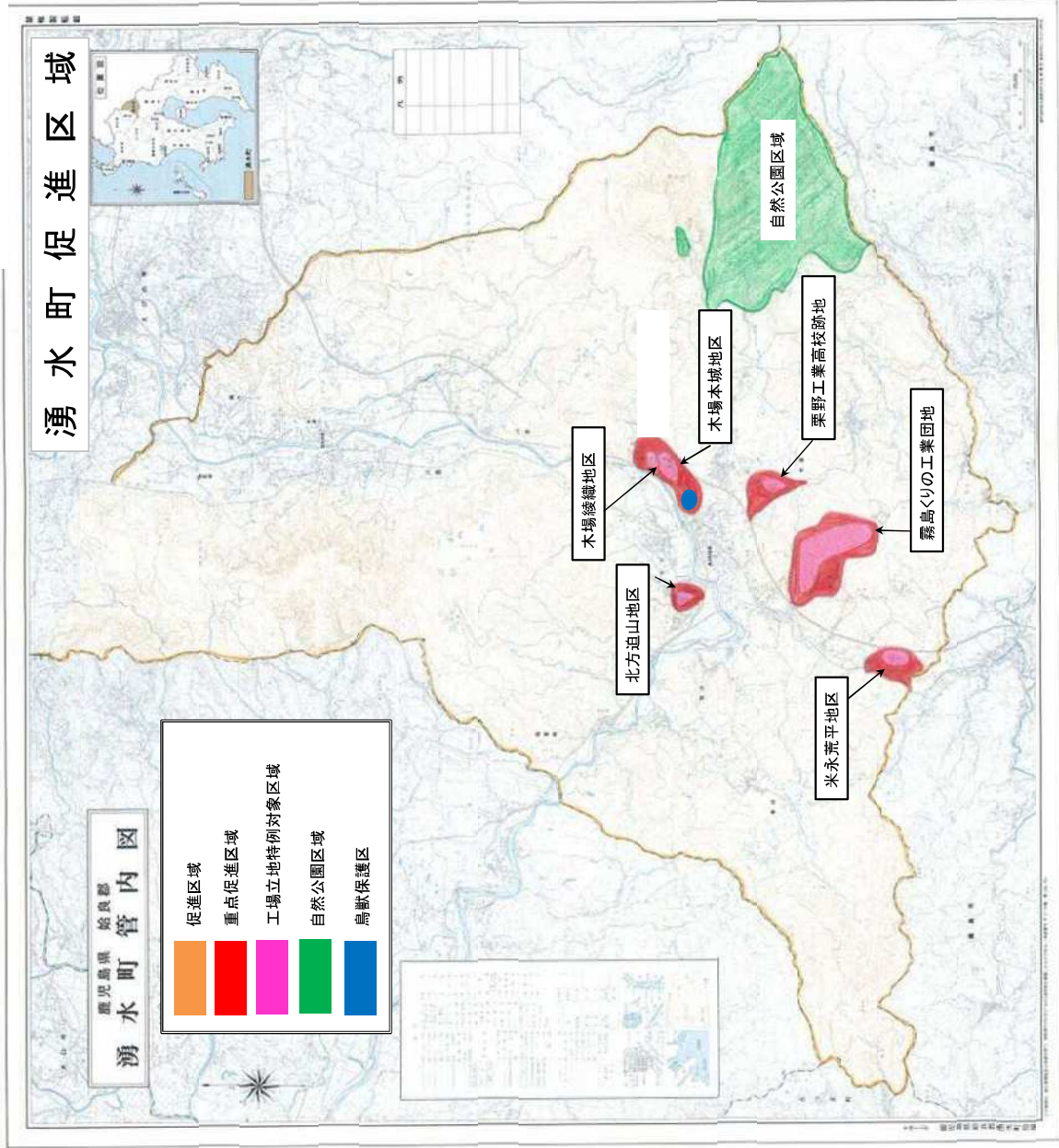


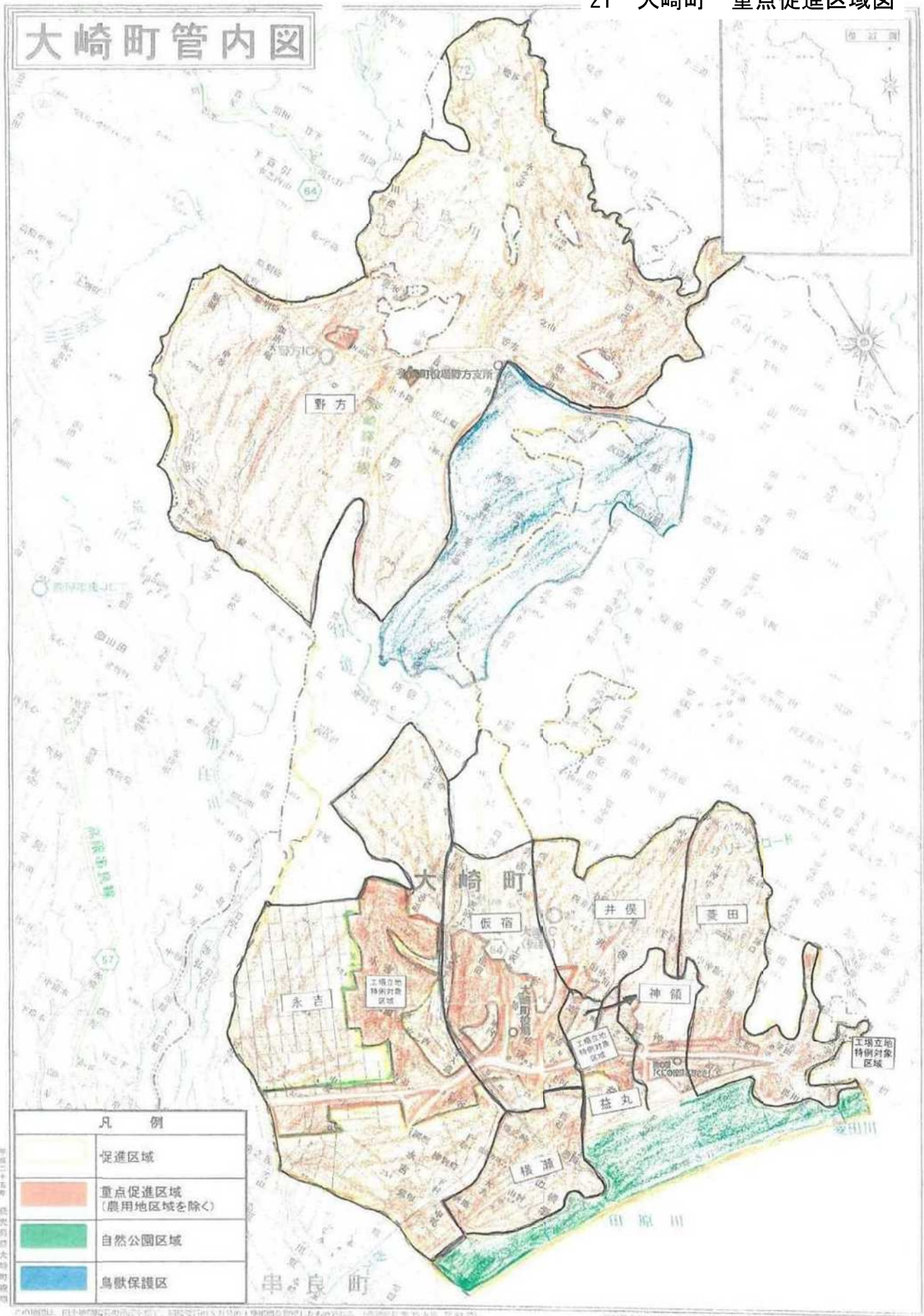
# 19 さつま町 重点促進区域図



凡 例	
	促進区域
	重点促進区域 (農用地区域を除く)
	自然公園区域
	鳥獣保護区

20 湧水町 重点促進区域図





凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow;"></span>	促進区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:orange;"></span>	重点促進区域 (農用地区を除く)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:green;"></span>	自然公園区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:blue;"></span>	鳥獣保護区

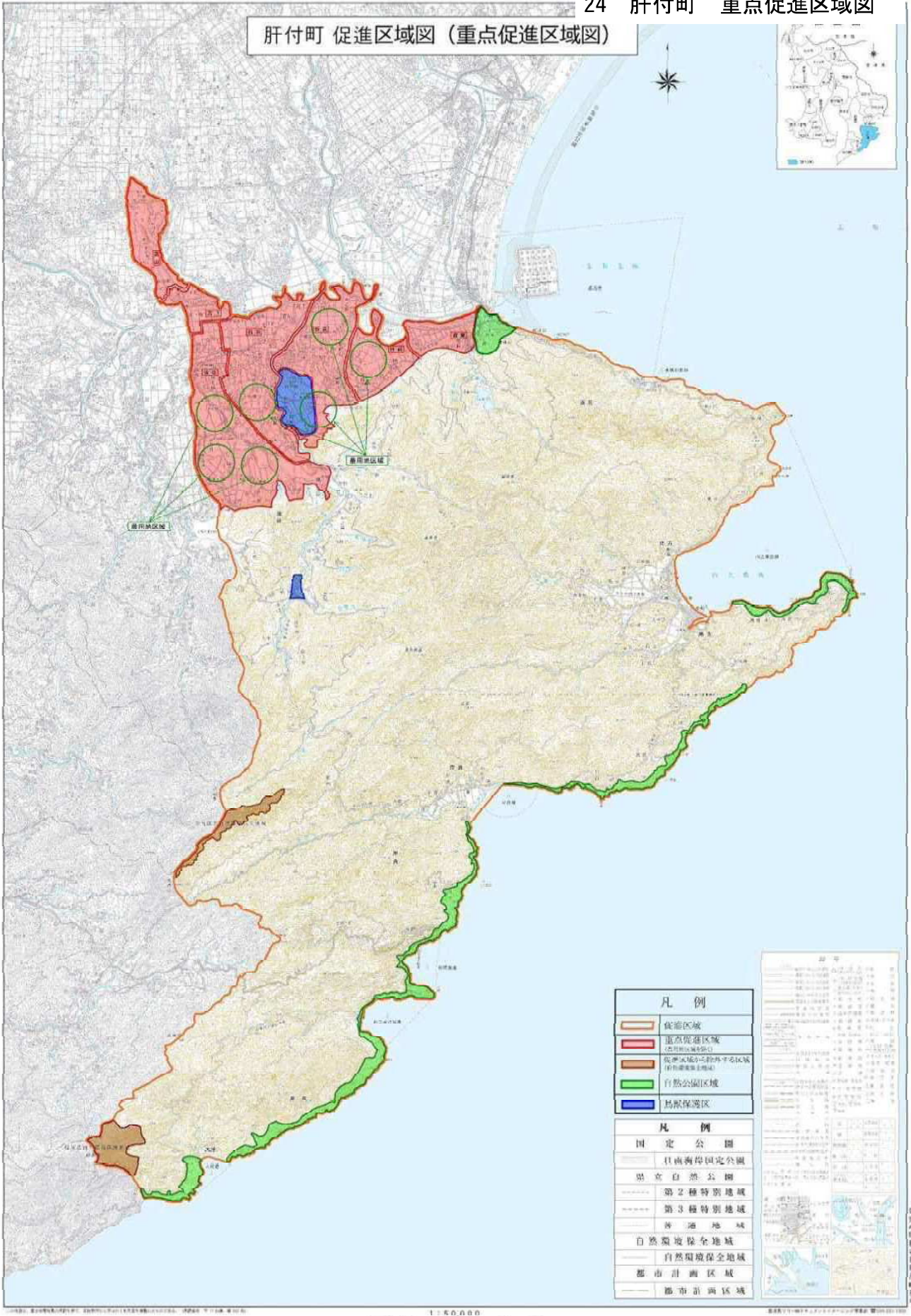
平成二十五年 農業部大崎町事務所

©Copyright © 2013 by the author. All rights reserved. 大崎町 重点促進区域图 (2013年9月現在)



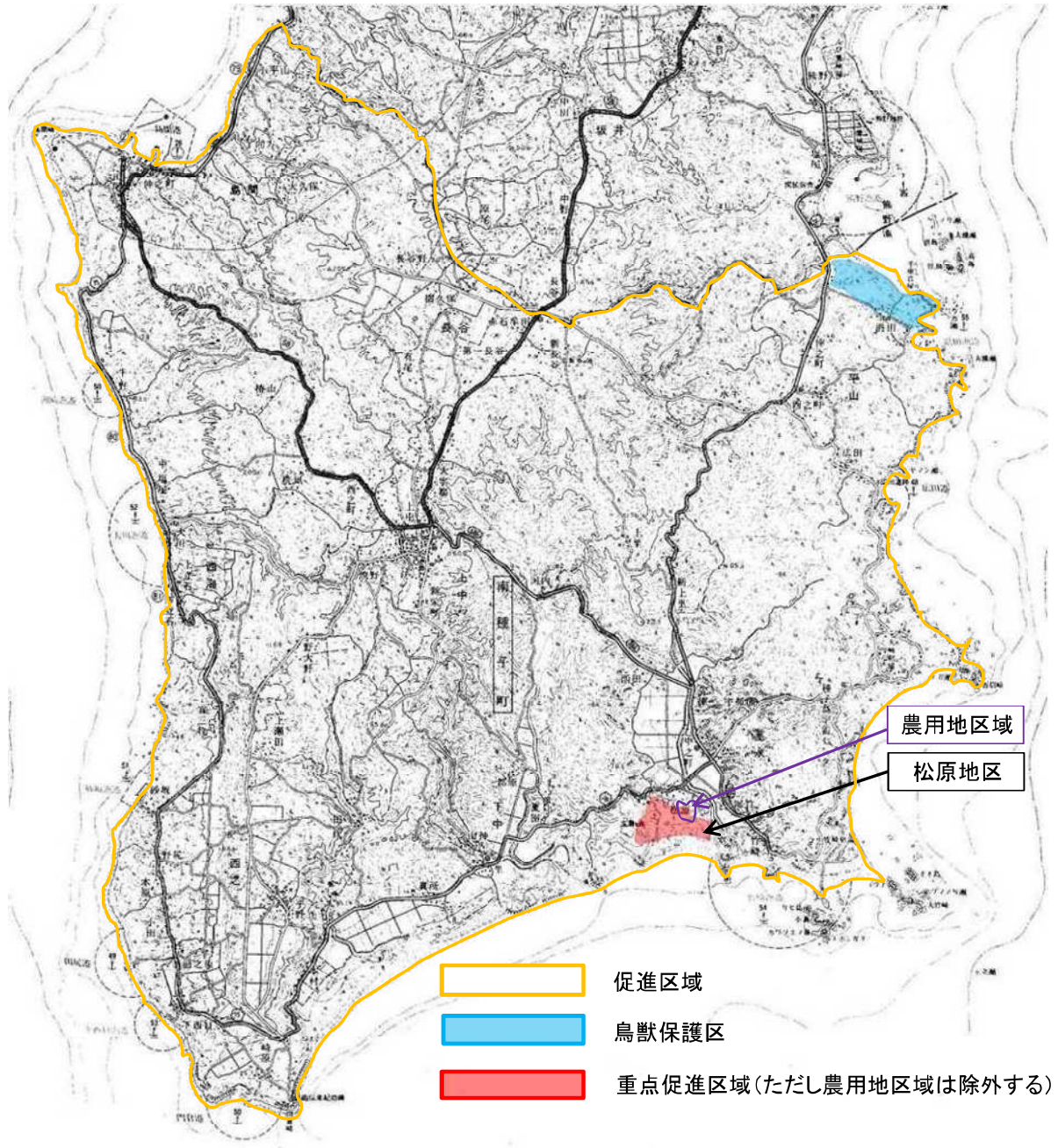


肝付町 促進区域图 (重点促進区域图)



### 促進区域図(重点促進区域図)

南種子町



## 重点促進区域について

### (1) 鹿児島市

設定なし

### (2) 鹿屋市

#### ① 鹿屋市田崎町字船塚、字水喰（地図：1 鹿屋市 重点促進区域図の「田崎工場適地」を含む区域）

##### ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は26.62ha程度である。

本区域は田崎工場適地を含み、地域特性である食品関連産業の事業所等が立地し、大隅縦貫道笠之原インターチェンジから約7kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は、農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、田崎町田崎工場適地に約16haが遊休地（未決定面積）として把握されており、遊休地を優先して活用する。

##### イ 関連計画における記載等

- 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「製造業・物流業等の拠点として、鹿屋内陸工業団地や田崎工場適地への企業立地の誘導を図ります。」とされている。

- 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む鹿屋原地区は、「海上自衛隊鹿屋航空基地の南側から星塚敬愛園及び鹿屋内陸工業団地を取り巻く広大な畑地帯と、主として高須川流域に広がる水田地帯からなっている。工業団地の周辺は、良好な交通利便や住環境が整っていることから、市内や近隣町からの人口流入現象が著しく、集落規模が急速に膨らんでいるが、畑についてはさつまいも・芝・茶・野菜等が栽培されており、今後は集落機能の発展と並行しつつ農用地の確保及び有効利用を図る。」とされている。

- 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

##### ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は田崎工場適地を含み、食品関連企業や有機化学工業製品製造企業等の一定の集積が見られる区域である。

各企業においては、地域資源の活用に向けた取組や商品開発等を行っており、また、良好なア

クセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、今後も地域経済牽引事業の振興・促進を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定  
設定なし

**② 鹿屋市川西町字上牧, 字中牧, 字姥ヶ迫, 字札元, 字牛掛牧, 永野田町字姥ヶ迫, 字上牧, 字中牧, 字中尾, 字岩之上** (地図: 1 鹿屋市 重点促進区域図の「鹿屋内陸工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は35.43ha程度である。

本区域は鹿屋内陸工業団地を含み、地域特性である食品関連産業、電子部品製造業、情報通信事業の事業所等が立地し、大隅縦貫道笠之原インターチェンジから約9kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「製造業・物流業等の拠点として、鹿屋内陸工業団地や田崎工場適地への企業立地の誘導を図ります。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む鹿屋原地区は、「海上自衛隊鹿屋航空基地の南側から星塚敬愛園及び鹿屋内陸工業団地を取り巻く広大な畑地帯と、主として高須川流域に広がる水田地帯からなっている。工業団地の周辺は、良好な交通利便や住環境が整っていることから、市内や近隣町からの人口流入現象が著しく、集落規模が急速に膨らんでいるが、畑についてはさつまいも・芝・茶・野菜等が栽培されており、今後は集落機能の発展と並行しつつ農用地の確保及び有効利用を図る。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は鹿屋内陸工業団地を含み、食品関連企業、電子部品製造業、情報通信事業等の一定の集積が見られる区域である。

各企業においては、地域資源の活用に向けた取組や商品開発等を行っており、また、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、今後も地域経済牽引事業の振興・促進を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1～89に記載する区域

③ 鹿屋市吾平町麓字中尾 (地図：1 鹿屋市 重点促進区域図の「西原農工団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は3.62ha程度である。

本区域は西原農工団地を含み、自動車部品等製造業の事業所が立地し、大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約10kmの場所にあり交通アクセスも良好で、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、約0.6haの遊休地（未決定面積）が把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「地域固有の豊かな自然や農山村環境、重みのある歴史文化を活かし、吾平地域の多彩な個性が表現されるまちづくりを目指します。」「新たな土地利用制度の導入等による、田園・里山集落にふさわしい土地利用の誘導を図ります。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む吾平西北部地区は、「一級河川肝属川の支流である始良川西側から大始良川沿いに位置する地区である。畑については、西原台地が中心であり、ピーマン、さつまいも、飼料作物を中心として栽培されている。近年宅地化が進んでいることから、宅地との土地利用の調整を図りながら生産基盤の整備を実施し、畑かん事業の推進を図り農用地としての高度利用を図る。水田については、中用水路系と西用水路系を水系としているが、今後も水田の機能を維持増進しながら、優良農用地の確保を図る。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は西原農工団地を含み、自動車等関連部品を製造している企業が立地している区域である。また、大隅縦貫道笠之原インターチェンジから比較的近く、良好なアクセスを有している場

所でもあり、今後、地域経済牽引事業の推進が期待される区域であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定  
設定なし

④ 鹿屋市吾平町上名前鳥居（地図：1 鹿屋市 重点促進区域図の「前鳥居農工団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1.26ha程度である。

本区域は前鳥居農工団地を含み、自動車部品等製造業、食品関連産業の事業者が立地し、大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約13kmの場所にあり、良好なアクセスを有していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「地域固有の豊かな自然や農山村環境、重みのある歴史文化を活かし、吾平地域の多彩な個性が表現されるまちづくりを目指します。」「新たな土地利用制度の導入等による、田園・里山集落にふさわしい土地利用の誘導を図ります。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む吾平南部地区は、「一級河川肝属川の支流である始良川の西側と同じく黒羽子川の南側と苦野川の東側に挟まれた地区である。畑は、当地区で唯一の集団性を有する荷掛と黒羽子区域があり、ほ場整備事業により生産基盤の整備は完了しているため、今後は肝属中部地区畑地かんがい事業を推進して農用地としての高度利用を図る。水田については、山間に位置し、棚田や迫田が多くあるが、既に整備が完了している神野東、大川、永野牧区域が大部分の面積を占めていることから、今後も引き続き、農用地の高度利用を図っていく。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は前鳥居農工団地を含み、自動車等関連部品製造業及び食品関連企業の事業所が立地している。また、大隅縦貫道笠之原インターチェンジから比較的近く、良好なアクセスを有してい

る場所でもあり、今後、地域経済牽引事業の推進が期待される区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑤ 鹿屋市輝北町上百引船泊段頭 (地図：1 鹿屋市 重点促進区域図の「山神工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は0.82a程度である。

本区域は山神工業団地を含んでいる。現在、同団地内には太陽光発電設備が設置されているが市としても企業立地を積極的に推進している区域であり、地域経済牽引事業の振興・促進を図る上で重要な区域である。また、東九州自動車道野方インターチェンジからも約10kmの場所である。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「周辺環境と調和した田園・里山集落にふさわしい土地利用の誘導を図ります。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む上百引地区は、「畑については、里芋、さつまいも等が主で、その他は肉用牛を中心とする飼料畑地帯である。農道等の基盤整備については、岳野区域で団体営事業により草地更新が行われているものの、他の区域では未整備の箇所が多いことから、農道等の整備と機械化体系の推進により、園芸と飼料作の振興を図る。水田についても、一部ほ場整備が実施されているものの、未整備の箇所が多いことから、基盤整備率の向上及び、機械化体系による省力化を図っていく。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該工業団地内には、太陽光発電施設が設置されている区域であり、市としても企業立地を積極的に推進しているところである。

また、東九州自動車道野方インターチェンジから比較的近い場所でもあり、地域経済牽引事業

推進を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑥ 鹿屋市田崎町一本松、下堀町八久保、新納堀（地図：1 鹿屋市 重点促進区域図の「田崎・下堀地区工業用地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は2.58ha程度である。

本区域は地域特性である食品関連産業等を誘致するため整備した、田崎・下堀地区工業用地を含む区域である。大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約7kmと交通インフラが充実した場所であり、市としても地域経済牽引事業を推進させたい区域であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「製造業・物流業等の拠点として、鹿屋内陸工業団地や田崎工場適地への企業立地の誘導を図ります。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む鹿屋原地区は、「海上自衛隊鹿屋航空基地の南側から星塚敬愛園及び鹿屋内陸工業団地を取り巻く広大な畑地帯と、主として高須川流域に広がる水田地帯からなっている。工業団地の周辺は、良好な交通利便や住環境が整っていることから、市内や近隣町からの人口流入現象が著しく、集落規模が急速に膨らんでいるが、畑についてはさつまいも・芝・茶・野菜等が栽培されており、今後は集落機能の発展と並行しつつ農用地の確保及び有効利用を図る。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は地域特性である食品関連産業等を誘致するため整備した、田崎・下堀地区工業用地を含む区域である。また、大隅縦貫道笠之原インターチェンジも近い（工業団地から7km程度）など良好なアクセスを有しており、市としても地域経済牽引事業を推進させていきたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定  
別紙3の90, 91に記載する区域

⑦ 鹿屋市吾平町, 上名八反田, 麓寒水口, 上山崎水流, 上名川手尻 (地図: 1 鹿屋市 重点促進区域図の「麓・上名地区」)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は4.03ha程度である。

本区域は金属用金型製造業者(自動車関連等)や筆記具製造業者等が立地する区域である。また、大隅縦貫道笠之原インターチェンジから約9kmの場所にあり、良好なアクセスを有するなど、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園, 特定植物群落, 生物多様性の観点から重要度の高い湿地, シギ・チドリ類渡来湿地, 国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域, 市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「地域固有の豊かな自然や農山村環境, 重みのある歴史文化を活かし, 吾平地域の多彩な個性が表現されるまちづくりを目指します。」「用途地域縁辺部では, 新たな土地利用規制・誘導策により, 無秩序な開発を抑制し, 秩序ある土地利用を図ります。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本地域を含む吾平北東部地区は、「一級河川肝属川の支流である始良川の東側に展開する水田とその台地上にある畑地を有する地区である。畑については、肝属中部地区畑地かんがい事業の受益地であるので、優良畑として有効活用を図る。水田については、東用水路系200haの用水路の整備も県営かんがい排水事業で完了している。また、農作業の低コスト化を図るために大区画ほ場整備事業を実施しているので、水稻の裏作として飼料作物等の栽培等、水田の汎用利用を図る。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は金属用金型製造業者(自動車関連等)や筆記具製造業者等が立地する区域である。

また、大隅縦貫道笠之原インターチェンジから約9kmの場所にあり、良好なアクセスを有するなど、今後、地域経済牽引事業の推進を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定  
設定なし

⑧ 鹿屋市串良町下小原東外戸口（地図：1 鹿屋市 重点促進区域図の「下小原地区」）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1.78ha程度である。

本区域は、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を積極的に推進している区域である。また、大隅縦貫道東京インターチェンジからも約7kmの場所にあり、良好なアクセスを有しており、市としても地域経済牽引事業を推進したい区域であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「鹿児島県農業開発総合センター大隅支場を中心に6次産業化を積極的に推進し、流通・販売体制を確立するための産業を支える拠点として産業集積の基盤づくりを検討します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む串良南部地区は、「国道220号線以南に位置しており、畜産とさつまいも栽培を中心とした営農体系が確立している。畑については、一部、畑地かんがい施設が整備されるとともに、農道整備・排水路等の整備も進み、大型農業機械の導入が可能であることから、露地園芸・さつまいも・畜産を組み合わせ、認定農業者等担い手の育成を図りながら、土地の有効利用を促進し、優良農用地として確保する。水田については、水田ほ場整備事業により大区画化や用排水路が整備されており、大型農業機械による効率的な営農の展開や生産性の向上が図られている。早期に稲作や飼料作、後期に飼料作を行う、二毛作・二期作体系が確立している。今後も、認定農業者等担い手へ農用地を集積することにより、効率的で安定的な経営体の育成・確保を推進し、優良農用地の確保を図る。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域で

ある。また、大隅縦貫道東原インターチェンジも近いなど比較的良好なアクセスであることから、市としても地域経済牽引事業を推進させていきたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑨ 鹿屋市花岡町字麓東 (地図：1 鹿屋市 重点促進区域図「旧鶴羽小学校跡地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1.05ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、交通アクセスも大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約16kmと比較的近い場所にあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域，市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む花岡台地域は、「県営特殊農地保全整備事業東花岡地区を中心とする農用地区域と、県営特殊農地保全事業西花岡地区を中心とする農用地区域の2つの受益地からなっている。おおむね平坦で気象条件にも恵まれた良好な農用地であり、野菜・さつまいも・花き等の作物が栽培されている。今後はこれらの作物に加え、本地区に適した収益性の高い作物の栽培促進を図る。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、小学校跡地を含む区域であり、市としては促進区域内の農産物等を活用した商品を製造する食品関連産業等の事業所の立地に積極的に取り組んでいる用地である。

また、交通アクセスも大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約16kmと比較的近い場所に

あり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑩ 鹿屋市古江町字中丸中 (地図：1 鹿屋市 重点促進区域図「旧古江小学校跡地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は0.96ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約17kmの場所にあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小中学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む花岡台地域は、「県営特殊農地保全整備事業東花岡地区を中心とする農用地区域と、県営特殊農地保全事業西花岡地区を中心とする農用地区域の2つの受益地からなっている。おおむね平坦で気象条件にも恵まれた良好な農用地であり、野菜・さつまいも・花き等の作物が栽培されている。今後はこれらの作物に加え、本地区に適した収益性の高い作物の栽培促進を図る。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、大隅縦貫道笠之原ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑪ 鹿屋市天神町字小長崎 (地図: 1 鹿屋市 重点促進区域図「旧菅原小学校跡地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1.75ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約19kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む海岸線地区は、「本地区の北部は、水田が地区再編農業構造改善事業で区画整理が完了しているが、畑は未整備地区である。今後は基幹農道等を整備し、海岸線の気象条件を生かした作物による生産振興を図る。中部は、県営特殊農地保全整備事業西原台地区が完了し、市内有数の優良農用地となっている。今後は、さつまいものほか、茶や野菜等、収益性の高い作物栽培を促進する。南部の水田は基盤整備がなされた優良田で、水稻と野菜等による輪作体系がとられている。畑はほとんどが未整備で、傾斜地等を利用して茶が栽培されている。今後も温暖な気象条件を生かし、茶栽培の振興地として利用する。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

本区域は、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、大隅縦貫道笠之原ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑫ 鹿屋市浜田町字宮地 (地図: 1 鹿屋市 重点促進区域図「旧浜田小学校跡地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1.05ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していききたい区域である。さらに、大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約18kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む海岸線地区は、「本地区の北部は、水田が地区再編農業構造改善事業で区画整理が完了しているが、畑は未整備地区である。今後は基幹農道等を整備し、海岸線の気象条件を生かした作物による生産振興を図る。中部は、県営特殊農地保全整備事業西原台地区が完了し、市内有数の優良農用地となっている。今後は、さつまいものほか、茶や野菜等、収益性の高い作物栽培を促進する。南部の水田は基盤整備がなされた優良田で、水稻と野菜等による輪作体系がとられている。畑はほとんどが未整備で、傾斜地等を利用して茶が栽培されている。今後も温暖な気象条件を生かし、茶栽培の振興地として利用する。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、大隅縦貫道笠之原ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させていききたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑬ 鹿屋市高須町字宮迫（地図：1鹿屋市重点促進区域図「旧高須中学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1.92ha程度である。

(別紙2)

本区域は中学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約17kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域，市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

#### イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む海岸線地区は、「本地区の北部は、水田が地区再編農業構造改善事業で区画整理が完了しているが、畑は未整備地区である。今後は基幹農道等を整備し、海岸線の気象条件を生かした作物による生産振興を図る。中部は、県営特殊農地保全整備事業西原台地区が完了し、市内有数の優良農用地となっている。今後は、さつまいものほか、茶や野菜等、収益性の高い作物栽培を促進する。南部の水田は基盤整備がなされた優良田で、水稻と野菜等による輪作体系がとられている。畑はほとんどが未整備で、傾斜地等を利用して茶が栽培されている。今後も温暖な気象条件を生かし、茶栽培の振興地として利用する。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」「やってみようしごとができるまちづくりへ（若者が就きたい企業の誘致や起業（家）を支援していく）」とされている。

#### ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、大隅縦貫道笠之原ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させていきたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

#### エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

### ⑭ 鹿屋市輝北町上百引字北田前，字千ヶ谷西（地図：1 鹿屋市 重点促進区域図「旧百引中学校跡地」を含む区域）

#### ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は2.67ha程度である。

本区域は中学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、東九州自動車道野方インターチェンジから約10kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

#### イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む上百引地区は、「畑については、里芋、さつまいも等が主で、その他は肉用牛を中心とする飼料畑地帯である。農道等の基盤整備については、岳野区域で団体営事業により草地更新が行われているものの、他の区域では未整備の箇所が多いことから、農道等の整備と機械化体系の推進により、園芸と飼料作の振興を図る。水田についても、一部は場整備が実施されているものの、未整備の箇所が多いことから、基盤整備率の向上及び、機械化体系による省力化を図っていく。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

#### ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、東九州自動車道野方ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

#### エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

### ⑮ 鹿屋市輝北町上百引字金兵衛段（地図：1 鹿屋市 重点促進区域図「旧岳野小学校跡地」を含む区域）

#### ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は0.87ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市と

しても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、東九州自動車道野方インターチェンジから約15kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

#### イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む上百引地区は、「畑については、里芋、さつまいも等が主で、その他は肉用牛を中心とする飼料畑地帯である。農道等の基盤整備については、岳野区域で団体営事業により草地更新が行われているものの、他の区域では未整備の箇所が多いことから、農道等の整備と機械化体系の推進により、園芸と飼料作の振興を図る。水田についても、一部は場整備が実施されているものの、未整備の箇所が多いことから、基盤整備率の向上及び、機械化体系による省力化を図っていく。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

#### ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、東九州自動車道野方ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させていきたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

#### エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

### ⑩ 鹿屋市輝北町市成字トヨシゲ（地図：1 鹿屋市 重点促進区域図「旧高尾小学校跡地」を含む区域）

#### ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1.11ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、東九州自動車道野方インターチェンジから約13kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動物植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域，市街化調整区域を含まない。

また，本区域においては，令和4年度工場適地調査において，遊休地（未決定面積）は把握されていない。

#### イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小学校跡地等は，地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む市成地区は，「本地区の宮園及び徳留，上沢津，下沢津，市成麓区域は畜産が盛んな地域である。畑については，土地改良事業により基盤整備，農道及び排水路等が整備される等，優良な耕作条件を備える農用地である。本地区は肉用牛生産に伴う飼料作物や，主要作物であるさつまいもの栽培が盛んである。今後は，肉用牛優良素牛の産地拡大を図るため，生産基盤としての飼料畑を確保し，一層の農業所得の向上を図るよう，畜産を軸とした農業生産体系の確立を図っていく。水田については，本地区で盛んな肉用牛生産に伴う飼料作物の確保のため，水田の汎用利用等を図る。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については，「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに，食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い，雇用機会の創出を図る。」とされている。

#### ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は，市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また，東九州自動車道野方ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど，市としても地域経済牽引事業を推進させていきたい区域であるため，重点促進区域として設定する。

#### エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

### ⑪ 鹿屋市輝北町市成字柿木段（地図：1鹿屋市重点促進区域図「旧市成小学校跡地」を含む区域）

#### ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1.50ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり，また，近隣には農業や畜産を営む農家等があり，市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに，東九州自動車道野方インターチェンジから約17kmの場所であり，当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため，設定する。

本区域は，その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動物植物種の生息・生育域）を含まない。

まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む市成地区は、「本地区の宮園及び徳留、上沢津、下沢津、市成麓区域は畜産が盛んな地域である。畑については、土地改良事業により基盤整備、農道及び排水路等が整備される等、優良な耕作条件を備える農用地である。本地区は肉用牛生産に伴う飼料作物や、主要作物であるさつまいもの栽培が盛んである。今後は、肉用牛優良素牛の産地拡大を図るため、生産基盤としての飼料畑を確保し、一層の農業所得の向上を図るよう、畜産を軸とした農業生産体系の確立を図っていく。水田については、本地区で盛んな肉用牛生産に伴う飼料作物の確保のため、水田の汎用利用等を図る。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、東九州自動車道野方ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させていきたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑩ 鹿屋市輝北町下百引字南（地図：1 鹿屋市 重点促進区域図「旧平南小学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は0.75ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、東九州自動車道野方インターチェンジから約5kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載  
「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。
- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載  
本区域を含む下百引地区は、「国道504号線から県道大崎～輝北線に沿って畑と水田が広がっている。畑については、酪農の専業農家と肉用牛を基盤とする露地野菜（里芋、大根、ごぼう）、茶等の経営が主であり、露地野菜、茶等の団地化及び、平成5年度から実施した公社営畜産基地建設事業により、肉用牛や酪農の経営規模拡大を図る。宮元の上原区域については整備されており、飼料畑として確保する。水田については、坂下から瀬戸口まで堂籠川に沿って帯状に広がっている。平成13年度から平成17年度にかけて、ほ場整備（担い手育成型）事業により基盤整備が実施された。木ノ内山から三原の台地の畑は、ほぼ基盤整備がなされている。」とされている。
- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載  
企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、東九州自動車道野方ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させていきたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

**⑬ 鹿屋市吾平町麓宇城ノ前**（地図：1鹿屋市 重点促進区域図「旧神野小学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は0.88ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、大隅縦貫道笠原インターチェンジから約15kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握さ

れていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「地域固有の豊かな自然や農山村環境、重みのある歴史文化を活かし、吾平地域の多彩な個性が表現されるまちづくりを目指します。」「新たな土地利用制度の導入等による、田園・里山集落にふさわしい土地利用の誘導を図ります。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む吾平南部地区は、「一級河川肝属川の支流である始良川の西側と、同じく黒羽子川の南側と苦野川の東側に挟まれた地区である。畑は、当地区で唯一の集団性を有する荷掛と黒羽子区域があり、ほ場整備事業により生産基盤の整備は完了しているので、今後は肝属中部地区畑地かんがい事業を推進して農用地としての高度利用を図る。水田については、山間に位置し、棚田や迫田が多くあるが、既に整備が完了している神野東、大川、永野牧区域が大部分の面積を占めていることから、今後も引き続き、農用地の高度利用を図っていく。」とされている

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

本区域については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、大隅縦貫道笠之原 IC も近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させていきたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

(3) 枕崎市

① 枕崎市白沢北町（地図：2 枕崎市 重点促進区域図の「枕崎市臨空工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は99.93ha程度である。

本区域は、地域特性である食品関連産業の事業所が立地し、主要な国道、県道が走るとともに、地域高規格道路が整備されたことなどから交通アクセスにも恵まれた場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に推進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、枕崎市臨空工業団地に約0.5haが遊休

地(未決定面積)として把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- ・ 枕崎市計画における記載

本区域を含む別府地区は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「別府工業適地、枕崎臨空工業団地を有しており、これらを中心とした産業機能の集約を進める必要がある」とされている。

- ・ 枕崎市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む別府地区は「国見岳南側を中心に茶団地が広がり、畑かん事業により整備された比較的面積の大きいほ場では、実えんどう、そらまめ、さつまいも、にんじんなどが栽培されており、遊休農地はほとんど見当たらず、農地の有効利用が進んでいる」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は枕崎臨空工業団地を含み、市の基幹産業である鯉節の製造過程で発生するものを原料として活用した商品を製造している食品関連企業がある区域である。今後、本区域内において、立地企業においては製品開発等の新たな展開が見込め、食品関連の振興を図る上で重要な区域であるため、重点推進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

② 枕崎市寿町(地図:2 枕崎市重点促進区域図の「枕崎市妙見前団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は53.47ha程度である。

本区域は枕崎市妙見前団地を含み、市街地の近くにあるため、主要な国道、県道へも近いことや、地域高規格道路が整備されたことなどから交通アクセスにも恵まれた場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に推進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 枕崎市計画における記載

本区域を含む寿町地区には「新たな住宅地として形成されつつある地域であり、平坦な未利用地の有効活用と幹線道路の整備を図りながら、良好な居住環境の形成を図る」とされている。

- ・ 枕崎市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む寿町地区には「枕崎ブランドとして高い評価を得ている実えんどうやさつまいもを中心に、基盤整備されたほ場を有効に活用した経営を目指す」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は枕崎市妙見前団地を含み、主要な国道、県道へもアクセスしやすい区域である。市としては、企業立地を積極的に推進する区域としており、本市産業の振興を図る上で重要な区域であるため、重点推進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

③ 枕崎市金山西町（地図：2 枕崎市 重点促進区域図の「枕崎市金山養魚場跡」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は71.03ha程度である。

本区域は主要な国道に隣接していることから交通アクセスにも恵まれた場所でもあり、市としても企業立地を積極的に推進している区域であることから、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は国道270号に隣接した一団の土地であり、良好なアクセスを有する区域である。市としては、企業立地を積極的に推進する区域としており、本市産業の振興を図る上で重要な区域であるため、重点推進区域として設定する。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

・ 第6次枕崎市総合振興計画における記載

「地域資源を生かした企業誘致の推進」において、「地域資源を活用した企業の誘致や産業の立地を進めるとともに、近年の経済状況や企業進出動向、インフラ整備の動向、企業誘致にかかる要因変化等を踏まえた対応に努めます。」とされている。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

(4) 阿久根市

① 阿久根市晴海町（地図：3 阿久根市 重点促進区域図の「水産加工団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は23.43ha程度である。

本区域は阿久根漁港に隣接しており、地域特性である水産業や食肉加工業などの事業所(9社)が立地し、南九州西回り自動車道阿久根インターチェンジからも約5kmと良好なアクセスを有し、将来的には南部方面にもインターチェンジが設置予定であるなど、交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 阿久根市過疎地域持続的発展計画における記載

本計画内において、『企業の誘致対策』として、「産業の振興及び雇用機会の増大を図るため、積極的な誘致活動を推進する。また、地元企業の規模拡大に対し、各種支援策の情報提供に努める。」とされている。

- ・ 第5次阿久根市総合計画における記載

本計画内において、『企業立地の推進』として、「企業の立地を推進するため、補助金の交付など支援制度を充実するとともに企業が立地しやすい環境整備に努めます。また、誘致活動を積極的に行います。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は水産加工団地内にあり、阿久根漁港にも隣接した地域であり、豊富な魚介類をはじめとした促進区域内の水産物等を活用した商品を製造している食品関連企業の一定の集積(9社)がみられる区域である。

各企業においてはこれらの地域資源等を活用した新商品開発を積極的に行っており、また、阿久根駅や阿久根ICも近く(水産加工団地から約5km程度)、新規販路開拓も積極的に行うなど、今後も食品関連産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の92~94に記載する区域

② 阿久根市大字波留字上塩濱(地図:3 阿久根市 重点促進区域図の「食肉加工団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は3.17ha程度である。

本区域は地域特性である食肉加工業等の事業所(3社)などが立地し、南九州西回り自動車道

阿久根インターチェンジからも約5kmと良好なアクセスを有し、将来的には南部方面にもインターチェンジが設置予定であるなど、交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

#### イ 関連計画における記載等

- ・ 阿久根市過疎地域持続的発展計画における記載

本計画内において、『企業の誘致対策』として、「産業の振興及び雇用機会の増大を図るため、積極的な誘致活動を推進する。また、地元企業の規模拡大に対し、各種支援策の情報提供に努める。」とされている。

- ・ 第5次阿久根市総合計画における記載

本計画内において、『企業立地の推進』として、「企業の立地を推進するため、補助金の交付など支援制度を充実するとともに企業が立地しやすい環境整備に努めます。また、誘致活動を積極的に行います。」とされている。

#### ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は食肉加工団地内にあり、市街地にも近い距離に位置し、阿久根市を含む北薩地域で生産される華鶴和牛等を活用した商品を製造している食肉加工業等の事業所が立地している区域である。

各企業においては、全国の販売店との連携を図りながら、華鶴和牛ブランドを積極的に推進するなど、今後も食肉関連産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

#### エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の95,96に記載する区域

### (5) 出水市

#### ① 出水市緑町、昭和町（地図：4 出水市 重点促進区域図の「緑町・昭和町」の区域）

##### ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は93ha程度である。

本区域は地域特性である電子関連産業（3社）、自動車関連産業（1社）、食品関連産業の事業所（2社）に加え、アルコール製造会社、ガス供給会社など4社が立地する「沖田工業団地」がある。また、本区域内には、市役所及び県出先機関をはじめ、金融機関・保険会社の事務系事業所、ホテル等も多い。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域，市街化調整区域を含まない。

また，本区域においては，令和4年度工場適地調査において，遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 出水市都市計画マスタープランにおける記載

「就業の場を確保するための整備を推進し，高速交通体系に合わせた流通・生産拠点の形成を図る。」とされている。

また，出水駅周辺は，「公共施設，企業の事務所等が適切に配置された中心市街地の形成を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域には工業地域の用途指定を受けた「沖田工業団地」があり，市民の雇用等地域経済を支える区域である。

特に，都市部大手の現地工場として，積極的な人的交流も行う企業もあり，若者・女性の流出を防いでいる。今後の市産業の振興及び多様な雇用創出を図る上で当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため，重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の97～141に記載する区域

② 出水市上鯖洲（地図：4 出水市 重点促進区域図の「上鯖洲字」の区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は21ha程度である。

本区域は地域特性である食品関連産業の事業所（3社）に加え，九州内でも有数の駅弁製造会社，焼酎製造会社などが立地する「松尾工業団地」がある。また，JR九州出水駅から本町通り商店街までのアクセス区間である。

本区域は，その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域，市街化調整区域を含まない。

また，本区域においては，令和4年度工場適地調査において，遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 出水市都市計画マスタープランにおける記載

「就業の場を確保するための整備を推進し、高速交通体系に合わせた流通・生産拠点の形成を図る。」とされている。(隣接する沖田工業団地と一体表記している。)

また、出水駅周辺は、「公共施設、企業の事務所等が適切に配置された中心市街地の形成を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域には「松尾工業団地」があり、隣接する沖田工業団地と共に市民の雇用を支えている。

特に、促進区域内の農林水産物を加工出荷する食品加工会社や全国でも有数のブランド力を誇る駅弁製造会社・焼酎製造会社も立地している。

また、JR九州出水駅から商店街・出水麓武家屋敷群までのアクセス区間でもあり、市の産業振興を図る上で当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の142～165に記載する区域

③ 出水市本町 (地図:4 出水市 重点促進区域図の「本町」の区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は26ha程度である。

本区域は、地域特性である食品関連産業の事業所(2社)が立地する。また、JR九州出水駅から観光地である出水麓武家屋敷群の中間地点にあり、商店街及び飲食店街である。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 出水市都市計画マスタープランにおける記載

「低中層住宅と商業・業務施設が調和した複合的土地利用を促進する。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域に工業団地等はなく、商業地であるが、都市計画マスタープランでは、住宅と商業・業務施設が調和した複合的土地利用を促進するとしており、その区域は、市の観光地である出水麓武家屋敷群に隣接している。

低迷する商店街内に、情報通信産業や観光産業の進出を重点的に促進することで、魅力ある都市型空間を創出するために、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定  
設定なし

④ 出水市平和町 (地図: 4 出水市 重点促進区域図の「平和町」の区域)

- ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は250ha程度である。

本区域は地域特性である食品関連産業(1社)、県内最大手企業と取引を有する電子関連産業(2社)などが立地する「平和工業団地」がある。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は108ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

- イ 関連計画における記載等

- ・ 出水市都市計画マスタープランにおける記載

「高速交通体系に合わせた流通・生産拠点の形成を図る。」とされている。

- ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域には、戦後から地元小規模企業が集積して形成された「平和工業団地」があり、市内最大手の食品製造会社のうちの1社も立地するなど、市の産業振興を図る上で当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の166～324に記載する区域

⑤ 出水市大野原 (地図: 4 出水市 重点促進区域図の「大野原町」の区域)

- ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は197ha程度である。

本区域内の「大野原工業団地」は、電子関連産業(1社)、食品関連の流通業(1社)、環境・新エネルギー産業関連企業(1社)が立地している。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は97ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握さ

れていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 出水市都市計画マスタープランにおける記載  
「高速交通体系に合わせた流通・生産拠点の形成を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域には、市内最大手の電子関連産業が立地する「大野原工業団地」がある。

また、立地している食品関連の流通業は、促進区域内で生産される農林水産品の一次加工品冷凍製造を行う企業でもあり、市内食品加工業と密接な結びつきがあるため、今後の市産業振興を図る上で当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の325～347に記載する区域

**⑥ 出水市高尾野町大久保** (地図:4 出水市 重点促進区域図の「高尾野町大久保字」の区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は41ha程度である。

本区域は、市最大の特性である鶏肉鶏卵専門の食品製造業(1社)、県特産の筍に特化した食品製造業(1社)、地元企業で唯一上場している電子関連産業(1社)に加え、縫製工場など3社が立地する「高尾野内陸工業団地」がある。

また、区域内には老健施設、温泉施設等の民間施設、総合医療センター高尾野診療所、屋内スポーツ施設、工業団地内には公園・グラウンド等の公共施設もある。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は9ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 出水市都市計画マスタープランにおける記載  
「高尾野地域唯一の工業地として活性化を図る。農商工連携など異業種の組み合わせによる新しい商品の開発、販路拡大の促進を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域には、昭和48年に農村地域工業導入実施計画により県が造成した「高尾野内陸工業団

地」があり、市民の雇用を支えている。

特に、本市の特性である鶏肉鶏卵を専門とする食品製造業の最大拠点が立地するなど、今後の市産業の振興及び多様な雇用創出を図る上で当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の348～364に記載する区域

⑦ 出水市野田町上名 (地図：4 出水市 重点促進区域図の「野田町上名字」の区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は19ha程度である。

本区域には、雑貨の製造会社(1社)が立地する「松ヶ迫工業団地」がある。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は10ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 出水市都市計画マスタープランにおける記載

「周辺丘陵地の自然環境と調和のとれた工業地、流通業務地の形成を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域には雑貨の製造業(1社)が立地しており、今後の市産業の振興及び多様な雇用創出を図る上で、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の365～386に記載する区域

⑧ 出水市野田町下名 (地図：4 出水市 重点促進区域図の「野田町下名字」の区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は32ha程度である。

本区域には、道路運送業(1社)、農機具販売・修理業(1社)が立地する「下名工業団地」がある。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は6ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 出水市都市計画マスタープランにおける記載

「国道3号と国道504号との交通結節機能や南九州西回り自動車道と北薩横断道路との道路ネットワークを活用した工業地、流通業務地としての機能向上を図る。」とされている。プランでは、「野田流通業務地」と表現している。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域には、物流を支える道路運送業、基幹産業である農業を支援する事業所が立地しており、今後の市産業の振興及び多様な雇用創出を図る上で当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の387～394に記載する区域

## (6) 指宿市

### ① 指宿市新西方(地図:5 指宿市 重点促進区域図の「新西方地区」)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は、430ha程度である。

本区域には、工業団地として新西方工業団地が整備されており、南薩東部広域農道や指宿スカイライン、国道226号までのアクセスが良く、交通インフラが良好な区域である。当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は101ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、新西方工業団地内に約2haが遊休地(未決定面積)として把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- ・ 指宿市都市計画マスタープランにおける記載

「新西方から岩本東部、小牧東部にかけて広がる農地を活用し、農業の健全な発展と、豊かで住み良い農村の確立に努めます。」とされている。

- ・ 指宿農業振興地域整備計画における記載  
隣接の小牧区域を含め、「本地区は畑作地帯である。ほ場は、県営畑地帯総合土地改良事業により整備されている。未整備の農道・排水施設については、かごしまの農業未来創造支援事業等により整備していく。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、新西方工業団地を含み、南薩東部広域農道や指宿スカイライン、国道226号が近く交通インフラは良好である。

市としては、新西方工業団地を中心とした企業立地に積極的に取り組むこととしており、今後の産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として指定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の395～498に記載する区域

② 指宿市東方（地図：5 指宿市 重点促進区域図の「東方地区」）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は、1,075ha程度である。

本区域は東西に分かれて広がっており、東部にはふれあいプラザなのはな館のほか、サッカー・多目的グラウンドの整備計画があるなど、新たな指宿市の顔となる区域である。西部については、大部分が山林となっているが、地熱（温泉）資源の潜在性の高い区域であり、また、産学官連携によるメディポリス指宿構想の核となるメディポリス指宿が立地している。交通インフラについては、東西を縦断する形で国道226号が通っており良好である。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は133ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 指宿市都市計画マスタープランにおける記載

「東方を南北に走る国道226号沿道には、商業・業務施設が多数立地しており、今後も周辺の自然環境や景観に十分配慮しながら、商業・業務施設、都市型住宅を中心とした土地利用の誘導を図ります。」とされている。

- ・ 指宿農業振興地域整備計画における記載（重点促進区域外も含めた記述）

「本地区は畑作地帯である。ほ場は、県営畑地帯総合土地改良事業により整備されている。

なお、未整備の農道・排水施設については、かごしま農業未来創造支援事業等により整備して

いく。」とされている。

- ・ 第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

「地熱資源の潜在性の高い地域において、市と民間企業が共同して地熱発電事業を行うとともに、インバウンド対策を含む温泉利用や新たな特産品の創出などに向けて、観光業、農業、民間企業等が連携しながら地域の産業の振興及び新たな雇用の創出を目指す。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、環境・エネルギー関連産業である地熱（温泉）資源の潜在性が高く、また、なのhana館を中心とした新たな指宿市の顔となる区域である。

今後、なのhana館を中心とした新たな街並みの形成や、地熱資源を活用した新たな産業形成の可能性が高く、振興を図っていく必要があることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

③ 指宿市山川新栄町（地図：5 指宿市 重点促進区域図の「山川新栄地区」）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は、15ha 程度である。

本区域は、市と立地協定を締結した企業を含め鯉節の加工工場等が数多く立地し産業の集積がみられる区域となっている。交通アクセスについては、国道 269 号が近く、また、薩摩半島と大隅半島をつなぐフェリーが山川港から運航している。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 指宿市都市計画マスタープランにおける記載

「山川用途区域内においては、工場・商業施設と周辺の居住空間が調和した生活環境の維持に努めます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、鯉節の加工工場が数多く立地し、食品関連産業が集積していく区域であり、立地企業は新たな商品開発のほか、販路開拓等を積極的に行うなどしている。

また、国道 269 号が近く、大隅へ渡るフェリーもあるなど交通インフラも良好であり、当

該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の499～556に記載する区域

**④ 指宿市山川岡児ヶ水、浜児ヶ水、小川、大山、福元及び開聞川尻** (地図：5 指宿市 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は、2,930ha程度である。

本区域は、農用区域が多くを占め豊富な農作物の産地であるとともに、地熱(温泉)資源の潜在性の高い区域であり、山川小川には、九州電力山川地熱発電所が立地している。

国道226号が本区域を横断しており、交通インフラも良好である。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用区域は含まないが、農用区域は984ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 指宿市都市計画マスタープランにおける記載

「用途地域が無指定である地区においては、小規模開発による宅地化や市街化が進行しており、農地や自然環境と調和のとれた市街地形成を図るため、市街地の状況に応じた適正な土地利用の規制・誘導を図ります。」とされている。

- ・ 指宿農業振興地域整備計画における記載(広域な範囲での記述)

岡児ヶ水、浜児ヶ水、小川、福元については、「本地区は、畑作地帯である。ほ場は、県営畑地帯総合土地改良事業により整備され、生活基盤はおおむね確立されているが、未整備の福元地区においては、耕作放棄地も発生しつつあることから、住民の総意に基づき整備する必要がある。」とされている。

- ・ 第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

「地熱資源の潜在性の高い地域において、市と民間企業が共同して地熱発電事業を行うとともに、インバウンド対策を含む温泉利用や新たな特産品の創出などに向けて、観光業、農業、民間企業等が連携しながら地域の産業の振興及び新たな雇用の創出を目指す。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、農用区域が多くを占め豊富な農作物の産地であるとともに、地熱(温泉)資源の潜在性の高い区域であり、山川小川には、九州電力山川地熱発電所が立地している。また、国道

226号が本区域を横断しており、交通インフラも良好である。

今後、環境・エネルギー関連産業である。地熱資源を活用した新たな産業形成の可能性が高く、振興を図っていく必要があることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定  
設定なし

## (7) 西之表市

### ① 西之表市大字国上字平山之波瀬 (地図：6 西之表市 重点促進区域図参照)

- ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は23.65ha程度である。

本区域は国上中学校跡地を含んでおり、地域特性である農産物を活用した食品関連産業の事業所が立地し、跡地や、旧中学校施設の有効利用が進められているところである。跡地や旧中学校施設の有効利用を図るために、当該区域においては地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、概ね10.70haの農用地区域が把握されている。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

- イ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は国上中学校跡地を含んでおり、食品関連産業の事業所が立地し、基幹産業である農業とも深い関わりを持つ区域である。今後、基幹産業である農業を主体とする本地域の土地利用状況を鑑み、優良農地を確保しつつ、限られた土地を有効活用しながら地域経済牽引事業を推進する上で、当該区域は重要な区域であることから、重点促進区域に設定する。

- ウ 工場立地特例対象区域の設定  
別紙3の557に記載する区域

### ② 西之表市大字現和字東泉原 (地図：6 西之表市 重点促進区域図参照)

- ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は4.33ha程度である。

本区域は現和中学校跡地を含んでおり、食品関連産業の事業所等が立地し、跡地の有効利用が進められているところである。今後も、跡地や旧中学校施設の有効利用を図るために、当該区域においては地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定す

る。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお，本区域に農用地区域は含めないが，概ね 0.43ha の農用地区域が把握されている。市街化調整区域は含まない。

また，本区域においては，令和4年度工場適地調査において，遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は現和中学校跡地を含んでおり，食品関連産業の事業所等が立地し，基幹産業である農業とも深い関わりを持つ区域である。今後，基幹産業である農業を主体とする本地域の土地利用状況を鑑み，優良農地を確保しつつ，限られた土地を有効活用しながら地域経済牽引事業を推進する上で，当該区域は重要な区域であることから，重点促進区域に設定する。

ウ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の558に記載する区域

③ 西之表市大字安納字長瀬ノ岡及，正助道，溜池及び花ノ木（地図：6 西之表市 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は24.16ha程度である。

本区域は安納地区の海岸線隣接地を利用した区域であり，地域特性である農産物を活用した食品関連産業の事業所が立地している。また，近くには青少年の家が立地しており，市有施設と事業所の有機的な連携も考えられる区域であり，地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため，重点促進区域に設定する。

本区域は，その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお，本区域に農用地区域は含めないが，概ね 10.78ha の農用地区域が把握されている。市街化調整区域は含まない。

また，本区域においては，令和4年度工場適地調査において，遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は食品関連産業の事業所等が立地し，基幹産業である農業とも深い関わりを持つとともに，青少年の家との有機的な連携による事業展開も考えられる区域である。今後，基幹産業である農業を主体とする本地域の土地利用状況を鑑み，優良農地を確保しつつ，限られた土地を有効活用しながら地域経済牽引事業を推進する上で，当該区域は重要な区域であることから，重点促

進区域に設定する。

- ウ 工場立地特例対象区域の設定  
別紙3の559～564に記載する区域

## (8) 垂水市

### ① 垂水市二川 (地図:7 垂水市 重点促進区域図の「牛根中学校跡地」を含む区域)

#### ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は6.7ha程度である。本区域は、平成22年4月に閉校した牛根中学校跡地を含む区域で、跡地については広大な敷地に加え、校舎や体育館などの施設についても有効活用が可能である。

交通アクセスについては東九州自動車道国分ICまで、約19km、鹿児島空港まで約34km。鉄道については、JR九州国分駅まで約24km、桜島港まで約23kmの立地である。情報インフラについては、光回線が利用可能である。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は約17ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)については把握されていない。

#### イ 関連計画における記載等

- ・ 第5次垂水市総合振興計画「基本計画」における記載  
「経営基盤整備とともに、明らかに湧き出る水をはじめとする地域資源や地域特性を活かした商品開発、高付加価値化や販路拡大による産業振興とあわせて、若者や高齢者、子育て中の方、転入者等多様な人材が働きやすい職場環境を整備し、働く場としての魅力を高め、地域のにぎわい創出に取り組みます。」とされている。
- ・ 垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載  
企業立地等については、基本目標①として「垂水市における安定した雇用を創出する」を掲げており、地域資源を生かした企業誘致の推進として、「企業の進出ニーズに対応した誘致活動を推進します。」とされている。
- ・ 垂水市公共施設等管理計画における記載  
「第5章 施設類型ごとの基本方針」として、「11 その他」の項目において、牛根中学校跡地他14施設の今後の管理方針として「公共施設として保有する必要性がない施設、老朽化が進んでおり今後の利活用が見込めない施設については、貸付や売却・取り壊しを積極的に検討することで保有面積の削減に努めます。」とされている。

- ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

- ・ 当該地域を含む牛根地区は、海潟と中俣の2つの大字で構成され、全国でもトップクラスの生産量を誇る「ブリ」や、桜島の降灰の影響を強く受けながらも温暖な気候を活かしたビワ等の農漁業の盛んな地区である。

また、ブリを活用した6次化施設の加工場が建設されており、加工された商品が国内はもとより海外へ出荷されている。

本市は、従来より廃校中学校跡地の利活用を検討しており、今後も積極的に企業誘致を推進する区域としており、地域経済牽引事業の推進が期待されたため、重点促進区域として設定する。

#### エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

### ② 垂水市中俣（地図：7 垂水市 重点促進区域図の「協和中学校跡地」を含む区域）

#### ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は6.67ha程度である。本区域は、平成22年4月に閉校した協和中学校跡地を含んでおり、跡地については広大な敷地に加え、校舎や体育館などの施設についても有効活用が可能である。

交通アクセスについては、東九州自動車道国分ICまで、約32.5km、鹿児島空港まで約47.5km、鉄道については、JR九州国分駅まで約37.5km、垂水港まで約5.4kmの立地である。情報インフラについては、光回線が利用可能である。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は約135ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）については把握されていない。

#### イ 関連計画における記載等

- ・ 第5次垂水市総合振興計画「基本計画」における記載  
「経営基盤整備とともに、清らかに湧き出る水をはじめとする地域資源や地域特性を活かした商品開発、高付加価値化や販路拡大による産業振興とあわせて、若者や高齢者、子育て中の方、転入者等多様な人材が働きやすい職場環境を整備し、働く場としての魅力を高め、地域のにぎわい創出に取り組みます。」とされている。
- ・ 垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載  
企業立地等については、基本目標①として「垂水市における安定した雇用を創出する」を掲げており、地域資源を生かした企業誘致の推進として、「企業の進出ニーズに対応した誘致活動を推進します。」とされている。
- ・ 垂水市公共施設等管理計画における記載  
「第5章 施設類型ごとの基本方針」として、「11 その他」の項目において、協和中 学校跡

地他 14 施設の今後の管理方針として「公共施設として保有する必要性がない施設、老朽化が進んでおり今後の利活用が見込めない施設については、貸付や売却・取り壊しを積極的に検討することで保有面積の削減に努めます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域を含む協和地区は、海潟と中俣の2つの大字で構成され、単一漁協としては日本一の生産量を誇る「カンパチ」や、桜島の降灰の影響を強く受けながらも温暖な気候を活かしたキヌサヤエンドウ等の農漁業の盛んな地区である。

本市は従来より廃校中学校跡地の利活用を検討しており、今後も積極的に企業誘致を推進する区域としており、地域経済牽引事業の推進が期待されるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

③ 垂水市新城（地図：7 垂水市 重点促進区域図の「垂水南中学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 6.43ha 程度である。本区域は、平成 22 年 4 月で閉校した南中学校跡地（株財宝所有）を含んでいる。

交通アクセスについては、東九州自動車道笠之原 IC まで約 20 km まで、鹿児島空港まで約 62.0km、鉄道については、JR 九州国分駅まで約 3 km、垂水港まで約 6.0 km の立地である。情報インフラについては、ADSL が利用可能である。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は約 105ha 程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和 4 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）については把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 第 5 次垂水市総合振興計画「基本計画」における記載

「経営基盤整備とともに、清らかに湧き出る水をはじめとする地域資源や地域特性を活かした商品開発、高付加価値化や販路拡大による産業振興とあわせて、若者や高齢者、子育て中の方、転入者等多様な人材が働きやすい職場環境を整備し、働く場としての魅力を高め、地域のにぎわい創出に取り組みます。」とされている。

- ・ 垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、基本目標①として「垂水市における安定した雇用を創出する」を掲げており、地域資源を生かした企業誘致の推進として、「企業の進出ニーズに対応した誘致活動を推進します。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

新城地区は垂水市の南部に位置し、普通期水稲と裏作のタマネギを組み合わせた経営を中心に、園芸作物や肉用牛など農業が盛んな地区である。

同区域については、既に(株)財宝に売却済であるが、同時に売却した隣接地には財宝マンションが建設され、従業員の寮として活用されている。

今後、財宝マンション用地以外の区域については、工場等の建設が想定され、積極的な地域経済牽引事業の推進が期待される区域と考えているため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

(9) 薩摩川内市

① 薩摩川内市湯島町字道久、字竹島及び港町字松原 (地図:8-1 薩摩川内市 重点促進区域図(本土)「船間島工業用地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は43.06ha程度である。

本区域は船間島工業用地を含み、食品加工や金属・鉄鋼製品製造等の事業所(21社)が立地し、重要港湾川内港、薩摩川内水引インターチェンジと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 薩摩川内市市都市計画マスタープランにおける記載  
「船間島工業団地については、周辺の住宅環境や自然環境に調和した良好な工業地の保全・育成に努めます。」とされている。
- ・ 薩摩川内市農業振興地域整備計画における記載  
本区域を含む川内西部地区は、「海岸線に隣接しており、比較的平地水田が多く、ほ場整備及び農免農道整備事業が実施されている。今後も農道、用排水施設など農業生産基盤の保全に努め、優良農地としての利用を推進する。」とされている。
- ・ 薩摩川内市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載  
企業立地については、「交通アクセスの環境の良さ、世界に広がる物流、格安なエネルギー

など、本市の優位性を活かした企業誘致を進めるとともに、立地環境の整備を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は船問島工業用地を含み、食品加工や金属・鉄鋼製品製造等の事業所(21社)が立地している区域である。

各企業においては地域資源等を活用した製品開発(食品製造)など積極的な事業展開が図られており、川内港や薩摩川内水引ICも近いこともあり(工業団地から5km程度)、産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の565~609に記載する区域

② 薩摩川内市湯島町字唐山(地図:8-1 薩摩川内市重点促進区域図(本土)「港町工業専用地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は150.41ha程度である。

本区域は港町工業専用地を含み、ガス事業所や火力発電所が立地し、重要港湾川内港、薩摩川内水引インターチェンジと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 薩摩川内市都市計画マスタープランにおける記載

「川内港及び周辺地区については、海上輸送基地として人や物の交流を促進するとともに、電力の安定供給基地や広域交通網を活かした流通・産業拠点としての基盤整備を図り、企業誘致を積極的に推進します。」とされている。

・ 薩摩川内市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む川内西部地区は、「海岸線に隣接しており、比較的平地水田が多く、ほ場整備及び農免農道整備事業が実施されている。今後も農道、用排水施設など農業生産基盤の保全に努め、優良農地としての利用を推進する。」とされている。

・ 薩摩川内市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地については、「交通アクセスの環境の良さ、世界に広がる物流、格安なエネルギー

など、本市の優位性を活かした企業誘致を進めるとともに、立地環境の整備を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は港町工業専用地を含み、ガス事業所や火力発電所が立地し、重要港湾川内港、薩摩川内水引インターチェンジと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の610～619に記載する区域

③ 薩摩川内市花木町、宮内町字花木、字中戸切原、字前堀堂、字堀堂、字前小原、字猿楽、字市場、字原田、井手園、字九品及び字和光 (地図：8-1 薩摩川内市 重点促進区域図 (本土)「宮内町工業用地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は34.89ha程度である。

本区域は宮内町工業用地を含み、パルプ製造事業所が立地し、重要港湾川内港、薩摩川内水引インターチェンジと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 薩摩川内市都市計画マスタープランにおける記載

「既存工業地については、周辺の住宅環境に調和した良好な工業地の維持・保全に努めます。」とされている。

- ・ 薩摩川内市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む川内北部地区は、「川内川の右岸の支流沿いに帯状に連なる山間迫田が大部分を占めている。(中略) 亀山地区水田においては、市街地(用途地域)に隣接しているため、近年宅地等の建設による混住化が進んでいる。今後も農道、用排水施設など農業生産基盤の保全に努め、優良農地としての利用を推進する。」とされている。

- ・ 薩摩川内市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地については、「交通アクセスの環境の良さ、世界に広がる物流、格安なエネルギーなど、本市の優位性を活かした企業誘致を進めるとともに、立地環境の整備を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は宮内町工業用地を含み、パルプ製造業が立地している区域である。

当該企業においては竹等の本市固有の資源等を活用した製品開発を行うなど、積極的な事業展開が図られており、川内港や薩摩川内水引 IC も近いこともあり、産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の620～927に記載する区域

④ 薩摩川内市高城町字久ノ尾字西町字山元、字藤野原、字谷口及び北山田(地図:8-1 薩摩川内市 重点促進区域図(本土)「高城町西町用地」,「高城町西町2号用地」及び「高城地区農工団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は42.0ha程度である。

本区域は高城町西町用地、高城町西町2号用地及び高城地区農工団地を含み、電子部品製造事業所が立地し、重要港湾川内港、薩摩川内水引インターチェンジと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 薩摩川内市都市計画マスタープランにおける記載

「既存工業地については、周辺の住宅環境に調和した良好な工業地の維持・保全に努めます。」とされている。

- ・ 薩摩川内市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む川内北部地区は、「川内川の右岸の支流沿いに帯状に連なる山間迫田が大部分を占めている。(中略)高城地区の水田は、ほ場整備が実施されてきた。今後も農道、用排水施設など農業生産基盤の保全に努め、優良農地としての利用を推進する。」とされている。

- ・ 薩摩川内市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地については、「交通アクセスの環境の良さ、世界に広がる物流、格安なエネルギーなど、本市の優位性を活かした企業誘致を進めるとともに、立地環境の整備を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は3つの工業用地を含み、基幹産業である電子部品製造事業所が立地している区域である。

当該企業においては積極的な事業展開に伴う活発な設備投資が行われており、市内随一の雇用吸引力を発揮している。今後も本市の産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の928～950に記載する区域

⑤ 薩摩川内市勝目町字水ノ手、字上水ノ手、字正平（地図：8-1 薩摩川内市 重点促進区域図（本土）「隈之城地区農工団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は8.65ha程度である。

本区域は隈之城地区農工団地を含み、木材製造事業所が立地し、重要港湾川内港、薩摩川内都インターチェンジと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 薩摩川内市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む川内南部地区は、「湛水防除事業をはじめ農道整備及び用排水施設整備が実施されている。また、まとまった畑地帯がある権現原台地では、かんがい施設が整備され、ごぼう等の露地野菜が定着しており、今後も農業生産基盤の保全に努め、優良農地としての利用を推進する。」とされている。

・ 薩摩川内市市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地については、「交通アクセスの環境の良さ、世界に広がる物流、格安なエネルギーなど、本市の優位性を活かした企業誘致を進めるとともに、立地環境の整備を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は隈之城地区農工団地を含み、木材製造事業所が立地している区域であり、重要港湾川内港、薩摩川内都インターチェンジと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、今後も本市の産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促

進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定  
別紙3の951～966に記載する区域

⑥ 薩摩川内市入来町副田字立山 (地図:8-1 薩摩川内市 重点促進区域図(本土)「入来工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は47.23ha程度である。

本区域に存する入来工業団地は、北薩地域の中心部に位置し、重要港湾川内港、鹿児島空港、九州自動車道、南九州西回り自動車道へ良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において入来町副田に約7.94haが遊休地(未決定面積)として把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- ・ 薩摩川内市都市計画マスタープランにおける記載  
「入来工業団地については、積極的な企業誘致を進めるとともに、隣接する住宅地などの周辺環境と調和に配慮しつつ、良好な住宅地の形成を図ります。」とされている。
- ・ 薩摩川内市農業振興地域整備計画における記載  
本区域を含む入来副田地区は、「台地の畑地帯及び平地の水田からなり、特に1団地2ha以上の農用地区域について農地としての利用を促進する。なお、この地区は畜産が盛んで田畑を利用した飼料作物栽培が図られており、今後も農業生産基盤の保全に努め、優良農地としての利用を推進する。」とされている。
- ・ 薩摩川内市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載  
企業立地については、「交通アクセスの環境の良さ、世界に広がる物流、格安なエネルギーなど、本市の優位性を活かした企業誘致を進めるとともに、立地環境の整備を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域に存する入来工業団地は、北薩地域の中心部に位置し、重要港湾川内港、鹿児島空港、九州自動車道、南九州西回り自動車道へ良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の967～970に記載する区域

⑦ 薩摩川内市祁答院町上手字宮田、宇木場田、祁答院町下手字樋掛及宇宇ヶ石 (地図:8-1 薩摩川内市 重点促進区域図(本土)「祁答院工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は54.37ha程度である。

本区域は祁答院工業団地を含み、木材加工事業者が立地し、鹿児島空港、九州自動車道横川インターチェンジへ良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域が7.85ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 薩摩川内市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む祁答院上手地区は、「水田は、秋上川、久富木川流域に広がっており、ほ場整備はほとんど完了しているが、区画が小さく大型機械等の作業に支障をきたしているため、ほ場整備等による基盤整備を推進する必要がある。畑は、果樹(なし)及び露地野菜を組み合わせた複合経営や特産品のほおずきなどが営まれている。今後も、水田転作の条件整備を図り、農業生産基盤の保全に努め、優良農地としての利用を推進する。」とされている。

・ 薩摩川内市市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地については、「交通アクセスの環境の良さ、世界に広がる物流、格安なエネルギーなど、本市の優位性を活かした企業誘致を進めるとともに、立地環境の整備を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は祁答院工業団地を含み、木材製造事業所が立地している区域であり、鹿児島空港、九州自動車道横川インターチェンジへ良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあることから、今後も本市の産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の971～983に記載する区域

⑧ 薩摩川内市祁答院町東郷町斧淵字狸ヶ宇都 (地図:8-1 薩摩川内市 重点促進区域図(本土)「東郷町斧淵」を含む区域)

郷工業用地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は13.67ha程度である。

本区域は東郷工業用地を含み、市街地からも近く(10km程度)、国道267号へ良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 薩摩川内市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む東郷斧淵地区は、「県道阿久根東郷線及び県道東郷山田宮之城線の沿線に農地が形成され、そのほとんどが水田として利用されている。他の地区に比べ基盤整備は遅れているものの、集団化された地域であるため現状のまま農地としての利用を進める。また、国道267号線の農用地は、主に畑としての利用が多く、施設果樹(ぶどう、きんかん)の栽培が拡大しつつあり、今後も水田を含めた農業生産基盤の保全に努め、優良農地としての利用を推進する。」とされている。

- ・ 薩摩川内市市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地については、「交通アクセスの環境の良さ、世界に広がる物流、格安なエネルギーなど、本市の優位性を活かした企業誘致を進めるとともに、立地環境の整備を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は東郷工業用地を含み、重要港湾川内港、JR川内駅、鹿児島空港へのアクセスが良好で陸・海・空のアクセスのバランスがよく、市としては企業立地を積極的に推進する区域であり、産業振興を図る必要性の高い地域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の984に記載する区域

## (10) 日置市

- ① 日置市東市来町湯田上穴山、下ノ段、池ノ平(地図:9日置市重点促進区域図の「皆田工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は約23.05haである。

本区域は皆田工業団地を含み、同団地には電子関連の事業所、医療器具関係の事業所が立地し、広域農免道路に接しており、地域経済牽引事業の推進が期待される区域である。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は3.3ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 日置市産業振興促進計画における記載

対象地区の産業の振興の基本的方針として、「本市内の工業用地として、4つの工業団地があり、市内企業間の情報交換の場を設けるなど既存企業へのサポートを進めています。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域は皆田工業団地を含み、同団地には時計の精密部品、半導体部品、医療器具の製造を行う企業が立地しており、誘致企業による雇用の促進など、地域経済を牽引している区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の985～999に記載する区域

② 日置市伊集院町徳重（字）前田平、東平原、杉ヶ迫、伊集院町郡寺山（地図：9 日置市 重点促進区域図の「徳重工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は約25.57haである。

本区域は都市計画区域内で用途は工業地域となっている。同工業団地には光半導体等の電子部品製造業(1社)、特殊印刷業(1社)、牛舎等製造業(1社)、米穀精米業(1社)、化学薬品卸業(1社)が立地しており、JR伊集院駅から約1.5km、伊集院インターチェンジからも約4kmと良好なアクセスを有し、市街地中心部にあり交通インフラが充実した場所でもある。また、工場用地は特別高圧電力、豊富な地下水等の原動棟完備している。地域の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は0.1ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

イ 関連計画における記載等

都市計画上の用途地域(工業地域)の一部として位置付けている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は誘致企業の撤退後は、有効な土地があるため、市が土地を購入し、工場用地として、企業誘致を重点的に行う区域とする予定である。このため、今後、地域経済牽引事業の積極的な推進が期待される区域であることから、本区域を重点促進区域として設定する。なお、本区域に農用地区域は含まない。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1000~1019に記載する区域

③ 日置市伊集院町清藤(字)上大迫(地図:9 日置市 重点促進区域図の「清藤工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は約13.71haである。

本区域に含む清藤工業団地には、都市計画区域内で用途地域外である。同工業団地には、地元食材を活かした食品関連産業の事業所(2社)、半導体等の電子部品(1社)、自動車等の部品(1社)、その他(2社)が立地しており、伊集院インターチェンジからも約2kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、本区域においては地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は4.3ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 日置市産業振興促進計画における記載

対象地区の産業の振興の基本的方針として、「本市内の工業用地として、4つの工業団地があり、市内企業間の情報交換の場を設けるなど既存企業へのサポートを進めています。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域に含む清藤工業団地は、食品関連産業、電子関連産業、自動車関連産業等に係る企業が立地しており、これら誘致企業による雇用の促進や増設、設備拡大等が進められるなど、地域経済を牽引する区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1020~1038に記載する区域

④ 日置市吹上町中原(字)平堀(地図:9 日置市 重点促進区域図の「亀原工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は約7.04haである。

本区域には亀原工業団地を含んでおり、同工業団地には、太陽熱エネルギーの製造・設置をする企業が立地しており、幹線道路網へのアクセスについても、国道270号線から約500mの位置となる。同社は、環境・エネルギー関連産業である、太陽熱のエネルギー事業を展開しており、引き続き地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は1.7ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 日置市産業振興促進計画における記載

対象地区の産業の振興の基本的方針として、「本市内の工業用地として、4つの工業団地があり、市内企業間の情報交換の場を設けるなど既存企業へのサポートを進めています。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域に含む亀原工業団地には、太陽熱を利用したエネルギー開発、システム開発等を展開しており、環境・エネルギー産業関連の地域経済牽引事業の積極的な展開が期待される区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1039～1047に記載する区域

⑤ 日置市吹上町与倉(字)青井野大谷口, 倉谷(地図:9 日置市 重点促進区域図の「藤元工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は約35.65haである。

本区域に含む藤元工業団地は、焼酎工場(1社)、金型製造(1社)が立地しており、谷山ICまで約10分と高速道路網へのアクセスも良好である。

工業団地に立地する企業においては、地元の特性であるサツマイモを活かしたサツマイモを生かして焼酎製造を行うなど、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

まない。

なお、本工業団地に農用地区域は含めないが、農用地区域は5.0ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 日置市産業振興促進計画における記載

対象地区の産業の振興の基本的方針として、「本市内の工業用地として、4つの工業団地があり、市内企業間の情報交換の場を設けるなど既存企業へのサポートを進めています。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域に含む藤元工業団地においては、焼酎工場、金型製品工場が企業しており、地域の主要農産物であるサツマイモ等の加工先等として、地域経済を牽引する区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1048～1087に記載する区域

(11) 曾於市

① 曾於市二之方 (地図: 10 曾於市 重点促進区域図の「末吉町二之方」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,088.73ha程度である。

本区域には畜産加工業の県内大手である「(株)ナンチク」と、関連企業が立地しており、事業者による、地域資源である畜産を活用した地域経済牽引事業のさらなる展開が期待される区域である。また、東九州自動車道「末吉財部IC」から約10km、鹿児島空港から約57km、志布志港から約27kmと良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は275.5ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、約13haの遊休地(未決定面積)が把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- ・ 第二次曾於市総合振興計画における記載

「誘致企業と地元企業、地域力や人材をすべて融合して、総合的な地域競争力の向上を図る」とされている。

・ 曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

「本市人口の転出を抑え、転入を増やすためには住民が働く場としての企業が増え、活性化されることが重要です。しかし、地方に進出する企業は少なく、進出しても地域への定着が難しい事例もあることから、本市では『企業誘致支援員』を大都市圏に配置する事で、本市への進出が期待できる企業に対して積極的にアプローチしていきます。また、誘致後に企業が安定して本市住民の雇用・生産活動を継続できるように、必要な支援を行います。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域は「(株)ナンチク」があり、関連企業も立地するなど、食品関連産業の一定の集積がみられる区域である。また、東九州自動車道「末吉財部IC」から近く、今後も産業振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1088～1130に記載する区域

② 曾於市南之郷 (地図: 10 曾於市 重点促進区域図の「末吉町南之郷」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,088.73ha程度である。

本区域には「(株)ナンチク」の関連企業が立地しており、事業者による、地域資源である畜産を活用した地域経済牽引事業のさらなる展開が期待される区域である。また、東九州自動車道「末吉財部IC」から約10km、鹿児島空港から約57km、志布志港から約27kmと良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は905.8ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 第二次曾於市総合振興計画における記載

「誘致企業と地元企業、地域力や人材をすべて融合して、総合的な地域競争力の向上を図る」とされている。

・ 曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

「本市人口の転出を抑え、転入を増やすためには住民が働く場としての企業が増え、活性化されることが重要です。しかし、地方に進出する企業は少なく、進出しても地域への定着が難しい事例もあることから、本市では『企業誘致支援員』を大都市圏に配置する事で、本市への

進出が期待できる企業に対して積極的にアプローチしていきます。また、誘致後に企業が安定して本市住民の雇用・生産活動を継続できるように、必要な支援を行います。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域は「(株)ナンチク」の関連企業も立地するなど、食品関連産業の一定の集積がみられる区域である。また、東九州自動車道「末吉財部IC」から近く、今後も産業振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1131～1138に記載する区域

③ 曾於市深川（地図：10 曾於市 重点促進区域図の「末吉町深川」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は2,612.19ha程度である。

本区域は「内村工業団地」を含んでおり、食品関連の事業所等が立地している。また、東九州自動車道「末吉財部IC」から約4km、鹿児島空港から約50km、JR九州財部駅から約7km、志布志港から約32kmと良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は786.4ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、約1.6haが遊休地（未決定面積）として把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- ・ 第二次曾於市総合振興計画における記載

「誘致企業と地元企業、地域力や人材をすべて融合して、総合的な地域競争力の向上を図る」とされている。

- ・ 曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

「本市人口の転出を抑え、転入を増やすためには住民が働く場としての企業が増え、活性化されることが重要です。しかし、地方に進出する企業は少なく、進出しても地域への定着が難しい事例もあることから、本市では『企業誘致支援員』を大都市圏に配置する事で、本市への進出が期待できる企業に対して積極的にアプローチしていきます。また、誘致後に企業が安定して本市住民の雇用・生産活動を継続できるように、必要な支援を行います。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域には「内村工業団地」があり、食品関連の企業等が立地する区域である。また、東九

州自動車道「末吉財部IC」から近く(工業団地から4km程度)、今後も産業振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1139～1153に記載する区域

④ 曾於市坂元(地図:10 曾於市 重点促進区域図の「大隅町坂元」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,806.79ha程度である。

本区域は「坂元工業団地」を含んでおり、食品関連産業である酒造会社等が立地している。また、東九州自動車道「末吉財部IC」から約11km、鹿児島空港から約38km、志布志港から約38kmと良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は320.1ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 第二次曾於市総合振興計画における記載

「誘致企業と地元企業、地域力や人材をすべて融合して、総合的な地域競争力の向上を図る」とされている。

- ・ 曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

「本市人口の転出を抑え、転入を増やすためには住民が働く場としての企業が増え、活性化されることが重要です。しかし、地方に進出する企業は少なく、進出しても地域への定着が難しい事例もあることから、本市では『企業誘致支援員』を大都市圏に配置する事で、本市への進出が期待できる企業に対して積極的にアプローチしていきます。また、誘致後に企業が安定して本市住民の雇用・生産活動を継続できるように、必要な支援を行います。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域は「坂元工業団地」があり、食品関連産業である酒造会社等が立地する区域である。

また、東九州自動車道「末吉財部IC」から近く(工業団地から11km程度)、今後も産業振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1154～1157に記載する区域

⑤ 曾於市下財部 (地図: 10 曾於市 重点促進区域図の「財部町下財部」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は4,316.5ha程度である。

本区域には「財部工業団地」を含んでおり、自動車関連産業の企業等が立地する区域である。

また、東九州自動車道「末吉財部IC」から約11km、地域高規格道路「都城志布志道路」の平塚ICから約2km、JR九州財部駅から約3km、と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は501.4ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 第二次曾於市総合振興計画における記載

「誘致企業と地元企業、地域力や人材をすべて融合して、総合的な地域競争力の向上を図る」とされている。

- ・ 曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

「本市人口の転出を抑え、転入を増やすためには住民が働く場としての企業が増え、活性化されることが重要です。しかし、地方に進出する企業は少なく、進出しても地域への定着が難しい事例もあることから、本市では『企業誘致支援員』を大都市圏に配置する事で、本市への進出が期待できる企業に対して積極的にアプローチしていきます。また、誘致後に企業が安定して本市住民の雇用・生産活動を継続できるように、必要な支援を行います。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域は「財部工業団地」を含んでおり、自動車関連産業の企業等が立地する区域である。

また、東九州自動車道「末吉財部IC」から約11km、地域高規格道路「都城志布志道路」の平塚ICから近く(工業団地から2km程度)、今後も産業振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1158~1173に記載する区域

(12) 霧島市

① 霧島市溝辺町麓宇曲迫・宇山神・宇杉場、隼人町西光寺宇西免・宇東免 (地図: 11 霧島市 重点

促進区域図の「鹿児島臨空団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は71.93ha程度である。

本区域は、鹿児島臨空団地を含み、同区域には情報通信機械器具・食料品製造業や流通業などの事業所(6社)が立地している。また、溝辺鹿児島空港インターチェンジに近接し、鹿児島空港まで約1kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は5.33ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、平成8年度工場適地調査において、溝辺町麓及び隼人町西光寺に約13.6haが遊休地(未決定面積)として把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「溝辺鹿児島空港インターチェンジに隣接し、隼人地域と一体となった鹿児島空港臨空団地や三縄地区の久留味川工業団地においては、企業の誘致を進めることにより、産業・流通拠点としての有効利用を図ります。」とされている。

- 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む溝辺麓・崎森地区、隼人上場地区(一部)は、典型的な畑作地帯であり、水田は台地間の山あいに沿った細長い山間迫田であり、未整備の水田が多い。今後も基盤整備は進まないものと思われるが、農道、用排水路等の整備を進め、水田の有効利用を図る。畑は、第1次構造改善事業、県畑地帯総合土地改良事業十三塚地区により、ほぼ整備済である。今後は、畑地かんがい事業の水利用による施設野菜、茶、露地野菜を基幹とした農業の規模拡大と土地の有効利用を図る。」とされている。

- 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は鹿児島臨空団地を含み、鹿児島空港や九州縦貫自動車道I Cに近接し、九州主要都市や東京、大阪などの大都市圏、アジアも視野に入れた産業拠点となる重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1174～1197に記載する区域

② 霧島市国分上野原テクノパーク (地図:11 霧島市 重点促進区域図の「国分上野原テクノパーク」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は39.22ha程度である。

本区域は、生産用機械器具・業務用機械器具・情報通信機械器具・金属製品・木材製造業、流通業などの事業所(13社)が立地し、国分インターチェンジから7.5kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域には、昭和58年度工場適地調査において、霧島市国分上野原テクノパークに約1.9haが遊休地(未決定面積)として把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「上野原テクノパーク等の工業系用途地域内における未利用地の活用を促進するとともに、国分インターチェンジ周辺など交通利便性の良い地区において、農林漁業との調整を図りながら、新たな産業の立地誘導を検討します。」とされている。

- 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む国分上場南部地区は、「さつまいも、露地野菜、畜産が行われている。農免農道整備事業、小規模土地基盤整備事業、飼料基盤整備事業、県単独農業農村整備事業の施行地である。今後は、集落基盤整備事業等により、ほ場整備及び用排水路整備を行うことにより、農業生産基盤の整備を図る。」とされている。

- 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、工業団地である国分上野原テクノパークを含み、東九州自動車道ICに近く(国分ICまで7.5km)、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1198～1248に記載する区域

③ 霧島市隼人町小田字六ノ坪・字高尾野・字米ヶ迫・字中ノ迫・字錦田 (地図:11 霧島市 重点促進区域図の「小田工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は21.77ha程度である。

本区域は、小田工業団地を含み、郵便業、道路貨物運送業の事業所それぞれ1社が立地し、隼人西インターチェンジから1.9kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は1.5ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「鹿児島臨空団地への企業誘致を進めるとともに、隼人東インターチェンジや港湾施設周辺、小田など交通利便性の良い地区における工業・流通業務地としての土地利用を検討し、有効利用を促進します。」とされている。

- 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む隼人下場地区は、「天降川とその支流の扇状地を開けた標高0～50mに位置する平坦な地域であり、これまでにほとんどの地区で、ほ場整備・農道整備・排水対策事業が行われている優良水田地帯である。今後も、田として用途区分し、主食用米を中心としながら、加工用米や飼料用米の新規需要米の振興に努めるとともに、水田を利用した冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産振興を図る。」とされている。

- 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、小田工業団地を含み、東九州自動車道ICに近く(隼人西ICまで1.9km)、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1249～1255に記載する区域

④ 霧島市国分川原字平石、国分上小川字梅ヶ谷（地図：11 霧島市 重点促進区域図の「第2岩坂工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は25.80ha程度である。

本区域は第2岩坂工業団地を含み、国分上野原テクノパークにも近く、周辺に先端企業が集積しており、国分インターチェンジから4.6kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「野口北及び山下町などに立地する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に応じて拡充を図ります。また、敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め、環境と産業が調和した地域づくりに努めます。」とされている。

- 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む国分上場北部地区は、「茶・露地野菜・施設野菜、果樹及び畜産等が行われている。第1次農業構造改善事業、農免農道整備事業及び県営ふるさと水と土ふれあい事業等の施行地であるが、今後は、農道整備を主体として農業生産基盤の整備を図る。」とされている。

- 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、第2岩坂工業団地を含み、東九州自動車道ICに近く（国分ICまで4.6km）、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1256～1263に記載する区域

⑤ 霧島市国分野口北, 国分府中字気色ノ前・字安蛇水流・字森ノ下・字木屋ノ下, 隼人町見次字ダチク (地図: 11 霧島市 重点促進区域図の「野口工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は28.76ha程度である。

本区域は野口工業団地を含み, 大手の半導体工場が立地し, 隼人東インターチェンジから2.8kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり, 当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため, 設定する。

本区域は, その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園, 特定植物群落, 生物多様性の観点から重要度の高い湿地, シギ・チドリ類渡来湿地, 国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお, 本区域に農用地区域は含めないが, 農用地区域は0.35ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また, 本区域においては, 令和4年度工場適地調査において, 遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「野口北及び山下町などに立地する大小の工業用地は, 引き続きその機能を維持し, 必要に応じて拡充を図ります。また, 敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め, 環境と産業が調和した地域づくりに努めます。」とされている。

- ・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む国分下場地区は, 「農地の約97%は田で, 水田地帯となっており, 稲作を中心に冬春トマト, あいら新ごぼう等の施設野菜の生産が行われている。今後, 集落基盤整備事業により, 排水路整備を行い, 農業生産基盤の整備を図る。」とされている。

- ・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し, 用地の確保に努めるとともに, 地の利, 人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし, 安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに, 省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は, 野口工業団地を含み, 東九州自動車道ICに近く(隼人東ICまで2.8km), 産業振興を図る上で重要な区域であるため, 重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1264~1364に記載する区域

⑥ 霧島市国分山下町, 国分上小川字白小波谷 (地図: 11 霧島市 重点促進区域図の「山下工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は61.95ha程度である。

本区域は山下工業団地を含み、大手の半導体部品・電子デバイス関連工場など製造業の事業所(3社)が立地し、国分インターチェンジから2.8kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「野口北及び山下町などに立地する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に応じて拡充を図ります。また、敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め、環境と産業が調和した地域づくりに努めます。」とされている。

- ・霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む国分下場地区は、「農地の約97%は田で、水田地帯となっており、稲作を中心に冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産が行われている。今後、集落基盤整備事業により、排水路整備を行い、農業生産基盤の整備を図る。」とされている。

- ・霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、山下工業団地を含み、東九州自動車道ICに近く(国分ICまで2.8km)、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1365~1392に記載する区域

⑦ **霧島市隼人町内字下木房川原・字上川原・字木房川原**(地図:11 霧島市重点促進区域図の「内工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は9.59ha程度である。

(別紙2)

本区域は内工業団地を含み、大手の印刷デバイス工場が立地し、隼人東インターチェンジから3.9kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

#### イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「真孝や内等に立地する工業用地については、引き続きその機能を維持するとともに、必要に応じて拡充を図ります。」とされている。

- ・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む隼人下場地区は、「天降川とその支流の扇状地に開けた標高0～50mに位置する平坦な地域であり、これまでにほとんどの地区で、ほ場整備・農道整備・排水対策事業が行われている優良水田地帯である。今後も、田として用途区分し、主食用米を中心としながら、加工用米や飼料用米の新規需要米の振興に努めるとともに、水田を利用した冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産振興を図る。」とされている。

- ・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

#### ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、内工業団地を含み、東九州自動車道ICに近く（隼人東ICまで3.9km）、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

#### エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1393～1399に記載する区域

### ⑧ 霧島市横川町上ノ字南ヶ迫・字鷹巣（地図：11 霧島市 重点促進区域図の「上ノ工業団地」を含む区域）

#### ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は58.31ha程度である。

本区域は上ノ工業団地を含み、生産用機械器具製造業などの事業所（2社）が立地し、横川インターチェンジから1.7kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域，市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

#### イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「先端技術関連の進出企業が立地する上ノ工業団地をはじめ，主要地方道牧園薩摩線沿道及び主要地方道栗野加治木線沿道の工業団地や工業適地を，地域の産業・流通拠点と位置付け，既存工業団地内の未利用地については企業誘致を進め，有効利用を図ります。」とされている。

- ・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む横川上ノ地区は，「畑が散在し，一部の基盤整備に留まっているが，水田は70%について基盤整備が完了している。今後は，更なる水田の高度利用と気象条件を活かした作物の産地化を推進する。」とされている。

- ・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し，用地の確保に努めるとともに，地の利，人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし，安心で安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに，省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

#### ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は，上ノ工業団地を含み，九州縦貫自動車道ICに近く（横川ICまで1.7km），産業振興を図る上で重要な区域であるため，重点促進区域として設定する。

#### エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1400～1409に記載する区域

### ⑨ 霧島市隼人町真孝字大宝・字下林田・字山王上・字山王馬場・字浜田上・字高城・字西天井（地図：11 霧島市 重点促進区域図の「真孝工業団地」を含む区域）

#### ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は39.64ha程度である。

本区域は真孝工業団地を含み，鉄鋼業や卸売業がそれぞれ1社ずつ立地し，隼人東インターチェンジから1.6kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり，当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため，設定する。

本区域は，その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は1.89ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「真孝や内等に立地する工業用地については、引き続きその機能を維持するとともに、必要に応じて拡充を図ります。」とされている。

- ・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む隼人下場地区は、「天降川とその支流の扇状地を開けた標高0～50mに位置する平坦な地域であり、これまでにほとんどの地区で、ほ場整備・農道整備・排水対策事業が行われている優良水田地帯である。今後も、田として用途区分し、主食用米を中心としながら、加工用米や飼料用米の新規需要米の振興に努めるとともに、水田を利用した冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産振興を図る。」とされている。

- ・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、真孝工業団地を含み、東九州自動車道ICに近く(隼人東ICまで1.6km)、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1410～1433に記載する区域

⑩ 霧島市溝辺町三縄字山下(地図:11 霧島市重点促進区域図の「久留味川工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は15.84ha程度である。

本区域は久留味川工業団地を含み、生産用機械器具・金属製品製造業、倉庫業などの事業所(3社)が立地し、横川インターチェンジから5.3kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「溝辺鹿児島空港インターチェンジに隣接し、隼人地域と一体となった鹿児島空港臨空団地や三縄地区の久留味川工業団地においては、企業の誘致を進めることにより、産業・流通拠点としての有効利用を図ります。」とされている。

- ・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む溝辺有川・竹子・三縄地区の水田、82ha について基盤整備が実施されている。今後も基盤整備を推進するとともに、用排水路、農道等の整備を年次的に実施し、肉用牛や畑作を組み合わせた複合経営による土地利用を図る。畑は、県営畑地帯総合土地改良事業及び同竹子原地区の完成により、水利用による施設化や入用牛・野菜・茶・水稲を組み合わせた複合経営による土地利用を図る。」とされている。

- ・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、久留味川工業団地を含み、九州縦貫自動車道 I C に近く（横川 IC まで 5.3km）、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1434～1444に記載する区域

⑪ 霧島市横川町上ノ字崎山・字森田（地図：11 霧島市 重点促進区域図の「崎山工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 29.43ha 程度である。

本区域は崎山工業団地を含み、生産用機械器具製造業、窯業などの事業所（3社）が立地し、横川インターチェンジから 2.2km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「先端技術関連の進出企業が立地する上ノ工業団地をはじめ、主要地方道牧園薩摩線沿道及び主要地方道栗野加治木線沿道の工業団地や工業適地を、地域の産業・流通拠点と位置付け、既存工業団地内の未利用地については企業誘致を進め、有効利用を図ります。」とされている。

- ・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む横川上ノ地区は、「畑が散在し、一部の基盤整備に留まっているが、水田は70%について基盤整備が完了している。今後は、更なる水田の高度利用と気象条件を活かした作物の産地化を推進する。」とされている。

- ・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、崎山工業団地を含み、九州縦貫自動車道ICに近く（横川ICまで2.2km）、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1445～1503に記載する区域

⑫ 霧島市国分川原宇岩坂・宇馬立・宇中ノ田（地図：11 霧島市 重点促進区域図の「岩坂工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は35.58ha程度である。

本区域は岩坂工業団地を含み、生産用機械器具・電気機械器具・金属製品製造業などの事業所（5社）が立地し、国分インターチェンジから4.8kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「野口北及び山下町などに立地する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に応じて拡充を図ります。また、敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め、環境と産業が調和した地域づくりに努めます。」とされている。

- ・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む国分上場北部地区は、「茶・露地野菜・施設野菜、果樹及び畜産等が行われている。第1次農業構造改善事業、農免農道整備事業及び県営ふるさと水と土ふれあい事業等の施行地であるが、今後は、農道整備を主体として農業生産基盤の整備を図る。」とされている。

- ・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、岩坂工業団地を含み、東九州自動車道ICに近く（国分ICまで4.8km）、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1504～1564に記載する区域

**⑬ 霧島市国分上小川字森ノ木・字榎川原・字西ノ丸・字大ノ丸、国分中央六丁目**（地図：11 霧島市重点促進区域図の「国分上小川工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は22.53ha程度である。

本区域は国分上小川工業団地を含み、国分上野原テクノパークにも近く、周辺に先端企業が集積しており、国分インターチェンジから2.9kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「野口北及び山下町などに立地する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に

応じて拡充を図ります。また、敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め、環境と産業が調和した地域づくりに努めます。」とされている。

・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む国分下場地区は、「農地の約97%は田で、水田地帯となっており、稲作を中心に冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産が行われている。今後、集落基盤整備事業により、排水路整備を行い、農業生産基盤の整備を図る。」とされている。

・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、国分上小川工業団地を含み、東九州自動車道ICに近く(国分ICまで2.9km)、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1565～1797に記載する区域

⑭ 霧島市国分川内宇高日山(地図:11 霧島市 重点促進区域図の「川内工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は16.14ha程度である。

本区域は川内工業団地を含み、プラスチック製品製造業1社が立地し、国分インターチェンジから1.8kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「野口北及び山下町などに立地する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に応じて拡充を図ります。また、敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め、環境と産業が調和した地域づくりに努めます。」とされている。

・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む国分下場地区は、「農地の約97%は田で、水田地帯となっており、稲作を中

心に冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産が行われている。今後、集落基盤整備事業により、排水路整備を行い、農業生産基盤の整備を図る。」とされている。

・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、川内工業団地を含み、東九州自動車道ICに近く(国分ICまで1.8km)、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1798に記載する区域

⑮ 霧島市国分清水四丁目(地図:11 霧島市重点促進区域図の「清水工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は24.95ha程度である。

本区域は清水工業団地を含み、食料品製造業1社が立地し、鹿児島空港溝辺インターチェンジから10.1kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「野口北及び山下町などに立地する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に応じて拡充を図ります。また、敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め、環境と産業が調和した地域づくりに努めます。」とされている。

・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む国分下場地区は、「農地の約97%は田で、水田地帯となっており、稲作を中心に冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産が行われている。今後、集落基盤整備事業により、排水路整備を行い、農業生産基盤の整備を図る。」とされている。

・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人

材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、清水工業団地を含み、九州縦貫自動車道 I C に近く（鹿児島空港溝辺 IC まで 10.1km）、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1799～1819に記載する区域

(13) いちき串木野市

① いちき串木野市西薩町（地図：12 いちき串木野市 重点促進区域図の「西薩中核工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は 60.8ha 程度である。

本区域は地域特性である食品関連産業の事業所（13社）をはじめ 28社が立地し、南九州西回り自動車道串木野 I C から約 3km、J R 鹿児島本線串木野駅から約 1.5km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ いちき串木野市都市計画マスタープランにおける記載

本区域については「西薩中核工業団地は串木野新港に隣接する交通利便性を活かし、貿易関連企業などの港湾利用型企業の誘致を進め、工業地としての土地利用増進を図ります。」とされている。

- ・ いちき串木野市第2次総合計画における記載

本区域については「西薩中核工業団地は、臨海型企業等の新規誘致を図り、地域雇用の創出に努めます。特に、地域のブランド化を進めるための農林水産業と連携した食品関連産業や港湾を活用するための貿易に関する製造業等の企業の立地促進対策を積極的に進めます。」とされている。

- ・ いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略2015における記載

本区域については「西薩中核工業団地を中心に、無償貸与制度の創設や企業誘致補助金の充

実により、新規立地や増設を促進し、産業の振興と雇用の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は串木野新港に隣接する西薩中核工業団地を含み、特産品である焼酎やさつま揚げなどの食品関連産業の一定の集積（13社）がみられる区域である。

これら事業所においては、企業間の交流も盛んで、積極的な新商品開発が行われ、海外への販路拡大も行うなど、今後も食品関連産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1820～1865に記載する区域

② いちき串木野市三井、平江（地図：12 いちき串木野市 重点促進区域図の「三井工業用地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は186.07ha程度である。

本区域は歴史のある金鉱山を有し、串木野鉱山を主体に発展を遂げた区域で、三井工業用地を含み、南九州西回り自動車道串木野ICから約1.5km、JR鹿児島本線串木野駅から約1kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ いちき串木野市都市計画マスタープランにおける記載

本区域については「地域の東側の五反田川沿いに形成される工業地は、周辺の住宅環境との調和に努めつつ、工業地としての土地利用の促進を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は三井工業用地を含み、市街地と農村部との中間に位置し、古くから鉱業を主体として栄えてきた区域である。

現在も、鉱山の操業が行われているほか、リサイクルや産業廃棄物処理など多角的な事業が行われ、今後も関連産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1866～1922に記載する区域

**③ いちき串木野市浜ヶ城、上名** (地図：12 いちき串木野市 重点促進区域図の「浜ヶ城工業用地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は190.44ha程度である。

本区域は浜ヶ城工業用地を含み、食品加工業等を行う事業所等が立地する区域である。当該工業用地は南九州西回り自動車道串木野ICから約1.5km、JR鹿児島本線串木野駅に隣接する良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ いちき串木野市都市計画マスタープランにおける記載

本区域については「JR串木野駅東側の区域では、既存の工場と、周辺住環境との調和を図りながら工業系の土地利用としての維持を図ります。」とされている。

- ・ いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略2015における記載

本区域については「西薩中核工業団地を中心に、無償貸与制度の創設や企業誘致補助金の充実により、新規立地や増設を促進し、産業の振興と雇用の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は浜ヶ城工業用地を含み、JR鹿児島本線串木野駅の東側に位置し、食品加工業やそれに関連した運輸交通業の集積がみられる区域である。

これら事業所においては、最近、工場の増設等が行われた他、今後、関連企業の移転も予定されるなど、本市の産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1923～1955に記載する区域

**④ いちき串木野市湊町** (地図：12 いちき串木野市 重点促進区域図の「北新田農村工業団地」、「外戸用地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は297.37ha程度である。

本区域は北新田農村工業団地、外戸団地を含み、それぞれ、南九州西回り自動車道市来ICか

ら約4km, JR鹿児島本線市来駅から約1.5~2kmと良好なアクセスを有し, 食品関連産業等が立地するなど, 当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため, 設定する。

本区域は, その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園, 特定植物群落, 生物多様性の観点から重要度の高い湿地, シギ・チドリ類渡来湿地, 国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域, 市街化調整区域を含まない。

また, 本区域においては, 令和4年度工場適地調査において, 遊休地(未決定面積)は把握されていない。

#### イ 関連計画における記載等

- ・ いちき串木野市都市計画マスタープランにおける記載

本区域については「周辺の住宅環境との調和に努めつつ, 工業地としての土地利用増進を図るとともに(以下, 省略)」とされている。

- ・ いちき串木野市第2次総合計画における記載

本区域については「また, 内陸部は冠岳農村工業団地や民間の空き工場等を活用した企業誘致に努めます。」とされている。

- ・ いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略2015における記載

本区域については「西薩中核工業団地を中心に, 無償貸与制度の創設や企業誘致補助金の充実により, 新規立地や増設を促進し, 産業の振興と雇用の創出を図る。」とされている。

#### ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は北新田農村工業団地, 外戸団地を含み, 食品関連産業等の集積がみられる区域である。

また, 近年では産業用機器メーカーの立地が行われるなど, 産業振興を図る上では重要な区域であることから, 重点促進区域として設定する。

#### エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1956~1961に記載する区域

### ⑤ いちき串木野市大里(地図: 12 いちき串木野市 重点促進区域図の「大里農村工業団地」を含む区域)

#### ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は851.19ha程度である。

本区域は大里農村工業団地を含み, 食品関連産業が立地し, 南九州西回り自動車道市来ICのほか, 国道3号線や南薩地区を縦断する国道270号線にも近く, 良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり, 当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため, 設定する。

本区域は, その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園, 特定植物群落, 生物多様性の観点から重要度の高い湿地, シギ・チドリ類渡来湿地, 国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ いちき串木野市都市計画マスタープランにおける記載  
本区域については「周辺の住宅環境との調和に努めつつ、工業地としての土地利用増進を図るとともに(以下、省略)」とされている。
- ・ いちき串木野市第2次総合計画における記載  
本区域については「また、内陸部は冠岳農村工業団地や民間の空き工場等を活用した企業誘致に努めます。」とされている。
- ・ いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略2015における記載  
本区域については「西薩中核工業団地を中心に、無償貸与制度の創設や企業誘致補助金の充実により、新規立地や増設を促進し、産業の振興と雇用の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は大里農村工業団地を含み、食品関連産業が立地し、南九州西回り自動車道市来ICから約1km、JR鹿児島本線市来駅から約3kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1962～1999に記載する区域

⑥ **いちき串木野市冠岳**(地図:12 いちき串木野市 重点促進区域図の「冠岳農村工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は725.85ha程度である。

本区域は冠岳農村工業団地を含む区域であり、一部に包装資材等を製造する事業所が立地している。交通アクセスは南九州西回り自動車道串木野ICから約8km、JR鹿児島本線串木野駅から約10kmと良好で、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は107ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

イ 関連計画における記載等

- ・ いちき串木野市第2次総合計画における記載  
本区域については「また、内陸部は冠岳農村工業団地や民間の空き工場等を活用した企業誘致に努めます。」とされている。
- ・ いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略2015における記載  
本区域については「西薩中核工業団地を中心に、無償貸与制度の創設や企業誘致補助金の充実により、新規立地や増設を促進し、産業の振興と雇用の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は冠岳農村工業団地を含む区域であり、一部に包装資材等を製造する事業所が立地している。交通アクセスは南九州西回り自動車道串木野ICから約8km、鹿児島空港から約60kmと良好で、交通インフラが充実した場所でもあり、市としても企業立地を積極的に推進する区域としており、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2000～2008に記載する区域

⑦ いちき串木野市八房（地図：12いちき串木野市 重点促進区域図の「八房工業用地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は71.1ha程度である。

本区域は八房工業用地を含み、八房川沿いに位置し、地域特性である食品関連産業などが立地し、南九州西回り自動車道串木野ICから約4km、JR鹿児島本線串木野駅から約3kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ いちき串木野市都市計画マスタープランにおける記載  
本区域については「周辺の住宅環境との調和に努めつつ、工業地としての土地利用増進を図るとともに（以下、省略）」とされている。
- ・ いちき串木野市第2次総合計画における記載  
本区域については「また、内陸部は冠岳農村工業団地や民間の空き工場等を活用した企業誘致に努めます。」とされている。
- ・ いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略2015における記載

本区域については「西薩中核工業団地を中心に、無償貸与制度の創設や企業誘致補助金の充実により、新規立地や増設を促進し、産業の振興と雇用の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は八房工業用地を含み、市の特産品である冷凍マグロ加工場や特殊機器製造工場などが立地する区域である。また、南九州西回り自動車道串木野ICと市来ICの中間に位置する良好なアクセスを有し、立地企業においては今後、新たな事業拡大も予定されているなど、市の産業振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2009～2043に記載する区域

⑧ いちき串木野市照島 (地図: 12 いちき串木野市 重点促進区域図の「照島工業用地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は108.35ha程度である。

本区域は照島工業用地を含み、南九州西回り自動車道串木野ICから約3km、JR鹿児島本線串木野駅から約1.5kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、新たな企業立地が見込まれる区域であることから、重点促進区域として設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ いちき串木野市都市計画マスタープランにおける記載

本区域については「周辺の住宅環境との調和に努めつつ、工業地としての土地利用増進を図るとともに(以下、省略)」とされている。

- ・ いちき串木野市第2次総合計画における記載

本区域については「また、内陸部は冠岳農村工業団地や民間の空き工場等を活用した企業誘致に努めます。」とされている。

- ・ いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略2015における記載

本区域については「西薩中核工業団地を中心に、無償貸与制度の創設や企業誘致補助金の充実により、新規立地や増設を促進し、産業の振興と雇用の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は照島工業用地を含み、以前は電子部品製造事業所が立地していた区域である。交通インフラについては南九州西回り自動車道串木野ICのほか、国道3号線へのアクセスも良好であ

り、新たな企業立地が見込まれる区域であることから、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定  
別紙3の2044に記載する区域

#### (14) 南さつま市

##### ① 南さつま市加世田内山田 (地図:13 南さつま市 重点促進区域図の「内山田食肉団地」を含む区域)

###### ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は1,835ha程度である。

本区域は内山田食肉団地を含むことから、食品関連産業の事業所が立地している。また、市街地からの移動においても国道沿いに位置しており交通インフラが充実した場所であるため、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当と判断し、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は301ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

###### イ 関連計画における記載等

- ・ 第3次南さつま市総合振興計画における記載

- ① 「国・県や関係機関と連携し、企業の立地を引き続き推進するとともに、すでに立地している企業の事業規模の拡大を促すため、立地環境の整備をする必要があります」とされている。
- ② 「企業が新たな事業に取り組んでいくためには、企業間の産学官の交流・連携による情報交換、新技術・新製品の開発が必要です」とされている。
- ③ 「市内企業等へ企業訪問を行うなど、経営状況や雇用状況を把握し、必要な支援や情報を提供していくことにより、製造業をはじめとする幅広い業種における新たな事業展開の促進や魅力ある雇用の創出に努めていく必要があります」とされている。

###### ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は内山田食肉団地を含み、地域の特性である産物等を活用した商品を製造している食品関連産業の事業所が立地し、一定の集積が見られる区域である。

また、市街地からの移動においても国道沿いに位置しており、各企業においてはこれらの地域資源を活用した販売促進活動を積極的に実施するなど、今後も食品関連産業の振興を促進するうえで重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2045～2141に記載する区域

② 南さつま市加世田宮原 (地図: 13 南さつま市 重点促進区域図の「宮原工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は150ha程度である。

本区域は宮原工業団地を含み、環境エネルギー、宇宙関連、LED研究、超硬工具など先端的な事業活動を展開する事業所や衣料品を製造する事業所が立地し、市街地からのアクセスも良好な場所であるため、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当と判断し、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は55ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 第3次南さつま市総合振興計画における記載

- ① 「国・県や関係機関と連携し、企業の立地を引き続き推進するとともに、すでに立地している企業の事業規模の拡大を促すため、立地環境の整備をする必要があります」とされている。
- ② 「企業が新たな事業に取り組んでいくためには、企業間の産学官の交流・連携による情報交換、新技術・新製品の開発が必要です」とされている。
- ③ 「市内企業等へ企業訪問を行うなど、経営状況や雇用状況を把握し、必要な支援や情報を提供していくことにより、製造業をはじめとする幅広い業種における新たな事業展開の促進や魅力ある雇用の創出に努めていく必要があります」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は宮原工業団地を含み、環境エネルギー、宇宙関連、LED研究、超硬工具など先端的な事業活動を展開する事業所や衣料品を製造する事業所が立地し、一定の集積が見られる区域である。

また、市街地からのアクセスも良好な場所であるため、各企業においては新商品開発や事業規模及び販路拡大を積極的に実施するなど、今後も地域経済の活性化を促進するうえで重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2142～2177に記載する区域

③ **南さつま市笠沙町赤生木** (地図: 13 南さつま市 重点促進区域図の「潟南工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は1,514ha程度である。

本区域は潟南工業団地を含み、大型パネル筐体及び制御盤製作を主たる事業とする事業所が立地し、市街地からのアクセスにおいても通行利便性の高い場所であるため、当該区域において地域牽引経済引事業を重点的に促進することが適当と判断し、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は325ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 第3次南さつま市総合振興計画における記載

- ① 「国・県や関係機関と連携し、企業の立地を引き続き推進するとともに、すでに立地している企業の事業規模の拡大を促すため、立地環境の整備をする必要があります」とされている。
- ② 「企業が新たな事業に取り組んでいくためには、企業間の産学官の交流・連携による情報交換、新技術・新製品の開発が必要です」とされている。
- ③ 「市内企業等へ企業訪問を行うなど、経営状況や雇用状況を把握し、必要な支援や情報を提供していくことにより、製造業をはじめとする幅広い業種における新たな事業展開の促進や魅力ある雇用の創出に努めていく必要があります」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は潟南工業団地を含み、大型パネル筐体及び制御盤製作を主たる事業とする事業所が立地している。

また、市街地からのアクセスにおいても通行利便性の高い場所であるため、企業においては新商品開発や事業規模及び販路拡大を積極的に実施するなど、今後も地域経済の活性化を促進するうえで重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2178~2181に記載する区域

(15) **志布志市**

**志布志市志布志町安楽・松山町新橋** (地図: 14 志布志市 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

本区域は志布志港の後背地にあり、かつ、東九州自動車道や都城志布志道路と直結する臨港道路が整備中であり、今後、飛躍的に交通アクセスが向上することが見込まれる。

また、志布志港においては、国際バルク戦略港湾関連事業が本格化し、事業が完了すれば、パナマックス級の船舶も貨物満載で接岸可能になる。

さらに、定期航路も拡充が図られ、貨物取扱量の増加とともに、今後、地域特性である農産物等の輸送・輸出も、より一層、活発化することが見込まれる。

このことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は約 225ha 程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域には令和5年度までに約 20ha の工業団地を整備し、企業への分譲を行い、今後は、高規格道路の沿線となっている内陸部も志布志港周辺を中心とした臨海エリアと一体的に開発することも必要であることから、都城志布志道路等のインターチェンジ付近に工業団地を整備する計画としている。

#### イ 関連計画における記載等

- ・ 第2次志布志市総合振興計画後期基本計画における記載

本区域を含む区域については、「臨海工業団地や志布志港若浜地区の港湾関連用地への企業立地の促進及び地場産業の振興に努め、新たな雇用の創出を図ります。」とされている。

- ・ 第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

本区域を含む区域については、「新たな雇用の創出と産業の活性化を図るため、工業団地の拡充を含めた企業誘致の取組を強化します。」とされている。

#### ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、志布志港、または、志布志市臨海工業団地を含む地域と臨海工業団地と一体的に開発する計画がある地域であり、志布志港からの飼料原料の保管、周辺地域の農作物の保管をすすめる物流企業の集積が図られており、この地域において、農作物等を保管する一大物流拠点が形成されてきている。

また、志布志港周辺においても、食品・物流関連企業等の進出及び設備増設も相次いでおり、今後も益々、コンテナ輸送等を活用した販路開拓も活発になることが想定される。

#### エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2182～2467に記載する区域

### (16) 奄美市

**奄美市笠利町大字万屋字カリヨ**（地図：15 奄美市 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は12.7ha程度である。

本区域は奄美大島唯一の空の玄関である奄美空港から約3.5kmと良好なアクセスを有する。また、大型クルーズ船の寄港地でもあり、もう一つの物流拠点でもある重要港湾：名瀬港まで約50分(30km)の距離にある。

また、情報通信基盤整備として、本市全域での光ブロードバンド基盤整備を進め、平成30年度末に開通している。

このことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 奄美市総合計画における記載

本区域を含む笠利地区については、「奄美大島本島内でも平地が多く農業が盛んな地区」とされており、「未利用地について地域経済や市民生活の向上に資する土地利用が図れるよう、有効な活用方策を検討する」とされている。

また、「航路・航空路の充実」として、名瀬港においては「物流の効率化を図るため、整備・改善を促進する」とされている。さらに、国際化対応のため「CIQ(出入国手続き)施設などの整備に関する検討を進める」とされている。

・ 奄美市農業振興計画での記載

「農林業の各種の振興対策を講じつつ『観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくり』の構築に取り組む」とされている。

・ 奄美市「攻め」の総合戦略での記載

「世界自然遺産登録による観光客増加を見据え、(中略)奄美大島の自然・歴史・文化を生かした観光立島『奄美大島』のブランド化を図ります」とされている。

また、「IT環境の整備によって離島の不利性を克服し、(中略)多様な働き方を創出します」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、本市において一定面積の平地を確保することができ、かつ、奄美空港や重要港湾である名瀬港へのアクセス面から、交流人口や物流拠点として奄美大島本島内での優位性があるものとする。

LCC就航、世界自然遺産登録への取り組みやメディアでの露出増加により、年間70万人超と過去最多の乗降客数となった奄美大島において、当該区域を農林水産・観光・文化などの地域の特

性を生かすとともに、市内全域での光ブロードバンド整備による情報通信基盤の充実が図られることなど、本区域は地域経済牽引企業の促進が期待されることから、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定  
別紙3の2468～2481に記載する区域

## (17) 南九州市

### ① 南九州市穎娃町御領 (地図：16 南九州市 重点促進区域図参照)

#### ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,114ha程度である。

本区域はJR指宿枕崎線沿線と国道226号線が並列する区域で交通インフラも整っており、食品関連産業である焼酎製造会社が立地・操業している。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため区域設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は628.98ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

#### イ 関連計画における記載等

- ・ 南九州農業振興地域整備計画における記載

本計画において、「農地については、農業は本市の基幹産業であり、今後とも生産性の向上を図る必要があることから、基盤整備が完了している優良農地等については、その有効利用と保全に努める。」と位置付けている。

#### ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は御領工業団地を含み、食品関連企業等の積極的な投資により事業を展開している区域である。今後もこれら企業のさらなる設備投資も見込まれ、本市の産業振興に重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定  
設定なし

### ② 南九州市穎娃町別府 (地図：16 南九州市 重点促進区域図参照)

#### ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,922ha程度である。

本区域はJR指宿枕崎線沿線と国道226号線が並列する区域で交通インフラも整っており、陸上養殖業を営む企業(3社)が立地・操業している。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため区域設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は979.55ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・南九州農業振興地域整備計画における記載

本計画において、「農地については、農業は本市の基幹産業であり、今後とも生産性の向上を図る必要があることから、基盤整備が完了している優良農地等については、その有効利用と保全に努める。」と位置付けている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、東シナ海を臨む国道226号沿いの海岸部一帯の地域であり、豊かな水産資源をもとに古くから水産業が盛んで、企業の積極的な投資により事業を展開している区域である。企業のさらなる設備投資も見込まれ、本市の産業振興に重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

③ 南九州市穎娃町上別府(地図:16南九州市重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は2,741ha程度である。

本区域は、指宿スカイライン穎娃インターチェンジから約3kmと良好なアクセスを有する場所で有機肥料製造会社等(3社)が立地・操業している。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため区域設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は1,371.07ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 南九州農業振興地域整備計画における記載

本計画において、「農地については、農業の本市の基幹産業であり、今後とも生産性の向上を図る必要があることから、基盤整備が完了している優良農地等については、その有効利用と保全に努める。」と位置付けている

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域は、三本松工業団地を含み、食品関連企業等の積極的な投資により事業を展開している区域である。今後もこれら企業のさらなる設備投資も見込まれ、本市の産業振興に重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

④ 南九州市知覧町郡 (地図：16 南九州市 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は2,146ha程度である。

本区域は、知覧地域の中心市街地を形成する区域であり、食品関連の企業や自動機器等を製造する企業等(6社)が立地・操業している。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため区域設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は346.39ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 南九州農業振興地域整備計画における記載

本計画において、「農地については、農業は本市の基幹産業であり、今後とも生産性の向上を図る必要があることから、基盤整備が完了している優良農地等については、その有効利用と保全に努める。」と位置付けている

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、知覧手蓑工業団地を含み食品関連の企業や自動機器等を製造する企業等が地域と密着した事業が展開されている区域である。

また、平成29年3月に全線開通した、南薩縦貫道・知覧金山水車のインターチェンジを含む区

域であり、交通アクセスの向上による企業のさらなる設備投資も見込まれ、本市の産業振興に重要な区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定  
設定なし

⑤ 南九州市知覧町永里 (地図：16 南九州市 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,352ha程度である。

本区域は、南薩縦貫道・知覧金山水車のインターチェンジから約3kmと良好なアクセスを有する場所で、電子関連等の企業(5社)が立地・操業している。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため区域設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は201.41ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 南九州農業振興地域整備計画における記載

本計画において、「農地については、農業は本市の基幹産業であり、今後とも生産性の向上を図る必要があることから、基盤整備が完了している優良農地等については、その有効利用と保全に努める。」と位置付けている

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、石坂之上工業団地を含み、電子関連等の企業が立地し、これら企業の積極的な投資により事業を展開している区域である。

また、平成29年3月に全線開通した、南薩縦貫道・知覧金山水車のインターチェンジに隣接する区域であり、交通アクセスの向上による企業のさらなる設備投資も見込まれ、本市の産業振興に重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定  
設定なし

⑥ 南九州市川辺町清水 (地図：16 南九州市 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,094ha程度である。

本区域は、南薩縦貫道路・南九州川辺インターチェンジから約3kmと良好なアクセスを有する場所で、精密金属加工等を行う企業(2社)が立地・操業している。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため区域設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園, 特定植物群落, 生物多様性の観点から重要度の高い湿地, シギ・チドリ類渡来湿地, 国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は93.98ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

#### イ 関連計画における記載等

- ・ 南九州農業振興地域整備計画における記載

本計画において、「農地については、農業は本市の基幹産業であり、今後とも生産性の向上を図る必要があることから、基盤整備が完了している優良農地等については、その有効利用と保全に努める。」と位置付けている

#### ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、田代工業団地, 清水工業団地を含み、精密金属加工等を行う企業が立地し、これら企業の積極的な投資により事業を展開している区域である。

また、平成29年3月に全線開通した、南薩縦貫道・南九州川辺インターチェンジに隣接する区域であり、交通アクセスの向上による企業のさらなる設備投資が見込まれるなど、本市の産業振興に重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

#### エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

### ⑦ 南九州市川辺町神殿 (地図: 16 南九州市 重点促進区域図参照)

#### ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,793ha程度である。

本区域は南薩縦貫道路・神殿インターチェンジを含む区域であり、今後、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが見込まれることから区域設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園, 特定植物群落, 生物多様性の観点から重要度の高い湿地, シギ・チドリ類渡来湿地, 国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は115.81ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 南九州農業振興地域整備計画における記載

本計画において、「農地については、農業は本市の基幹産業であり、今後とも生産性の向上を図る必要があることから、基盤整備が完了している優良農地等については、その有効利用と保全に努める。」と位置付けている

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、平成29年3月に全線開通した、南薩縦貫道・南九州神殿インターチェンジを含む区域であり、交通アクセスの向上による新たな企業の進出が見込まれるなど、本市の産業振興に重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑧ 南九州市川辺町野崎（地図：16 南九州市 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,032ha程度である。

本区域は、南薩縦貫道路・川辺インターチェンジを含む区域であり、今後、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが見込まれることから区域設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は62.94ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 南九州農業振興地域整備計画における記載

本計画において、「農地については、農業は本市の基幹産業であり、今後とも生産性の向上を図る必要があることから、基盤整備が完了している優良農地等については、その有効利用と保全に努める。」と位置付けている

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、平成29年3月に全線開通した、南薩縦貫道・南九州川辺インターチェンジを含む区域であり、交通アクセスの向上による新たな企業の進出が見込まれるなど、本市の産業振興に重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定  
設定なし

(18) 伊佐市

① 伊佐市大口宮人、下殿 (地図：17 伊佐市 重点促進区域図参照)

- ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は1,594.4ha程度である。

本区域は下殿工業団地を含み、ルアー製造業、耐震金具等製造業、電子部品製造業、食品関連の企業が立地している。また、九州自動車道インターまで20kmであり、鹿児島空港まで34kmと交通アクセスも良好で、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は258ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

- イ 関連計画における記載等

- ・ 伊佐農業振興地域整備計画における記載

農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策として、「本市の企業は零細経営が多くを占めているが、高速交通時代の到来に伴い、主要幹線道路の整備と関係交通体系の整備を進め、魅力ある定住・労働環境づくり、若者の定着化を促進するとともに、既存の工業団地の整備を進め、優良企業の受入れ体制にも万全の対策を講じる。企業誘致については、各地の情報提供や協力を得ながら企業誘致活動を展開するとともに、誘致企業への優遇措置制度の充実を図り、就業機会の確立に努める。また、地域特産物を活かすため、新製品・特産品の開発を促進し、地場産業の振興を図ることにより農業所得の向上、特に若者・中高年層の雇用機会の増大を実現するなど、就業構造改善に努める。」とされている。

- ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地区は下殿工業団地を含み、九州自動車道

インターまで20kmで、鹿児島空港まで34kmと交通アクセスも良好であり、地域経済牽引事業の推進が期待される区域であることから、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2482～2492に記載する区域

② 伊佐市大口牛尾 (地図：17 伊佐市 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は754ha程度である。

本区域は電子部品製造業が立地しており、交通アクセスもよく、九州自動車道インターまで25kmで、鹿児島空港まで45kmであり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は90ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 伊佐農業振興地域整備計画における記載

農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策として、「本市の企業は零細経営が多くを占めているが、高速交通時代の到来に伴い、主要幹線道路の整備と関係交通体系の整備を進め、魅力ある定住・労働環境づくり、若者の定着化を促進するとともに、既存の工業団地の整備を進め、優良企業の受入れ体制にも万全の対策を講じる。企業誘致については、各地の情報提供や協力を得ながら企業誘致活動を展開するとともに、誘致企業への優遇措置制度の充実を図り、就業機会の確立に努める。また、地域特産物を活かすため、新製品・特産品の開発を促進し、地場産業の振興を図ることにより農業所得の向上、特に若者・中高年層の雇用機会の増大を実現するなど、就業構造改善に努める。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地区は牛尾工業団地を含み、電子関連企業が立地している。また、九州自動車道インターまで20kmで、鹿児島空港まで34kmと交通アクセスも良好であり、地域経済牽引事業の推進が期待さ

れる区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2493～2572に記載する区域

③ 伊佐市菱刈南浦（地図：17伊佐市 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は1,289.4ha程度である。

本区域は松峰工業団地を含み、交通アクセスもよく、九州自動車道インターまで13kmで、鹿児島空港まで25kmであり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお，本区域に農用地区域は含まないが，農用地区域は297ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また，本区域には，令和4年度工場適地調査において，菱刈松峰に約5haが遊休地（未決定面積）として把握されており，遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- ・ 伊佐農業振興地域整備計画における記載

農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策として、「本市の企業は零細経営が多くを占めているが，高速交通時代の到来に伴い，主要幹線道路の整備と関係交通体系の整備を進め，魅力ある定住・労働環境づくり，若者の定着化を促進するとともに，既存の工業団地の整備を進め，優良企業の受入れ体制にも万全の対策を講じる。企業誘致については，各地の情報提供や協力を得ながら企業誘致活動を展開するとともに，誘致企業への優遇措置制度の充実を図り，就業機会の確立に努める。また，地域特産物を活かすため，新製品・特産品の開発を促進し，地場産業の振興を図ることにより農業所得の向上，特に若者・中高年層の雇用機会の増大を実現するなど，就業構造改善に努める。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地区は松峰工業団地を含み，九州自動車道インターまで13kmで，鹿児島空港まで25kmと交通アクセスも良好であり，地域経済牽引企業の推進が期待される区域であることから，重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2573に記載する区域

④ 伊佐市菱刈重留（地図：17伊佐市重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は203.5ha程度である。

本区域は食品製造業の企業が立地しており，交通アクセスもよく，九州自動車道インターまで15kmで，鹿児島空港まで32kmであり，当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため，設定する。

本区域は，その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお，本区域に農用地区域は含まないが，農用地区域は54ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また，本区域においては，令和4年度工場適地調査において，遊休地（未決定面積）は把握さ

れていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 伊佐農業振興地域整備計画における記載

農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策として、「本市の企業は零細経営が多くを占めているが、高速交通時代の到来に伴い、主要幹線道路の整備と関係交通体系の整備を進め、魅力ある定住・労働環境づくり、若者の定着化を促進するとともに、既存の工業団地の整備を進め、優良企業の受入れ体制にも万全の対策を講じる。企業誘致については、各地の情報提供や協力を得ながら企業誘致活動を展開するとともに、誘致企業への優遇措置制度の充実を図り、就業機会の確立に努める。また、地域特産物を活かすため、新製品・特産品の開発を促進し、地場産業の振興を図ることにより農業所得の向上、特に若者・中高年層の雇用機会の増大を実現するなど、就業構造改善に努める。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地区は重留地区用地を含み、周辺に食品製造業の企業が立地しており、九州自動車道インターまで15kmで、鹿児島空港まで32kmと交通アクセスも良好であり、地域経済牽引企業の推進が期待される区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2574に記載する区域

(19) 始良市

① 始良市平松（地図：18 始良市 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,647.39ha程度である。

本区域は、地域特性である食品関連産業を含む製造事業所（7社）、物流の事業所（9社）が立地し、始良インターチェンジからも約1.6kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は28ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 始良市都市計画マスタープランにおける記載

平松区域は、「立地している工業・物流施設の操業環境を維持するとともに、空闲地については都市基盤の整備と工業・物流施設の立地を誘導します。」とされている。

・ 始良市農業振興地域整備計画における記載

「当地区の農用地は、思川水系に属し、鹿児島市と隣接する平野部に水田があるが、大部分は標高約400mにある採草放牧地となっている。今後も現況用途での土地利用を図る」とされている。

・ 始良市総合戦略における記載

「魅力ある就労機会を創出するためにも、新たな産業の構築や誘致にも注力し、雇用・労働環境の向上に努めます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域は平松物流用地及び平松工業団地を含み、県の中央に位置し、県内各地域からアクセスが良いことから、県内産の農産物等をはじめとした地域資源等が多く集積し、それを活用した商品・製品等を製造及び物流している企業の一定の集積（16社）が見られる。

各企業においては、県内各地から集められた地域資源等を、この区域で製造し、県内外への販路を拡大している。始良インターチェンジに近いことから、製造、物流及び卸売等の複合化が可能となり、企業における事業の効率化が図られている。地域経済牽引事業の推進に当たり、重要な区域であるため、重点区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2575～2671に記載する区域

② 始良市加治木町木田，加治木町反土，加治木町港町（地図：18 始良市 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は944.41ha程度である。

本区域は、地域特性である食品関連産業を含む製造事業所や物流の事業所が立地している。また、5,000トン級の貨物船が着岸できる岸壁を擁する加治木港や県の中央に位置する地理的優位性を最大限活かすことのできる加治木インターチェンジ及び南九州のハブとなる加治木ジャンクションからも約3.6km～約1.6kmと良好なアクセスを有するなどの交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は59ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 始良市都市計画マスタープランにおける記載

本区域は、「立地している工業・物流施設の操業環境を維持するとともに、工業・物流施設を誘導します。」とされている。

また、「商業・業務機能やレクリエーション機能等、多様な機能立地の可能性を検討し、都市基盤の整備と適正な土地利用誘導を図ります。」とされている。

- ・ 始良市農業振興地域整備計画における記載

本区域は、「網掛川水系及び宇曾ノ木川水系に属する農用地おおよそ 59ha でその大半が水田となっている。今後は、農地の集積・集約を進め、効率的で安定的な農用地としての利用を図る」とされている。

- ・ 始良市総合戦略における記載

「魅力ある就労機会を創出するためにも、新たな産業の構築や誘致にも注力し、雇用・労働環境の向上に努めます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域は、須崎地区公共用地を含み、県の中央で県内各地域からアクセスが良いことから、県内産の農産物等をはじめとした地域資源が多く集積し、それを活用した商品・製品等を製造及び流通している企業等の一定の集積が見られる。

各企業においては、県内各地から集められた地域資源を、この区域で製造し、県内外への販路を拡大している。5,000 トン級の貨物船が着岸できる岸壁を擁する加治木港や、加治木インターチェンジと南九州のハブとなる加治木ジャンクションが約 3.6km～約 1.6km と近いことから、製造、物流及び卸売等の複合化が可能となり、企業における事業の効率化が図られることから、重要な区域であり重点区域として設定する。また、今後において、そうした企業の進出も予定されている。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2672～2773に記載する区域

(20) 三島村

設定なし

(21) 十島村

設定なし

(22) さつま町

さつま町時吉、湯田、田原（地図：19 さつま町 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は、1106.70ha 程度である。

本区域は金属加工、自動車部品製造関連産業等の事業所（10社）が立地し、鹿児島空港から車

(別紙2)

で約40分、横川インターチェンジまで車で約30分と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は354ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、約3.5haが遊休地（未決定面積）として把握されており、遊休地を優先して活用する。

#### イ 関連計画における記載等

- ・ さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

「立地企業に対する助成制度の拡充や企業誘致に係る基礎調査を実施するとともに、金融機関のネットワークを活用し、情報収集やPR活動を推進することにより、産業基盤の強化を図ります。」とされている。

#### ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域内は、倉内工業団地や田原工業団地を含み、金属加工、自動車部品製造関連産業等の事業所等製造業が集積している。また、鹿児島空港から車で約40分、横川インターチェンジまで車で約30分と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、地域経済牽引事業の推進が期待される区域であるため、重点促進地域として設定する。

#### エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

### (23) 長島町

設定なし

### (24) 湧水町

- ① 湧水町米永字川蔭、字平川、字久須山、字大坪、木場字川影、字池迫、字水窪、字木場原（地図：20 湧水町 重点促進区域図の「霧島くりの工業団地」を含む区域）

#### ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は159.62ha程度である。

本区域は霧島くりの工業団地を含み、九州自動車道栗野インターチェンジからも近く、良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所でもあることから、地域経済牽引事業を重点的に促進していきたいため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は18ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 湧水町農業振興地域整備計画書における記載

米永地区については、「水稲、畜産、花き等の複合経営が主であり、今後もそれを踏襲した土地利用を推進する。」とされている。

また、木場地区については、「広大な畑地帯と採草地帯が展開されている区域である。畑の整備については遅れているが、農免道路、過疎基幹農道整備事業等による農道整備を先行させた上で畑の整備を図り、茶、酪農、飼料作物等を組み合わせた複合経営における土地利用の確立を図る」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は霧島くりの工業団地を含み、鹿児島空港や九州自動車道の栗野IC、JR肥薩線の栗野駅に近く、交通インフラが充実している区域である。町としても積極的に企業立地を推進している区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2774～3197に記載する区域

**② 湧水町木場字花ノ木、字踏切** (地図：20 湧水町 重点促進区域図の「栗野工業高校跡地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は27.16ha程度である。

本区域は栗野工業高校跡地に木材住宅の製造等を行う事業所が立地しており、九州自動車道栗野インターチェンジからも近く、良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所でもあることから、地域経済牽引事業を重点的に促進していきたいため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は7ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 湧水町農業振興地域整備計画書における記載

木場地区については、「広大な畑地帯と採草地帯が展開されている区域である。畑の整備に

については遅れているが、農免道路、過疎基幹農道整備事業等による農道整備を先行させた上で畑の整備を図り、茶、酪農、飼料作物等を組み合わせた複合経営における土地利用の確立を図る」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は栗野工業高校跡地に木材住宅の製造等を行う事業所が立地しており、鹿児島空港や九州自動車道の栗野 IC、JR 肥薩線の栗野駅に近く、交通インフラが充実している区域である。町としても積極的に企業立地を推進している区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の3198～3200に記載する区域

③ 湧水町北方宇迫山、宇小屋敷（地図：20 湧水町 重点促進区域図の「北方迫山地区」参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は14.48ha程度である。

本区域は半導体製造等の事業所が立地しており、九州自動車道栗野インターチェンジからも近く、良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所でもあることから、地域経済牽引事業を重点的に促進していきたいため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 湧水町農業振興地域整備計画書における記載

北方地区については、「水稻を中心に、畜産・園芸作物等を組み合わせて複合経営による規模拡大を展開する。また、ほとんどのほ場において集団転作を実施しており、その中で大豆、飼料作物等の作付けを進める」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は半導体製造等の事業所が立地しており、鹿児島空港や九州自動車道の栗野 IC、JR 肥薩線の栗野駅に近く、交通インフラが充実している区域である。町としても本区域において積極的に企業立地を図っており、また、地域経済牽引事業の推進が期待される区域でもあることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の3201～3239に記載する区域

④ **湧水町木場字綾織，字本城**（地図：20 湧水町 重点促進区域図の「木場綾織地区」，「木場本城地区」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は72.38ha程度である。

本区域はプラスチック加工等を行う事業所が立地している他，工場跡地もある。また，九州自動車道栗野インターチェンジからも近く，良好なアクセスを有し，交通インフラが充実した場所でもあることから，地域経済牽引事業を重点的に促進していきたいため，設定する。

本区域は，その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお，本区域に農用地区域は含まないが，農用地区域は8ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また，本区域においては，令和4年度工場適地調査において，遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 湧水町農業振興地域整備計画書における記載

木場地区については広，「大な畑地帯と採草地帯が展開されている区域である。畑の整備については遅れているが，農免道路，過疎基幹農道整備事業等による農道整備を先行させた上で畑の整備を図り，茶，酪農，飼料作物等を組み合わせた複合経営における土地利用の確立を図る」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域はプラスチック加工等を行う事業所が立地している他，工場跡地もあり，鹿児島空港や九州自動車道の栗野IC，JR肥薩線の栗野駅に近く，交通インフラが充実している区域である。町としても本区域において積極的に企業立地を図っており，また，地域経済牽引事業の推進が期待される区域でもあることから，重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の3240～3258に記載する区域

⑤ **湧水町米永字荒平**（地図：20 湧水町 重点促進区域図の「米永荒平地区」参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は34.79ha程度である。

本区域はプラスチック加工等を行う事業所が立地しており，九州自動車道栗野インターチェンジからも近く，良好なアクセスを有し，交通インフラが充実した場所でもあることから，地域経済牽引事業を重点的に促進していきたいため，設定する。

本区域は，その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点

から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 湧水町農業振興地域整備計画書における記載

米永地区については、「水稻、畜産、花き等の複合経営が主であり、今後もそれを踏襲した土地利用を推進する。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域はプラスチック加工等を行う事業所が立地しており、鹿児島空港や九州自動車道の栗野IC、JR肥薩線の栗野駅に近く、交通インフラが充実している区域である。町としても本区域において積極的に企業立地を図っており、また、地域経済牽引事業の推進が期待される区域でもあることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の3259～3265に記載する区域

(25) 大崎町

① 大崎町菱田、神領、益丸、横瀬、仮宿、永吉、井俣(地図:21大崎町重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は4,481ha程度である。

町南西部地区は、幹線道路である国道220号及び国道448号が横断していることから、交通量が多く、地区内には食品関連の企業など誘致企業が多く進出している。また、同地区は、役場や金融機関が設置されている仮宿地区を中心に、菱田、横瀬、永吉地区に地区拠点施設となる公共施設が整備されており、井俣地区においては東九州自動車道大崎インターチェンジが設置されている。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は2,031ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 大崎町第3次総合計画における記載

「重点目標1 働きがいがある、働きやすいしごとをつくとともに、しごとを支えるひとを育てる」の「重点プロジェクト 1-2 おおさき.exe プロジェクト」において、「新技術の導入や SDGs の浸透による企業の経営方針の変化など、今後、劇的に変化する産業に対応できるよう、企業版ふるさと納税制度等を活用し、地域外から地域の成長につながる資金を獲得するとともに、外部人材の活用や企業との連携を深めることで、知見や新技術の導入を図り、新しいしごとの創出による地域産業の成長を促進します。また、商工業に関する支援制度の情報発信を強化するとともに、さらなる地域経済の活性化につながる新規創業への取組を支援します。」とされている。

・ 大崎町総合戦略における記載

「(基本目標①)地域の経済循環を高めるしごとを作り、人材を育成する」の「若者に魅力のある職種が地域に少ない」という課題に対して、「大崎システム、ふるさと納税、スポーツ観光といった大崎町の強みから地域内の起業創業を促進し、地域経済を支える新しいビジネスモデルの構築と合わせて、若者を対象とした関係人口の拡大と企業誘致活動の推進を行うとともに、地域内の若者の創業支援を推進していきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

町の南西部に位置する同区域は、大隅地域の幹線道路である国道220号、448号が横断し、特に国道220号沿線は、促進区域内の農畜産物等を活用した商品を製造している食品関連企業の一定の集積がみられる区域であり、加えて地区内に、東九州自動車道大崎インターチェンジが設置されており、利便性を活かした物流関連企業の進出実績もあることから、地域経済牽引事業の促進が期待される。よって、当該地区を重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の3266～3504に記載する区域

② 大崎町野方 (地図: 21 大崎町 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は3,932ha程度である。

同区域については、平成26年度に東九州自動車道野方インターチェンジが設置されたこと、地理的に大隅地域の中心部分にあたることなどから、交通量が増加傾向にある地区となっている。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は572ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 大崎町第3次総合計画

「重点目標1 働きがいがある、働きやすいしごとをつくとともに、しごとを支えるひとを育てる」の「重点プロジェクト 1-2 おおさき.exe プロジェクト」において、「新技術の導入や SDGs の浸透による企業の経営方針の変化など、今後、劇的に変化する産業に対応できるよう、企業版ふるさと納税制度等を活用し、地域外から地域の成長につながる資金を獲得するとともに、外部人材の活用や企業との連携を深めることで、知見や新技術の導入を図り、新しいしごとの創出による地域産業の成長を促進します。また、商工業に関する支援制度の情報発信を強化するとともに、さらなる地域経済の活性化につながる新規創業への取組を支援します。」とされている。

・ 大崎町総合戦略

「〈基本目標①〉地域の経済循環を高めるしごとを作り、人材を育成する」の「若者に魅力のある職種が地域に少ない」という課題に対して、「大崎システム、ふるさと納税、スポーツ観光といった大崎町の強みから地域内の起業創業を促進し、地域経済を支える新しいビジネスモデルの構築と合わせて、若者を対象とした関係人口の拡大と企業誘致活動の推進を行うとともに、地域内の若者の創業支援を推進していきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

同区域においては、既に設置された東九州自動車道野方インターチェンジが物流拠点として活用されており、利便性を活かした食品関連産業の誘致が見込まれる地区であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

(26) 東串良町

設定なし

(27) 錦江町

① 錦江町神川字迫 (地図：22 錦江町 重点促進区域図「神川区域」)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は12.3ha程度である。

本区域は、廃校跡地を活用したIT企業等向けのサテライトオフィスがあり、交通のアクセスも国道269号線沿いに位置し充実した場所でもあることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握さ

れていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 錦江町総合戦略における記載

本区域は、「人工知能等に代表されるコンピュータ及び通信関連等の対象企業の出張事務所や遠隔地でも経営可能な業態の起業希望者への積極的な誘致を促進し、将来的に町内に新たな『利益』を生み出すエンジンとする」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、廃校跡地を活用した IT 企業等向けのサテライトオフィスが整備されている区域であり、今後関連する企業及び起業希望者の誘致を積極的に進めたいと考えている区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の3505に記載する区域

**② 錦江町城元字川路ヶ迫頭、錦江町神川字鞍置** (地図：22 錦江町 重点促進区域図「運動公園区域」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は 13.2ha 程度である。

本区域は、地域材を活用した木材加工場が立地し、交通アクセスも国道 269 号線から約 2km に位置した場所であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は 2ha 程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和 4 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 錦江町総合振興計画における記載

本区域については、「関係機関と連携を図りながら、企業誘致など商工業の振興に取り組むことが必要」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、地域材を活用した木材加工場が立地し、交通アクセスも国道 269 号線から約 2km に位置した場所にあり、町としても積極的に企業立地を進めたいと考えている区域であるため、

重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定  
別紙3の3506, 3507に記載する区域

③ 錦江町田代麓宇荒田原 (地図: 22 錦江町 重点促進区域図「大原区域」の区域)

- ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は29.6ha程度である。

本区域は、地域の特産品である荒茶の製茶工場が立地し、交通アクセスも国道448号線から約2kmに位置した場所であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は8ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

- イ 関連計画における記載等

- ・ 錦江町総合振興計画における記載

本区域については、「関係機関と連携を図りながら、企業誘致など商工業の振興に取り組むことが必要」とされている。

- ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、地域の特産品である荒茶の製茶工場が立地し、交通アクセスも国道448号線から約2kmに位置した場所であり、地域の特産品を活用した新商品開発を積極的に進めたいと考えている区域であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定  
別紙3の3508～3511に記載する区域

(28) 南大隅町

① 南大隅町根占横別府宇杉木迫平 (地図: 23 南大隅町 重点促進区域図「横別府農工団地」を含む区域)

- ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は2.19haである。

本区域は横別府農工団地を含み、アパレル関係の企業が立地し、旧根占町市街地に近い場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定す

る。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域，市街化調整区域を含まない。

また，本区域においては，令和4年度工場適地調査において，遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 南大隅町第2次総合振興計画における記載

「企業誘致による雇用の創出や新たな税収確保などを目指し，引き続き県や事業者など関係者からの情報収集に努めながら，優良企業の誘致活動の強化を図るとともに，企業の受け入れ体制を整備していきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は横別府農工団地を含み，アパレル関係企業が立地しており，本町雇用の大きな受け皿となっている。今後の，本町への企業立地を図る上で，重要な区域であるため，重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の3512～3518に記載する区域

② **南大隅町根占山本字脇，宇山之河**（地図：23 南大隅町 重点促進区域図「旧根占中学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は，1.86haである。

本区域は町立中学校跡地であり，一部の教室を除き未利用である。

旧根占町市街地に近接している地域でもあり，地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため設定する。

本区域は，その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域，市街化調整区域を含まない。

また，本区域においては，令和4年度工場適地調査において，遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 南大隅町第2次総合振興計画における記載

「企業誘致による雇用の創出や新たな税収確保などを目指し、引き続き県や事業者など関係者からの情報収集に努めながら、優良企業の誘致活動の強化を図るとともに、企業の受け入れ体制を整備していきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は町立中学校跡地であり、一部の教室を除き未利用である。

旧根占町市街地に近接し、空き教室等の施設も利用可能であり、また、情報インフラ環境も向上してきており、企業立地も今後促進していくため重要な区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の3519～3525に記載する区域

**③ 南大隅町佐多伊座敷字堀切、字堀切向江** (地図：23 南大隅町 重点促進区域図「旧南大隅高校佐多分校跡地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は、2.49haである。

本区域は県立高校跡地であり、未利用であり、町としても重点的に企業立地を推進する区域としている。

旧佐多市街地内に有り、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 南大隅町第2次総合振興計画における記載

「企業誘致による雇用の創出や新たな税収確保などを目指し、引き続き県や事業者など関係者からの情報収集に努めながら、優良企業の誘致活動の強化を図るとともに、企業の受け入れ体制を整備していきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は県立高校跡地であり、未利用であり、町としても重点的に企業立地を推進する区域としている。

旧佐多町市街地内に位置し、利便性も高いことから、産業立地を促進する上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定  
別紙3の3526～3528に記載する区域

**(29) 肝付町**

**肝付町波見, 野崎, 新富, 前田, 後田, 宮下, 富山** (地図: 24 肝付町 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,762.12haである。

本区域は、従来の企業立地促進法による集積区域であり、かつ肝付都市計画区域である。東九州自動車道に隣接し、国道220号・448号や広域農道等の地域間を結び地域連携軸となる道路交通網を有する地域でもあり、広域幹線交通網へのアクセスに課題を抱える当町において交通アクセスに恵まれた地域ある。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園, 特定植物群落, 生物多様性の観点から重要度の高い湿地, シギ・チドリ類渡来湿地, 国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は1,487ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本地域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 肝付町都市計画マスタープランにおける記載

「町域の82.1%占める森林地域を『森』ゾーンとし、自然との共生、活用による環境共生のまちを形成する。自然環境保全地域が広がる太平洋に面した海沿いの地域を「海」ゾーンとし、海、山、銀河を抱く「海洋性リゾートのまち」を形成する。僅かな平地が広がる当該地域については、「大地」ゾーンと位置づけられており、躍動感あふれる産業と魅力ある都市機能が集積したまちの形成を進める」と位置づけられている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は誘致企業を含めて地元を代表する企業が立地しており、産業振興を図る上で重要な地域である。また、畜産団地や国営による畑地かんがい事業の受益地にも隣接しているため、地場の農畜産物を取り扱う食品関連産業や家畜の糞尿を利用した新エネルギー産業など地域資源を活かした産業の振興を図る区域として重要であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定  
設定なし

**(30) 中種子町**

設定なし

(31) 南種子町

**南種子町荃永宇友心汐入, 松原山** (地図: 25 南種子町 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は61haである。

本区域は、日本最大のロケット発射場である「種子島宇宙センター」を有しており、(株)IHIエアロスペース、川崎重工業(株)、三菱重工業(株)、宇宙技術開発(株)等の国内有数の企業が事業所を展開し、ロケット打上げに関する様々な業務を行っており、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は3ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 過疎地域持続的発展計画における記載

本計画の「産業の振興」における「企業誘致」の取り組みとして「宇宙関連施設の立地を生かした宇宙開発関連企業や特色ある農林水産資源を生かした農林水産物等の企業を受け入れる風土づくりが重要であることから、こうした風土を醸成するため、企業誘致や立地後の支援体制の整備を進める」とされている。

- ・ トライタウン 南種子町 宇宙・歴史・文化の町 総合戦略における記載

「基本目標1 南種子町における安定した雇用を創出する、施策の基本的方向性」として、「種子島宇宙センターや関連企業、大学と連携した雇用創出等を推進します。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、日本最大のロケット発射場である「種子島宇宙センター」を有しており、「大型ロケット発射場」、「衛星組立棟」、「衛星フェアリング組立棟」などの設備を有し、ロケットの組み立てから整備、点検、打上げ、人工衛星の最終チェックからロケットへの搭載、打上げ後のロケットの追跡まで一連の作業を行っており、日本の宇宙開発において人工衛星打上げの中心的な役割を果たしている地域である。

今後、海外からの打上げ受注を含め、人工衛星の利用増加が期待されるなど、航空宇宙関連産業の拡大が見込まれることから、国内最大のロケット打上げ施設を有するという他地域にはない強みを活かし、宇宙関連企業集積による本県全域への波及効果の最大化も目指す重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

(32) 屋久島町  
設定なし

(33) 大和村  
設定なし

(34) 宇検村  
設定なし

(35) 瀬戸内町  
設定なし

(36) 龍郷町  
設定なし

(37) 喜界町  
設定なし

(38) 徳之島町  
設定なし

(39) 天城町  
設定なし

(40) 伊仙町  
設定なし

(41) 和泊町  
設定なし

(42) 知名町  
設定なし

(43) 与論町  
設定なし

## 工場立地特例対象区域一覧

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番	
1	鹿屋市	鹿屋内陸工業団地	川西町	3872-1	
2				3872-2	
3				3873-1	
4				3873-2	
5				3873-3	
6				3873-4	
7				3873-5	
8				3874-1	
9				3874-2	
10				3874-6	
11				3874-7	
12				3874-8	
13				3874-9	
14				3874-10	
15				3874-11	
16				3874-12	
17				3874-13	
18				3874-17	
19				3874-18	
20				3874-19	
21				3874-20	
22				3949-2	
23				3949-3	
24				3949-4	
25				3949-5	
26				3949-6	
27				3949-7	
28				3949-8	
29				3949-9	
30				3949-10	
31				3949-11	
32				3949-12	
33				3949-13	
34				3949-14	
35				3949-15	
36				4020-4	
37				4029-2	
38				4029-3	
39				4029-4	
40				4029-6	
41			永野田町		346-1
42					346-5
43					346-8
44					347
45					349-1
46					750-2
47					750-3
48					750-4
49					750-5
50					750-7
51					750-8
52					750-9
53					750-10
54					750-12

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
55	鹿屋市	鹿屋内陸工業団地	永野田町	750-13
56				750-14
57				750-15
58				750-16
59				750-17
60				750-18
61				750-19
62				750-20
63				750-21
64				750-22
65				750-23
66				750-24
67				750-25
68				750-26
69				750-27
70				750-28
71				750-29
72				750-30
73				750-31
74				750-32
75				885-1
76				886
77				888-1
78				888-2
79				888-3
80				890
81				891
82				894
83				895-1
84				896-1
85				896-2
86				898-2
87				898-5
88				902
89	906			
90	田崎・下堀地区工業用地	田崎町	2220-25	
91		下堀町	2675	
92	阿久根市	水産加工団地	晴海町	7番5
93				10番4
94				11番2
95	食肉加工団地	大字 波留 字 上塩濱	4569番9	
96			4569番10	
97	出水市	沖田工業団地	緑町	230-67
98				230-80
99				230-108
100				230-82
101				230-85
102				230-86
103				230-87
104				230-105
105				230-109
106				230-110
107				230-88
108				230-89
109				230-102
110				230-104

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番		
111	出水市	沖田工業団地	緑町	230-111		
112				230-112		
113				230-113		
114				230-11		
115				230-12		
116				230-44		
117				230-45		
118				230-46		
119				230-47		
120				230-64		
121				230-65		
122				291		
123				230-91		
124				230-94		
125			230-95			
126			230-99			
127			230-100			
128			230-14			
129			230-10			
130			230-93			
131			230-97			
132			230-98			
133			230-101			
134			昭和町	76-1		
135				79-1		
136				79-4		
137				80		
138				80-1		
139				80-2		
140				80-3		
141			80-4			
142			出水市	松尾工業団地	上鯖渚	532-5
143						532-2
144						532-3
145	532-10					
146	408-12					
147	408-13					
148	401-3					
149	408-6					
150	408-11					
151	532-12					
152	532-1					
153	586-3					
154	576-1					
155	606-4					
156	589-1					
157	586-1					
158	589-2					
159	589-5					
160	589-16					
161	589-20					
162	589-21					
163	589-18					
164	589-9					
165	589-19					

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
166				495-1
167				496
168				497
169				498
170				501
171				502
172				508
173				509
174				510
175				511
176				512
177				513
178				514
179				515
180				516
181				517-1
182				518
183				519-1
184				520
185				521
186				522
187				523
188				524
189				525
190				526
191				527
192				528
193				529
194	出水市	平和工業団地	平和町	530
195				534
196				535
197				536
198				537
199				538
200				539
201				540
202				541
203				542
204				543
205				544
206				545
207				546
208				547
209				548-1
210				733
211				734
212				735
213				736
214				738
215				739
216				740
217				741
218				742
219				743
220				744
221				745
222				746

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
223				747
224				748
225				751-1
226				751-2
227				752
228				753
229				754
230				755
231				760
232				761
233				762
234				763
235				765
236				766
237				767
238				918
239				928
240				954
241				955
242				992
243				993
244				994
245				1000
246				1001
247				1002
248				1004
249				1005
250				1005-2
251	出水市	平和工業団地	平和町	1006-1
252				1006-2
253				1007-1
254				1007-2
255				1008-1
256				1008-2
257				1011
258				1012
259				1017
260				1018
261				1019
262				1020
263				1024
264				1027
265				1059
266				1028
267				1029
268				1030
269				1034
270				1031
271				1032
272				1033
273				1035
274				1039
275				1040
276				1042-2
277				1043
278				1044
279				1045

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
280	出水市	平和工業団地	平和町	1046
281				1047
282				1048
283				1053
284				1054
285				1055
286				1056
287				1057
288				1058
289				1211
290				1212
291				1213
292				1215
293				1216-1
294				1216-2
295				1855
296				1856
297				1862
298				1863
299				1864
300				1865
301				1872
302				1874
303				1875
304				1876
305				1877
306				1878-2
307				1878-3
308				1879
309				1879-1
310				1881
311				1882
312				1883
313	1884			
314	1885			
315	1886			
316	1887			
317	1888			
318	1889			
319	1890			
320	1891			
321	1893			
322	1894			
323	1895			
324	1896			
325	大野原工業団地	大野原町	2042-2	
326			2067	
327			2080	
328			2080-2	
329			2080-3	
330			2102	
331			2103	
332			2122	
333			2136	
334			2141-2	
335			2154-1	
336			2042-4	

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番		
337	出水市	大野原工業団地	大野原町	2123		
338				2134		
339				2135		
340				2153		
341				2154-3		
342				2116		
343				1914-1		
344				2079-1		
345				2121-1		
346				1842		
347				2104		
348				高尾野内陸工業団地	高尾野町大久保	3816-2
349						3816-3
350						3816-4
351						3816-20
352		3816-23				
353		3816-33				
354		3816-38				
355		3816-41				
356		3816-43				
357		3816-44				
358		3816-42				
359		3816-37				
360		3816-31				
361		4266				
362		4267				
363		4268-1				
364		4268-2				
365		松ヶ迫工業団地	野田町上名	6499-66		
366				6499-67		
367				6499-68		
368				6499-69		
369				6499-75		
370				6499-76		
371				6499-121		
372				6499-128		
373				6499-129		
374				6499-130		
375				6499-164		
376	6499-165					
377	6499-166					
378	6500-1					
379	6500-4					
380	6500-5					
381	6500-8					
382	6500-9					
383	6504-39					
384	6504-60					
385	6504-67					
386	6504-68					
387	下名工業団地	野田町下名	3240-1			
388			3240-30			
389			3150-11			
390			3153の一部			
391			3154-1			
392			3154-2			
393			3155-1			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
394	出水市	下名工業団地	野田町下名	3155-4
395				2693
396				2694-1
397				2694-2
398				2694-3
399				2695-1
400			新西方下丸	2695-2
401				2695-3
402				2695-4
403				2697-1
404				2698-2
405				2699-3
406				2699-5
407				2288
408				2288-1
409				2291-1
410				2294-1
411				2294-2
412				2297-7
413				2297-8
414				2297-9
415				2297-10
416				2297-11
417				2297-12
418				2297-13
419				2297-14
420				2297-15
421				2297-16
422	指宿市			2297-17
423		新西方工業団地		2297-18
424				2297-19
425				2297-20
426				2297-21
427				2297-22
428				2297-23
429			新西方嶋ヶ城	2297-24
430				2297-25
431				2297-26
432				2297-27
433				2311-1
434				2311-2
435				2311-3
436				2311-4
437				2311-5
438				2311-6
439				2311-7
440				2311-8
441				2311-9
442				2311-10
443				2311-11
444				2311-12
445				2311-13
446				2311-14
447				2313-1
448				2313-3
449				2313-4
450				2313-5

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
451	指宿市	新西方工業団地	新西方嶋ヶ城	2313-6
452				2313-7
453				2313-8
454				2313-9
455				2313-10
456				2325-2
457				2328-2
458			2860-3	
459			2860-9	
460			2860-10	
461			2881-5	
462			2884-1	
463			2885-1	
464			2885-3	
465			2885-4	
466			2885-5	
467			2885-6	
468			2885-7	
469			2885-8	
470			2885-9	
471			2885-10	
472			2885-11	
473			2885-12	
474			2885-13	
475			2885-14	
476			2885-15	
477			2885-16	
478			2885-17	
479			2885-18	
480			2885-19	
481			2885-20	
482			2885-21	
483			2885-22	
484			2885-23	
485			2885-24	
486			2885-25	
487			2885-26	
488			2885-27	
489			2885-28	
490			2885-29	
491			2885-30	
492			2885-31	
493			2885-32	
494			2885-33	
495			2885-34	
496			2885-35	
497			2887-3	
498			新西方見ヶ田平	2648-1
499			山川新栄町地区	山川新栄町
500	1-12			
501	1-13			
502	1-14			
503	1-15			
504	1-16			
505	1-17			
506	1-18			
507	1-19			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
508	指宿市	山川新栄町地区	山川新栄町	1-20
509				1-21
510				1-22
511				1-23
512				1-24
513				1-25
514				1-29
515				1-30
516				1-33
517				1-34
518				1-47
519				1-48
520				1-51
521				1-52
522				1-53
523				1-55
524				1-57
525				1-58
526				1-59
527				1-60
528				1-61
529				1-62
530				1-63
531				1-64
532				1-72
533				1-73
534				1-95
535				1-96
536				1-97
537				1-99
538				1-98
539				1-26
540				1-42
541				1-100
542				1-101
543				1-102
544				1-103
545				2
546				3
547				4
548				5
549				6
550				7
551				8
552				9
553				10
554				11
555				12
556	13			
557	西之表市	国上地区	国上 字 平山之波瀬	3168番地1
558		現和地区	現和 字 東泉原	5916番地8
559		安納地区	安納 字 長瀬ノ岡	733番地2
560			安納 字 正助道	656番地1
561			安納 字 溜池	632番地3
562				626番地2
563			安納 字 花ノ木	1番地2
564				1番地4

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
565	薩摩川内市	船間島工業用地	湯島町字道久	3373番2
566				3373番4
567				3373番5
568				3373番6
569				3373番7
570				3373番8
571				3373番10
572				3535番1
573				3535番3
574				3535番4
575			3535番5	
576			3535番6	
577			3535番7	
578			3535番8	
579			3535番9	
580			3535番10	
581			3535番11	
582			3535番12	
583			3535番13	
584			3535番14	
585			3535番15	
586			360番4	
587			360番14	
588			360番15	
589			360番16	
590			360番17	
591			360番18	
592			360番19	
593			360番21	
594			360番22	
595			360番23	
596			360番24	
597			360番25	
598			360番26	
599			360番27	
600			360番28	
601			360番29	
602	360番30			
603	360番31			
604	360番32			
605	360番33			
606	360番34			
607	360番35			
608	360番36			
609	360番37			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番		
610	薩摩川内市	港町工業専用地域	港町字唐山	6120番2		
611				6120番3		
612				6120番4		
613				6120番5		
614				6120番6		
615				6120番7		
616				6120番8		
617				6120番9		
618				6120番18		
619				6120番19		
620				宮内町工業地域	宮内町字花木	120番
621						122番
622						147番
623					宮内町字戸切原	810番6
624					宮内町字中戸切原	855番1
625						855番2
626						856番
627						857番
628						857番1
629		858番1				
630		858番3				
631		858番4				
632		859番2				
633		860番2				
634		861番1				
635		861番2				
636		862番				
637		862番1				
638		867番1				
639		868番1				
640		873番6				
641		882番1				
642		882番5				
643		883番1				
644	883番4					
645	885番1					
646	886番1					
647	887番1					
648	891番2					
649	893番					
650	893番1					
651	896番2					
652	896番3					
653	宮内町字下戸切原	928番1				
654		928番4				
655		960番				
656		960番1				

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
657	薩摩川内市	宮内町工業地域	宮内町字前堀堂	978番
658				980番
659				981番
660				982番1
661				986番2
662				998番
663				998番1
664				999番1
665				1013番
666				1028番
667				1031番
668				1032番
669				1033番
670				1034番
671				1034番1
672			1034番2	
673			1035番1	
674			1035番2	
675			1036番	
676			1037番1	
677			1039番1	
678			1040番	
679			1041番	
680			1042番1	
681			1042番2	
682			1043番	
683			1043番1	
684			1044番1	
685			1044番2	
686			1045番1	
687			1045番2	
688			1045番3	
689			1045番4	
690			1046番	
691			1047番	
692			1050番3	
693			1051番3	
694			1052番1	
695			1052番2	
696			1052番3	
697			1053番1	
698			1053番2	
699			1054番	
700			1055番	
701			1056番	
702			1056番1	
703			1058番1	
704			1058番2	
705	1058番3			
706	1058番4			
707	1058番5			
708	1059番1			
709	1059番2			
710	1060番			
711	1062番			
712	1063番			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
713				1064番
714				1065番1
715				1065番2
716				1065番3
717				1066番1
718				1066番2
719				1066番3
720				1070番2
721				1071番1
722				1071番2
723				1072番1
724				1072番2
725				1073番
726				1074番
727				1074番1
728				1074番2
729				1074番3
730				1075番2
731				1079番2
732				1081番
733			宮内町字堀堂	1081番1
734				1083番2
735				1083番3
736				1084番
737				1084番2
738				1088番2
739				1089番
740	薩摩川内市	宮内町工業地域		1092番1
741				1092番2
742				1093番
743				1094番
744				1094番1
745				1095番1
746				1096番1
747				1096番3
748				1096番5
749				1096番6
750				1097番1
751				1097番2
752				1097番3
753				1097番4
754				1097番5
755				1101番
756				1105番1
757				1105番2
758				1106番1
759				1106番4
760				1107番1
761			宮内町字前小原	1107番5
762				1108番4
763				1109番2
764				1131番1
765				1131番4
766				1132番1
767				1132番2
768				1133番

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
769	薩摩川内市	宮内町工業地域	宮内町字前小原	1133番1
770				1133番2
771			1134番1	
772			1134番2	
773			1134番3	
774			1134番4	
775			1134番5	
776			1134番7	
777			1134番9	
778			1134番10	
779			1139番1	
780			1139番2	
781			1139番7	
782			1139番12	
783			1139番13	
784			1139番17	
785			宮内町字猿楽	1141番
786			1146番1	
787			1151番3	
788			1154番1	
789			1156番2	
790			1156番3	
791			1174番2	
792			1174番3	
793			1174番4	
794			1174番5	
795			1174番6	
796			1179番2	
797			1182番2	
798			1183番	
799			1185番	
800			1187番	
801			1188番	
802			1189番1	
803			1190番3	
804			1191番1	
805			1191番3	
806			1192番1	
807			1192番2	
808			1193番1	
809			1194番1	
810			1194番2	
811			1194番3	
812			1194番4	
813	1194番5			
814	1194番6			
815	1194番7			
816	1194番8			
817	1194番9			
818	1195番2			
819	1196番1			
820	1197番2			
821	1198番2			
822	1200番2			
823	1201番			
824	1202番4			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番	
825	薩摩川内市	宮内町工業地域	宮内町字市場	1206番	
826				1207番1	
827				1207番2	
828				1208番1	
829				1208番2	
830				1208番3	
831				1209番1	
832				1209番2	
833				1209番3	
834				1209番4	
835				1209番5	
836				1210番	
837				1211番1	
838				1214番3	
839				1214番5	
840				1220番	
841				1241番2	
842				1243番1	
843				1243番2	
844				1246番	
845				1248番2	
846				1252番2	
847				1254番2	
848				宮内町字原田	1260番6
849					1261番5
850					1323番
851				宮内町字井手園	1439番3
852					1447番1
853				1449番5	
854				宮内町字九品	1459番1
855					1459番2
856					1460番1
857					1460番2
858			1460番3		
859			1460番4		
860			1460番5		
861			1460番6		
862			1460番7		
863			1460番8		
864			1461番1		
865			1461番2		
866			1461番3		
867			1461番5		
868			1461番6		
869			1461番7		
870			1461番10		
871			1461番12		
872			1461番16		
873			1461番25		
874			1462番6		
875			1462番7		
876			1463番3		
877			1463番4		
878			1463番5		
879			1463番6		
880			1464番□(31)-2		

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番		
881	薩摩川内市	宮内町工業地域	宮内町字九品	1464番1		
882				1464番2		
883				1464番6		
884				1464番8		
885				1464番11		
886				1464番12		
887				1465番		
888				1465番2		
889				1465番6		
890				1465番8		
891				1465番10		
892				1467番2		
893				1468番2		
894				1469番2		
895				1470番2		
896				1471番2		
897				1472番2		
898				1473番□(31)		
899				1473番□(31)-□(31)		
900				1473番2		
901				1473番3		
902				1474番1		
903				1474番3		
904				1474番4		
905				1474番5		
906				1475番1		
907				1475番2		
908				1475番3		
909				宮内町字和光		1477番1
910						1477番2
911		1477番3				
912		1479番1				
913		1479番3				
914		1479番4				
915		1479番5				
916		1483番2				
917	1484番1(30)					
918	1484番1					
919	1485番					
920	1485番1					
921	1486番2					
922	1486番3					
923	1487番					
924	1490番1					
925	1490番2					
926	1491番7					
927	1491番8					
928	高城町西町用地	高城町字久ノ尾	1628番1			
929			1632番1			
930			1810番			
931		高城町字西町	1810番6			
932			1923番3			
933		高城町字山元	2100番			
934			2044番1			
935			2114番4			
936		高城町字蕨野原	2558番2			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番	
937	薩摩川内市	高城町西町用地	高城町字蕨野原	2558番7	
938				2639番1	
939				2650番1	
940				2655番1	
941				2659番1	
942				2698番	
943			2700番1		
944		高城町西町2号用地	高城町字西町	1942番1	
945				1923番4	
946				2031番2	
947				2031番5	
948		高城地区農工団地	高城町字北山田	2310番10	
949				2310番14	
950				2310番15	
951		隈之城地区農工団地	勝目町字水ノ手	3957番1	
952				3957番4	
953				3957番11	
954				3957番12	
955				3957番13	
956				3957番14	
957				3957番15	
958				3957番19	
959				4067番1	
960				4069番1	
961				4074番4	
962				4082番1	
963				4086番1	
964				4086番3	
965				4102番1	
966				4102番4	
967		入来工業団地	入来町副田字立山	5937番6	
968				5937番20	
969				5950番2	
970				5950番33	
971		祁答院工業団地	祁答院町上手字宮田	2904番4	
972				2904番6	
973	2904番9				
974	2908番2				
975	祁答院町上手木場田		3133番1		
976	祁答院町上手宮田		2904番1		
977	祁答院町下手樋掛		1422番2		
978	祁答院町下手字ケ石		1144番8		
979	祁答院町上手宮田		2904番8		
980			2909番5		
981		2908番1			
982		2904番5			
983		2904番7			
984	東郷工業用地	東郷町斧淵	6944番1		
985	日置市	皆田工業団地	東市来町湯田上穴山	5139-1	
986				東市来町湯田下ノ段	5827-2
987					5828-1
988			東市来町湯田池ノ平	5839	
989				5839-2	
990				5839-5	
991				5839-9	
992			5839-10		

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番	
993	日置市	皆田工業団地	東市来町湯田池ノ平	5839-11	
994				5839-17	
995				5839-21	
996				5839-23	
997				5839-24	
998				5839-26	
999				5839-4	
1000		徳重工業団地	伊集院町徳重東平原	1706-5	
1001				1707-1	
1002				1707-2	
1003				1707-3	
1004				1707-8	
1005				伊集院町徳重杉ヶ迫	1761-4
1006					1761-5
1007					1761-9
1008			1761-10		
1009			1773-1		
1010			1773-2		
1011			1773-5		
1012			1773-6		
1013			伊集院町徳重前田平		1786-6
1014			伊集院町郡寺山		2042-2
1015					2042-35
1016					2042-37
1017				2042-38	
1018			2042-39		
1019			2042-40		
1020		清藤工業団地	伊集院町清藤上大迫	2110-5	
1021				2110-7	
1022				2110-9	
1023				2110-10	
1024				2110-32	
1025				2110-38	
1026				2110-33	
1027				2110-39	
1028				2110-34	
1029				2110-40	
1030				2110-1	
1031	2110-28				
1032	2110-29				
1033	2110-30				
1034	2110-31				
1035	2110-6				
1036	2110-35				
1037	2110-8				
1038	2110-44				

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番		
1039	日置市	亀原工業団地	吹上町中原平堀	1555-10		
1040				1555-11		
1041				1555-12		
1042				1555-14		
1043				1555-6		
1044				1555-7		
1045				1555-8		
1046				1556-2		
1047				1556-4		
1048				藤元工業団地	吹上町与倉倉谷	4954-10
1049						4954-11
1050						4954-12
1051						4954-13
1052						4954-15
1053						4954-18
1054		4954-19				
1055		4954-20				
1056		4954-21				
1057		4956-3				
1058		4956-4				
1059		4956-5				
1060		4956-6				
1061		4956-7				
1062		4956-8				
1063		4966-2				
1064		4966-3				
1065		4969-2				
1066		4970				
1067		4970-12				
1068		4970-14				
1069		4970-15				
1070		4970-16				
1071		4970-17				
1072		4970-18				
1073		4970-19				
1074		4973-1				
1075		4973-6				
1076		4978-5				
1077		4980-3				
1078		4987				
1079		水-146				
1080		4954-4				
1081		4954-23				
1082		4954-6				
1083		吹上町与倉青井野大谷口	4945-3			
1084			4945-5			
1085			4947-4			
1086			4945-7			
1087			4945-4			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
1088	曾於市	二之方地区	末吉町二之方	158
1089				161
1090				162
1091				1890
1092				147-1
1093				147-2
1094				147-6
1095				156-1
1096				156-2
1097				163-2
1098				163-3
1099				163-4
1100				172
1101				172-1
1102				173-1
1103				173-2
1104				177-1
1105				177-4
1106				1803-5
1107				1828
1108				1860-1
1109				1874
1110				1875
1111				1875
1112				1876
1113				1883-1
1114				1899-1
1115				1899-3
1116				1902
1117				1903
1118				1904
1119				1905
1120				1914-6
1121				1916-1
1122				360-1
1123				360-12
1124				360-13
1125				360-7
1126				360-8
1127				371-1
1128				371-3
1129	371-4			
1130	382-2			
1131	378-1			
1132	393-1			
1133	393-3			
1134	396-1			
1135	406-1			
1136	408-1			
1137	412-1			
1138	415-1			
1139	11111-1			
1140	11111-2			
	南之郷地区	末吉町南之郷		

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番		
1141	曾於市	内村工業団地	末吉町深川	11111-3		
1142				11111-4		
1143				11111-5		
1144				11111-6		
1145				11111-7		
1146				11111-8		
1147				11111-9		
1148				11111-10		
1149				11111-11		
1150				11111-12		
1151				11111-13		
1152				11111-14		
1153				11111-15		
1154				坂元工業団地	大隅町坂元	860-1
1155						860-14
1156		860-16				
1157		872-2				
1158		財部工業団地	財部町下財部	1596-1		
1159				1597-1		
1160				1605-2		
1161				1605-9		
1162				1607-3		
1163				1609-1		
1164				1611-11		
1165				1611-2		
1166				1611-3		
1167				1611-7		
1168				1618-2		
1169				1637-31		
1170				1637-32		
1171				1637-33		
1172				1637-34		
1173				1637-35		
1174				霧島市	鹿児島臨空団地	溝辺町麓字曲迫
1175		292番13				
1176	溝辺町麓字山神	321番1				
1177		321番9				
1178		321番10				
1179		321番12				
1180		321番13				
1181	溝辺町麓字栢場	354番1				
1182	隼人町西光寺字西免	2284番8				
1183	隼人町西光寺字東免	2427番1				
1184		2427番17				
1185		2427番18				
1186		2427番20				
1187		2427番25				
1188		2427番27				
1189		2427番28				
1190		2427番29				
1191		2427番30				
1192		2427番31				
1193		2427番36				
1194		2427番40				
1195		2427番41				
1196		2427番42				
1197	3493番3					

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
1198	霧島市	国分上野原テクノパーク	国分上野原テクノパーク	1020番2
1199				1020番10
1200				1020番11
1201				1020番13
1202				1020番14
1203				1020番15
1204				1020番16
1205				1020番17
1206				1020番18
1207				1020番19
1208				1020番20
1209				1020番21
1210				1020番22
1211				1020番23
1212				1028番
1213				1123番5
1214				1137番62
1215				1137番67
1216				1137番70
1217				1137番71
1218				1137番72
1219				1137番73
1220				1137番74
1221				1168番4
1222				1168番7
1223				1168番10
1224				1168番11
1225				1168番12
1226				1168番14
1227				1168番15
1228		1168番16		
1229		1168番19		
1230		1168番20		
1231		1168番21		
1232		1168番22		
1233		1168番24		
1234		1168番26		
1235		1168番31		
1236		1213番9		
1237		1213番14		
1238		1213番17		
1239		1247番6		
1240		1247番11		
1241		1247番12		
1242		1247番15		
1243		1247番21		
1244		1247番22		
1245		1247番23		
1246		1303番2		
1247		1303番8		
1248		1303番14		
1249		小田工業団地	隼人町小田字六ノ坪	1507番3
1250			隼人町小田字高尾野	1551番5
1251				1564番3
1252	隼人町小田字米ヶ迫		2158番10	
1253			2158番11	
1254	隼人町小田字中ノ迫		2277番5	

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番	
1255	霧島市	第2岩坂工業団地	隼人町小田字綿田	2322番1	
1256			国分川原字平石	1102番3	
1257				1102番4	
1258				1102番5	
1259				1102番6	
1260				1102番7	
1261				1102番8	
1262				国分上小川字梅ヶ谷	4014番1
1263					4014番3
1264			野口工業団地	国分野口北	982番
1265					1023番
1266		1078番1			
1267		1136番1			
1268		1160番8			
1269		1620番1			
1270		1620番3			
1271		1620番4			
1272		1622番2			
1273		1625番			
1274		1641番			
1275		1660番1			
1276		1681番1			
1277		国分府中字気色ノ前			1006番1
1278					1007番
1279					1008番
1280					1009番1
1281					1014番1
1282		国分府中字安蛇水流	1130番		
1283		隼人町見次字ダチク	1534番		
1284			1556番1		
1285		国分府中字森ノ下	950番1		
1286			951番		
1287			952番1		

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
1288	霧島市	野口工業団地	国分府中字森ノ下	952番2
1289				953番1
1290				954番
1291				955番
1292				956番
1293				957番
1294				958番
1295				959番
1296				960番
1297				961番
1298				990番
1299				994番1
1300				995番1
1301			995番2	
1302			996番1	
1303			997番1	
1304			998番1	
1305			999番1	
1306			1000番1	
1307			1001番1	
1308			1002番1	
1309			1003番1	
1310			1004番1	
1311			1005番1	
1312			991番1	
1313			991番2	
1314			992番	
1315			993番1	
1316			1147番1	
1317			1147番6	
1318			1148番1	
1319			1149番3	
1320			1149番4	
1321			1150番1	
1322			1151番1	
1323			1151番2	
1324			1152番1	
1325			1152番2	
1326			1153番1	
1327			1154番1	
1328			1155番1	
1329			1156番1	
1330			1157番1	
1331	1158番1			
1332	1159番1			
1333	1159番2			
1334	1193番			
1335	1194番			
1336	1195番			
1337	1196番			
1338	1197番			
1339	1198番			
1340	1199番			
1341	1200番			
1342	1201番			
1343	1202番			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
1344	霧島市	野口工業団地	国分府中字木屋ノ下	1203番
1345				1204番1
1346				1204番2
1347				1204番9
1348				1204番10
1349				1204番11
1350				1204番12
1351				1204番13
1352				1204番14
1353				1204番15
1354				1204番16
1355				1204番17
1356				1205番1
1357				1205番2
1358				1206番
1359				1207番
1360				1208番
1361				1209番
1362				1210番
1363				1211番
1364		1212番		
1365		山下工業団地	国分山下町	1718番1
1366				1718番2
1367				1718番3
1368				1718番4
1369				1718番5
1370				1718番6
1371				1718番7
1372				1718番26
1373				1718番33
1374				1718番34
1375				1718番36
1376				1718番37
1377				1718番38
1378				1718番39
1379				1718番48
1380				2059番2
1381				2059番3
1382				2061番1
1383				2061番5
1384				2061番6
1385	2061番7			
1386	2061番8			
1387	4267番6			
1388	4260番2			
1389	4260番3			
1390	国分上小川字臼小波谷	4260番4		
1391		4260番9		
1392		4260番11		
1393	内工業団地	隼人町内字下木房川原	999番3	
1394		隼人町内字上川原	1054番2	
1395			1054番9	
1396			1087番	
1397			1088番1	
1398		1088番2		
1399	隼人町内字木房川原	1215番3		

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
1400	霧島市	上ノ工業団地	横川町上ノ字南ヶ迫	3286番1
1401				3287番
1402				3293番1
1403				3294番
1404				3296番
1405				3313番1
1406				3334番14
1407				3334番33
1408				3334番34
1409				横川町上ノ字鷹巣
1410		真孝工業団地	隼人町真孝字大宝	1710番1
1411				1710番38
1412				1715番2
1413			1715番28	
1414			隼人町真孝字下林田	1820番1
1415				1820番33
1416				1820番34
1417			1820番35	
1418			隼人町真孝字山王上	1830番1
1419				1830番23
1420				1830番24
1421				1830番25
1422			隼人町真孝字山王馬場	1920番1
1423			隼人町真孝字浜田上	2170番1
1424				2190番1
1425		2220番16		
1426		2222番1		
1427		隼人町真孝字高城	2245番1	
1428			2245番22	
1429		2270番1		
1430		隼人町真孝字高城	2270番34	
1431		隼人町真孝字西天井	2445番14	
1432			2460番1	
1433	2470番1			
1434	久留味川工業団地	溝辺町三縄字山下	578番4	
1435			578番5	
1436			578番6	
1437			578番7	
1438			578番10	
1439			578番17	
1440			578番18	
1441			578番22	
1442			578番23	
1443			578番24	
1444	578番26			
1445	崎山工業団地	横川町上ノ字崎山	1867番1	
1446			1867番3	
1447			1867番4	
1448			1867番8	
1449			1867番11	
1450		1867番13		
1451		1868番		
1452		1869番		
1453		横川町上ノ字森田	3265番1	
1454			3265番3	
1455	3265番5			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番		
1456	霧島市	崎山工業団地	横川町上ノ字森田	3265番7		
1457				3265番12		
1458				3265番13		
1459				3268番1		
1460				3268番4		
1461				3268番5		
1462				3268番8		
1463				3268番10		
1464				3268番12		
1465				3268番14		
1466				3268番15		
1467				3268番19		
1468				3268番22		
1469				3268番23		
1470				3272番1		
1471				3272番44		
1472				3272番65		
1473				3272番72		
1474				3272番74		
1475				3272番78		
1476				3272番96		
1477				3272番112		
1478				3272番113		
1479				崎山工業団地	横川町上ノ字南ヶ迫	3280番3
1480						3280番4
1481						3280番5
1482						3280番6
1483						3280番7
1484						3280番8
1485						3280番9
1486						3280番10
1487						3280番12
1488						3280番13
1489						3284番1
1490						3288番1
1491						3289番1
1492						3314番27
1493						3314番28
1494						3314番29
1495						3314番32
1496						3328番1
1497						3331番1
1498						3331番2
1499						3334番19
1500						3335番1
1501						3336番1
1502						3340番
1503		3341番				
1504		岩坂工業団地	国分川原字岩坂	1034番3		
1505				1034番4		
1506				1040番2		
1507	1040番3					
1508	1040番8					
1509	1040番9					
1510	1043番2					
1511	1046番1					

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番	
1512	霧島市	岩坂工業団地	国分川原字岩坂	1049番2	
1513				1050番2	
1514				1050番3	
1515				1050番4	
1516				1050番6	
1517				1053番3	
1518				1064番17	
1519				1064番18	
1520				1065番	
1521				1065番1	
1522				1066番1	
1523				1069番1	
1524				1069番4	
1525				1070番1	
1526				国分川原字馬立	1204番2
1527					1208番
1528					1209番
1529			1210番		
1530			1211番1		
1531			1212番1		
1532			国分川原字中ノ田	918番4	
1533				918番7	
1534				918番8	
1535				918番9	
1536				921番11	
1537				921番12	
1538				927番1	
1539				927番3	
1540				929番2	
1541				929番4	
1542				938番1	
1543				938番3	
1544				939番1	
1545				939番3	
1546				940番	
1547				942番1	
1548				942番2	
1549				942番3	
1550				942番4	
1551				942番5	
1552				944番1	
1553				945番1	
1554				946番1	
1555	947番1				
1556	948番1				
1557	950番				
1558	953番1				
1559	953番2				
1560	953番3				
1561	955番1				
1562	959番5				
1563	960番				
1564	961番1				

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
1565				601番1
1566				601番2
1567				602番1
1568				602番2
1569				603番1
1570				603番2
1571				604番1
1572				604番2
1573				605番1
1574				605番2
1575				605番3
1576				605番4
1577				605番5
1578				605番6
1579				606番1
1580				606番2
1581				606番3
1582				606番4
1583				607番1
1584				607番2
1585				607番3
1586				607番4
1587				607番5
1588				607番6
1589				608番1
1590				608番2
1591				608番3
1592				608番4
1593	霧島市	国分上小川工業団地	国分上小川字森ノ木	608番5
1594				608番6
1595				609番1
1596				609番2
1597				609番3
1598				609番4
1599				609番5
1600				609番6
1601				610番1
1602				610番2
1603				610番3
1604				610番4
1605				610番5
1606				610番6
1607				611番1
1608				611番2
1609				611番3
1610				611番4
1611				611番5
1612				611番6
1613				611番7
1614				611番8
1615				611番9
1616				611番10
1617				611番11
1618				612番1
1619				612番2
1620				612番3
1621				612番4

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
1622	霧島市	国分上小川工業団地	国分上小川字森ノ木	612番5
1623				612番6
1624				612番7
1625				612番8
1626				612番9
1627				612番10
1628				612番11
1629				612番12
1630				612番13
1631				613番1
1632				613番2
1633				613番3
1634				613番4
1635				613番5
1636				613番6
1637				613番7
1638				613番8
1639				614番1
1640				614番2
1641				614番3
1642				614番4
1643				615番1
1644				615番2
1645				615番3
1646				615番4
1647				616番1
1648				616番2
1649				616番3
1650				616番4
1651				616番5
1652				616番6
1653				617
1654				618番1
1655				618番2
1656				618番3
1657				618番4
1658				619
1659				620
1660				621
1661				622番1
1662				622番2
1663				623番1
1664				623番2
1665				624番2
1666				628番4
1667			628番5	
1668			628番6	
1669			628番7	
1670	628番8			
1671	628番9			
1672	628番11			
1673	国分上小川字榎川原	1002番1		
1674	国分上小川字西ノ丸	1350番1		
1675		1350番2		
1676		1350番3		
1677		1351番1		
1678		1351番2		

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
1679				1352番1
1680				1352番2
1681				1353番1
1682				1353番2
1683				1354番1
1684				1354番2
1685				1355番1
1686				1355番2
1687				1356番1
1688				1356番2
1689				1356番3
1690				1356番4
1691				1357番1
1692				1357番2
1693				1358番1
1694				1358番2
1695				1359番1
1696				1359番2
1697				1360番1
1698				1360番2
1699				1361番1
1700				1361番2
1701				1362番1
1702				1362番2
1703				1363番1
1704				1363番2
1705				1364番1
1706				1364番2
1707	霧島市	国分上小川工業団地	国分上小川字西ノ丸	1365番1
1708				1365番2
1709				1366番1
1710				1366番2
1711				1367番1
1712				1367番2
1713				1368番1
1714				1368番2
1715				1369番1
1716				1369番2
1717				1370番1
1718				1370番2
1719				1371番1
1720				1371番2
1721				1372番1
1722				1372番2
1723				1373番1
1724				1373番2
1725				1374番1
1726				1374番2
1727				1375番1
1728				1375番2
1729				1375番3
1730				1375番4
1731				1375番5
1732				1375番6
1733				1375番7
1734				1375番8
1735				1375番9

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
1736				1375番10
1737				1375番11
1738				1375番12
1739				1375番13
1740				1375番14
1741				1375番15
1742				1375番16
1743				1375番17
1744				1375番18
1745				1376番1
1746				1376番2
1747				1376番3
1748				1377番1
1749				1377番2
1750				1377番3
1751				1378
1752				1379
1753				1380番1
1754				1380番2
1755				1380番3
1756				1381番1
1757				1381番2
1758				1381番3
1759				1382番1
1760				1382番2
1761				1383
1762				1384
1763				1385
1764	霧島市	国分上小川工業団地	国分上小川字西ノ丸	1386
1765				1387
1766				1388
1767				1389
1768				1390
1769				1391番1
1770				1391番2
1771				1392
1772				1393
1773				1394
1774				1395番1
1775				1395番2
1776				1396番1
1777				1396番2
1778				1397番1
1779				1397番2
1780				1398番1
1781				1398番2
1782				1399番1
1783				1399番2
1784				1400番1
1785				1400番2
1786				1401番1
1787				1401番2
1788				1401番3
1789				1401番4
1790				1401番5
1791				1401番6
1792				1401番8

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
1793	霧島市	国分上小川工業団地	国分上小川字西ノ丸	1401番9
1794			国分上小川字大ノ丸	1450番1
1795			国分中央六丁目	1344番1
1796				1345番1
1797				1346番1
1798		川内工業団地	国分川内字高日山	335番1
1799		清水工業団地	国分清水四丁目	2271番5
1800				2271番9
1801				2275番
1802				2276番4
1803				2276番5
1804				2290番1
1805				2304番1
1806				2304番4
1807				2304番5
1808				2304番6
1809				2323番1
1810				2354番3
1811				2378番1
1812	2378番2			
1813	2382番			
1814	2383番			
1815	2384番			
1816	2388番1			
1817	2389番5			
1818	2389番7			
1819	2390番1			
1820	いちき串木野市	西薩中核工業団地	西薩町	1
1821				2
1822				3
1823				15-2
1824				16-1
1825				16-2
1826				16-3
1827				17-3
1828				17-4
1829				17-5
1830				17-6
1831				17-7
1832				17-8
1833				17-9
1834				17-10
1835				17-11
1836				17-12
1837				17-13
1838				17-14
1839				17-15
1840				17-16
1841				17-18
1842				17-19
1843				17-20
1844				17-21
1845				17-23
1846				17-24
1847	17-25			
1848	17-26			
1849	17-27			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番			
1850		西薩中核工業団地	西薩町	17-28			
1851				17-29			
1852				17-30			
1853				17-31			
1854				17-32			
1855				17-33			
1856				17-34			
1857				17-35			
1858				17-36			
1859				17-37			
1860				17-38			
1861				17-39			
1862				17-41			
1863				17-42			
1864				17-43			
1865				17-44			
1866				三井工業用地	三井	12593-1	
1867						12617-1	
1868						12671	
1869						12672	
1870						12673	
1871						12682	
1872						12684	
1873						12687	
1874						12689-1	
1875						12689-2	
1876						12690-1	
1877						12691	
1878						いちき串木野市	12693-1
1879							12708
1880							12732
1881							12739
1882							12741
1883							12787
1884		12807					
1885		12812					
1886		12826-1					
1887		12876-1					
1888		12912-1					
1889		12955-1					
1890		12997-1					
1891		13088-2					
1892		13089-2					
1893		13109-1					
1894		19394-1					
1895		19395					
1896		19396-1					
1897		19396-3					
1898		19432					
1899		19433					
1900		19434					
1901		19435-1					
1902		19439-1					
1903		19439-4					
1904		19446-1					
1905		19447					
1906		19448-2					

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番	
1907	いちき串木野市	三井工業用地	三井	19486	
1908				19486-1	
1909				19486-3	
1910			平江	19536-1	
1911				12549-1	
1912				12549-3	
1913				12549-4	
1914				12549-9	
1915				12550-3	
1916				12551-1	
1917				12553-3	
1918				12553-4	
1919				12553-5	
1920			12554-2		
1921			12555-1		
1922			19631		
1923			浜ヶ城工業用地	浜ヶ城	302-3
1924					302-4
1925					303-2
1926					335-1
1927					344-2
1928					345-1
1929		363			
1930		11811-1			
1931		11845			
1932		11852			
1933		11858			
1934		11859			
1935		11869-1			
1936		11870-1			
1937		11883			
1938		11948			
1939		11951			
1940	11957				
1941	11958				
1942	11959				
1943	11960				
1944	11961				
1945	11992				
1946	11995-1				
1947	12071				
1948	12084-1				
1949	12091				
1950	12361				
1951	12368-1				
1952	12372				
1953	11913-1				
1954	上名	282			
1955		285-2			
1956	北新田農村工業団地	2682-3			
1957		2700-1			
1958		2700-6			
1959		2715-1			
1960	湊町字東外戸	1198-8			
1961		1198-11			
1962	大里農村工業団地	大里字車田	274-1		
1963			274-5		

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
1964	いちき串木野市	大里農村工業団地	大里字車田	275
1965				277
1966				279
1967				281-2
1968				281
1969				285
1970				286-2
1971				286
1972				1001
1973				1002
1974			1009	
1975			1010	
1976			1035	
1977			1040	
1978			1041	
1979			1043	
1980			1044-2	
1981			1044-3	
1982			1044	
1983			1048	
1984			1050-1	
1985			1050-2	
1986			1063	
1987			1064	
1988			1065	
1989			1068	
1990			1069	
1991			1073	
1992			1074	
1993			1102-1	
1994		1102-2		
1995		1102-5		
1996		1103-1		
1997		1103-3		
1998		1108-1		
1999		1108-2		
2000		14346-1		
2001	14346-4			
2002	14346-5			
2003	14346-6			
2004	冠岳農村工業団地	冠岳字向玉	14373-1	
2005			14373-2	
2006			14373-3	
2007			14373-5	
2008			14390-4	
2009	八房工業用地	八房	3121-1	
2010			3121-2	
2011			3122-2	
2012			3125-1	
2013			3125-5	
2014			3127-2	
2015			3128-1	
2016			3129-3	
2017			3141-1	
2018			3146-4	
2019			3146-8	
2020			3146-10	

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
2021	いちき串木野市	八房工業用地	八房	3147-1
2022				3147-2
2023				3148-1
2024				3150
2025				3151
2026				3152-1
2027				3152-2
2028				3153-2
2029				3154-1
2030				3154-2
2031				3173-1
2032				3174
2033				3175-1
2034				3176
2035				3177
2036				3178
2037				3179
2038				3180
2039				3181-1
2040				3181-2
2041				3182
2042				3183-1
2043				3183-2
2044				照島工業用地
2045	南さつま市	内山田食肉団地	加世田内山田	27-4
2046				27-7
2047				38-1
2048				51-1
2049				51-3
2050				51-5
2051				51-6
2052				51-9
2053				55
2054				67
2055				79-3
2056				79-4
2057				79-5
2058				80
2059				80-1
2060				80-2
2061				80-3
2062				81-1
2063				81-3
2064				81-4
2065				81-5
2066				81-6
2067				84
2068				90-1
2069				91-1
2070				95
2071				96
2072				97
2073				99
2074				100
2075				101
2076				102-1

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
2077				102-2
2078				102-3
2079				102-4
2080				103-1
2081				104-1
2082				105-1
2083				106-1
2084				106-4
2085				117
2086				118
2087				118-1
2088				118-2
2089				119
2090				123-1
2091				123-3
2092				132-2
2093				133
2094				133-1
2095				135-1
2096				135-2
2097				136-3
2098				136-4
2099				136-5
2100				137
2101				137-1
2102				137-2
2103				137-3
2104	南さつま市	内山田食肉団地	加世田内山田	138-1
2105				139
2106				140
2107				140-2
2108				141
2109				144-1
2110				144-5
2111				161-1
2112				167-1
2113				167-3
2114				168-1
2115				169
2116				170
2117				171
2118				173-1
2119				183-3
2120				183-4
2121				183-5
2122				189-1
2123				189-2
2124				189-3
2125				189-4
2126				189-5
2127				189-6
2128				189-7
2129				191-2
2130				191-3
2131				192-1
2132				193

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
2133	南さつま市	内山田食肉団地	加世田内山田	194
2134				195
2135				197-1
2136				198
2137				202
2138				203
2139				212-1
2140				212-4
2141				212-5
2142				2361-3
2143				2363
2144				2364-1
2145				2395
2146				2396
2147				2397-1
2148		2397-2		
2149		2397-3		
2150		2397-4		
2151		2397-5		
2152		2397-6		
2153		2397-7		
2154		2397-8		
2155		2397-9		
2156		2397-10		
2157		2398-1		
2158		2398-2		
2159		2652-5		
2160		2652-6		
2161		2653-1		
2162		2653-2		
2163		2684-1		
2164		2684-2		
2165		2743-1		
2166	2090-1			
2167	2380-3			
2168	2399			
2169	2400			
2170	2407-2			
2171	2418			
2172	2419-2			
2173	2423-1			
2174	2423-2			
2175	2425-2			
2176	2425-4			
2177	2425-5			
2178	11372-353			
2179	11372-334			
2180	11372-378			
2181	11372-379			
2182	志布志市	志布志市臨海工業団地	志布志町安楽汐掛	290-13
2183			志布志町安楽川尻	297-1
2184			志布志町安楽中島	367-1
2185			志布志町安楽汐掛	280-21
2186			志布志町安楽汐掛	280-1
2187			志布志町安楽中島	371-1
2188			志布志町安楽川尻	333-2

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
2189	志布志市	志布志市臨海工業団地	志布志町安楽川尻	335-1
2190				335-2
2191				336-1
2192				336-2
2193				341-1
2194				341-2
2195				342-1
2196				342-2
2197				343-1
2198				343-2
2199				330-6
2200				331-5
2201				331-6
2202				332-8
2203				332-9
2204				333-1
2205				334-1
2206				334-3
2207				334-4
2208				334-2
2209				334-5
2210				334-6
2211				344-1
2212				333-5
2213				344-3
2214				3445
2215				3446
2216				3447-1
2217			3448-1	
2218			3449	
2219			3450	
2220			3451	
2221			3452	
2222			3453	
2223			3454	
2224			3455-1	
2225			3455-2	
2226			3456	
2227			3457	
2228			3458	
2229			志布志町安楽樋口	
2230			3459	
2231			3460-1	
2232			3460-2	
2233	3460-3			
2234	3460-4			
2235	3461			
2236	3462-1			
2237	3462-2			
2238	3462-3			
2239	3462-4			
2240	3463			
2241	3464-1			
2242	3464-2			
2243	3465-1			
2244	3465-2			
2244	3466			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
2245	志布志市	志布志市臨海工業団地	志布志町安楽樋口	3467-1
2246				3467-2
2247				3468
2248				3469-1
2249				3469-2
2250				3470-1
2251				3471-1
2252			志布志町安楽波見	3526-1
2253				3527-3
2254			志布志町安楽田尻	3622
2255				3623
2256				3624
2257				3625
2258				3626
2259				3592-2
2260				3572-5
2261				3572-4
2262				3580-1
2263				3571
2264				3558
2265				3581
2266				3582-2
2267			3584	
2268			3572-2	
2269			3572-1	
2270			3569-3	
2271			3569-7	
2272			3569-8	
2273			3572-2	
2274			志布志町安楽一町田	3639-1
2275	3640			
2276	3642			
2277	3644			
2278	3645			
2279	3646			
2280	3647			
2281	3648			
2282	3650			
2283	3651			
2284	3652			
2285	3653			
2286	3656-1			
2287	3657-1			
2288	3657-2			
2289	3658			
2290	3659			
2291	3660			
2292	3661			
2293	3662			
2294	3663-1			
2295	3664-1			
2296	3665			
2297	志布志町安楽樋口	3473-1		
2298		3474-1		
2299		3475		
2300		3476		

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
2301	志布志市	志布志市臨海工業団地	志布志町安楽樋口	3478-1
2302				3480
2303				3481-1
2304				3482
2305				3483
2306				3484
2307				3485-1
2308				3486-1
2309				3487-1
2310				3490-1
2311				3491-1
2312				3492-1
2313				3493-1
2314				3494-1
2315				3496
2316				3501
2317				3502
2318				3503
2319				3504-1
2320				3505
2321				3514
2322			3515	
2323			3518	
2324			3519	
2325			3521-1	
2326			3521-5	
2327			3522	
2328			3523	
2329			3524-1	
2330			3524-2	
2331			3528-2	
2332			3573	
2333			3569-1	
2334			3569-4	
2335			3569-5	
2336			3569-6	
2337			3570	
2338			3568-5	
2339			3568-7	
2340			3568-6	
2341			3568-8	
2342			3568-11	
2343	3568-2			
2344	3568-9			
2345	3555			
2346	3561			
2347	3562-1			
2348	3565-1			
2349	3568-10			
2350	3562-2			
2351	3520-4			
2352	3565-2			
2353	3520-3			
2354	3520-2			
2355	3520-1			
2356	3524-3			
			志布志町安楽波見	

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
2357	志布志市	志布志市臨海工業団地	志布志町安楽波見	3524-5
2358				3524-6
2359				3525-1
2360				3525-2
2361				3525-3
2362				3525-4
2363				3525-5
2364				3525-6
2365				3527-1
2366				3543-1
2367				3543-2
2368				3543-3
2369				3544-1
2370				3544-2
2371				3544-3
2372				3544-4
2373				3544-5
2374				3544-6
2375				3545-1
2376				3545-2
2377				3545-3
2378				3547-1
2379				3547-2
2380				3547-3
2381				3547-4
2382				3549-8
2383				3550-1
2384				3551
2385				3552
2386				3552-2
2387				3552-3
2388				3553-1
2389				3553-2
2390				3555
2391	3558			
2392	3560			
2393	3560-2			
2394	3560-3			
2395	有明町野井倉字上ノ濱	8268-2		
2396		8269-1		
2397	安楽大迫工業団地	志布志町安楽字迫田	4631-1	
2398			4619-6	
2399			4635-1	
2400			4634-1	
2401			4640	
2402			4641	
2403			4642	
2404			4647-5	
2405			4647-6	
2406			4647-1	
2407			4647-3	
2408			4638-1	
2409			4643	
2410			4643-1	
2411			4644-1	
2412			4645-2	
2413	4645-1			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番	
2414	志布志市	安楽大迫工業団地	志布志町安楽字沢津迫	5293-4	
2415			志布志町安楽字沢津迫	5292	
2416				5293-3	
2417				5293-1	
2418				5293-5	
2419				5293	
2420				5289-2	
2421				5296-1	
2422				5289-1	
2423				5288	
2424				5286	
2425				5287	
2426				5284-11	
2427				5284-4	
2428				5283-1	
2429				5281-1	
2430				5276-1	
2431			志布志町安楽字炭床	5299	
2432				5304-3	
2433			志布志IC工業団地	志布志町安楽	2540-2
2434					2541-5
2435				志布志町安楽	2541-1
2436					2540-1
2437					2540-6
2438					2540-10
2439					2540-8
2440				松山町新橋字蕨野	7275
2441					7272-1
2442				松山町新橋字前田	6956-1
2443					6950-3
2444					6950-1
2445					6954-2
2446					6955
2447					6953-1
2448					6956-3
2449	6951-1				
2450	6944-1				
2451	6943-1				
2452	6942-1				
2453	6945-1				
2454	6941				
2455	6940				
2456	6932-1				
2457	6933-1				
2458	6939-1				
2459	6938-1				
2460	6937-1				
2461	6936				
2462	6935-1				
2463	6934				
2464	松山町新橋字中山	5771-1			
2465		5776-1			
2466		5771-4			
2467		5776-8			
2468	奄美市	太陽が丘工業団地	笠利町大字万屋字カリヨ	1725-1	
2469				1725-8	
2470				1725-10	

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
2471	奄美市	太陽が丘工業団地	笠利町大字万屋字カリヨ	1725-14
2472				1725-17
2473				1725-18
2474				1725-19
2475				1725-21
2476				1725-22
2477				1725-23
2478				1725-24
2479				1725-26
2480				1725-27
2481				1725-28
2482				伊佐市
2483	502-271			
2484	502-107			
2485	502-218			
2486	502-217			
2487	502-220			
2488	大口下殿	1023-101		
2489		1023-270		
2490		1023-267		
2491		1023-304		
2492		1023-301		
2493		牛尾工業団地	大口牛尾	
2494	1702-1			
2495	1702-2			
2496	1700-2			
2497	1709-1			
2498	1700-1			
2499	1698-1			
2500	1703-1			
2501	1690-4			
2502	1690-3			
2503	1680-1			
2504	1690-1			
2505	1690			
2506	1677-4			
2507	1647-1			
2508	1611-18			
2509	1730-15			
2510	1631			
2511	1618-2			
2512	1758-3			
2513	1758-1			
2514	1757			
2515	1755-2			
2516	1619-5			
2517	1733-1			
2518	1611-16			
2519	1619-4			
2520	1733-2			
2521	1619-1			
2522	1743			
2523	1619-2			
2524	1742-2			
2525	1746-1			
2526	1751-2			
2527	1746-4			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
2528	伊佐市	牛尾工業団地	大口牛尾	1618-1
2529				1753
2530				1752
2531				1619-7
2532				1746-2
2533				1735
2534				1677-3
2535				1602
2536				1611-1
2537				1774-2
2538				1704-3
2539				1702-1
2540				1702-2
2541				1700-2
2542				1709-1
2543				1700-1
2544				1698-1
2545				1703-1
2546				1771-9
2547				1765-1
2548				1765-2
2549				1792-2
2550				1790-1
2551				1771-8
2552				1334
2553				1792-44
2554				1793
2555				1792-3
2556				1792-6
2557				1788-3
2558				1786-4
2559				1690-4
2560				1690-3
2561				1680-1
2562	1690-1			
2563	1690			
2564	1774-5			
2565	1777-3			
2566	1777-5			
2567	1775-9			
2568	1771-12			
2569	1771-3			
2570	1788-2			
2571	1771-1			
2572	1771-11			
2573	松峰工業団地	菱刈南浦	880-4	
2574	重留地区用地	菱刈重留	1479-1	
2575	始良市	平松工業団地	平松	3077-2
2576				3077-5
2577				3073-2
2578				3073-3
2579				3073-6
2580				3073-9
2581				3094-2
2582				3108-2
2583				3417-2
2584				3417-3

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
2585				3417-4
2586				3417-5
2587				3417-6
2588				3438-3
2589				3438-6
2590				3455-2
2591				3455-7
2592				3455-10
2593				3455-11
2594				3455-13
2595				3455-20
2596				3455-21
2597				3466-2
2598				3466-3
2599				3466-5
2600				3466-6
2601				3466-7
2602				3466-10
2603				3467-10
2604				3467-11
2605				3467-12
2606				3510-2
2607				3510-5
2608				3520
2609				3519-1
2610				3526-2
2611				3526-3
2612				3526-4
2613	始良市	平松工業団地	平松	3526-5
2614				3526-6
2615				3526-7
2616				3526-8
2617				3526-9
2618				3526-10
2619				3526-20
2620				3527-1
2621				3527-4
2622				3527-9
2623				3527-10
2624				3536-1
2625				8298-2
2626				3693-25
2627				3693-27
2628				3744-1
2629				3744-3
2630				3744-5
2631				3744-8
2632				3744-11
2633				3744-14
2634				3790-1
2635				3790-2
2636				3790-3
2637				3792-1
2638				3792-2
2639				3792-3
2640				3792-5
2641				3853

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番		
2642	始良市	平松物流用地	平松	3854		
2643				3855		
2644				3856		
2645				3862		
2646				3863		
2647				3864		
2648				3865		
2649				3866		
2650				3867		
2651				3868		
2652				3869		
2653				3870		
2654				3871		
2655				3872		
2656				3873		
2657				3874		
2658				3875		
2659				3876		
2660				3881		
2661				3882		
2662				3883		
2663				3884		
2664				3886		
2665				3887		
2666				3888		
2667				3889		
2668				3892		
2669				3904		
2670				3905		
2671				3906-3		
2672				須崎地区公共用地	加治木町木田	1182-1
2673						1182-2
2674						1184-1
2675						1377-9
2676						1377-19
2677						1377-20
2678						1377-21
2679						1377-23
2680						1380-9
2681						1388-18
2682						1391-15
2683	1393-31					
2684	1393-32					
2685	1394-11					
2686	1394-33					
2687	1408-27					
2688	1408-160					
2689	1408-161					
2690	港町地区	加治木町反土	17-16			
2691			17-17			
2692			17-18			
2693			17-19			
2694			17-20			
2695			17-21			
2696			415-20			
2697			415-21			
2698			415-24			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
2699				415-25
2700				415-26
2701				415-27
2702				415-31
2703				415-32
2704				415-145
2705				415-146
2706				415-148
2707				415-149
2708				415-150
2709				415-151
2710				415-152
2711				415-153
2712				415-154
2713				415-155
2714				415-156
2715				415-158
2716				415-177
2717				415-179
2718				415-180
2719				415-188
2720				415-195
2721				415-220
2722				415-228
2723				415-229
2724				415-231
2725				415-279
2726				415-286
2727	始良市	港町地区	加治木町反土	415-288
2728				415-289
2729				415-333
2730				415-340
2731				415-341
2732				415-343
2733				415-344
2734				415-345
2735				415-316
2736				415-347
2737				415-348
2738				415-365
2739				415-366
2740				415-367
2741				415-368
2742				415-369
2743				415-371
2744				415-372
2745				415-373
2746				415-374
2747				415-375
2748				415-376
2749				415-377
2750				415-399
2751				415-400
2752				415-401
2753				415-402
2754				415-403
2755				415-404

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番	
2756	始良市	港町地区	加治木町反土	415-410	
2757				415-411	
2758				415-412	
2759				415-413	
2760				415-414	
2761				415-415	
2762				415-416	
2763				415-417	
2764				415-418	
2765				415-419	
2766				415-420	
2767				415-421	
2768				415-422	
2769				加治木町港町	131-4
2770					131-27
2771					149-1
2772					161-1
2773					169-1
2774				湧水町	霧島くりの工業団地
2775	3986-11				
2776	3986-15				
2777	3986-8				
2778	3986-9				
2779	3980-1				
2780	3988-39				
2781	3974-1				
2782	3988-3				
2783	3988-7				
2784	3998-1				
2785	3988-19				
2786	3973-1				
2787	3973-3				
2788	3988-37				
2789	3971				
2790	3988-6				
2791	3988-38				
2792	3986-2				
2793	3986-14				
2794	3987-1				
2795	3986-9				
2796	3986-10				
2797	3986-15				
2798	3987				
2799	3980-2				
2800	3977-6				
2801	3977-5				
2802	3988-2				
2803	3988-4				
2804	3988-8				
2805	3986-7				
2806	3986-12				
2807	3795-1				
2808	3795-2				
2809	3795-3				
2810	3795-4				
2811	3977-7				
2812	3988-43				

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
2813	湧水町	霧島くりの工業団地	木場字木場原	3998
2814				3988-20
2815				3977-4
2816				3986-6
2817				3986-13
2818				3982
2819				3979-1
2820				3981
2821				3985-3
2822				3988-1
2823				3984-1
2824				3985-1
2825				3983
2826				3985-2
2827				3976
2828				3977-2
2829				3985-4
2830				3972-1
2831				3988-22
2832				3988-34
2833				3979
2834				3988-33
2835				3988-9
2836				3911-16
2837				3911-1
2838				3911-15
2839				3911-5
2840				3911-25
2841				3911-19
2842				3887-1
2843				3911-18
2844				3916-1
2845				3911-11
2846			3911-32	
2847			3912	
2848			3912-1	
2849			3911-10	
2850			3911-29	
2851			3914	
2852			3910-1	
2853			3911-17	
2854			3911-20	
2855	3911-36			
2856	3911-37			
2857	3911-38			
2858	3911-6			
2859	3911-14			
2860	3911-26			
2861	3911-31			
2862	3911-8			
2863	3911-12			
2864	3911-27			
2865	3911-28			
2866	3911-22			
2867	3913			
			木場字池迫	

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
2868				3730
2869				3740-9
2870				3740-23
2871				3745-31
2872				3745-36
2873				3745-28
2874				3723
2875				3723-2
2876				3740-6
2877				3733-1
2878				3740-28
2879				3740-29
2880				3725-1
2881				3731
2882				3740-19
2883				3745-3
2884				3740-3
2885				3740-31
2886				3745-23
2887				3740-16
2888				3724
2889				3724-1
2890				3724-2
2891				3724-3
2892				3724-4
2893				3722-1
2894				3740-2
2895				3726-1
2896	湧水町	霧島くりの工業団地	木場字川影	3740-4
2897				3740-37
2898				3740-32
2899				3952-26
2900				3727-1
2901				3740-8
2902				3740-18
2903				3745-29
2904				3728
2905				3729
2906				3740-20
2907				3740-21
2908				3738-1
2909				3740-1
2910				3740-42
2911				3722
2912				3725-2
2913				3725-3
2914				3725-4
2915				3732-1
2916				3732-2
2917				3740-35
2918				3741-1
2919				3740-5
2920				3735
2921				3740-14
2922				3745-25
2923				3745-4
2924				3740-33

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
2925	湧水町	霧島くりの工業団地	木場字川影	3745-32
2926				3727
2927				3727-2
2928				3740-7
2929				3710-3
2930				3745-30
2931				3739
2932				3740-13
2933				3740-15
2934				3740-17
2935				3710-1
2936				3736-1
2937				3740-38
2938				3710-2
2939				3952-9
2940				3955-3
2941				3944-13
2942				3952-29
2943				3947-2
2944				3948
2945				3952-6
2946			3919-1	
2947			3924-6	
2948			3952-16	
2949			3966-1	
2950			3967	
2951			3968	
2952			3952-1	
2953			3970	
2954			3924-5	
2955			3952-28	
2956			3952-31	
2957			3968-1	
2958			3952-33	
2959			3957-1	
2960			3952-34	
2961			3960	
2962			3954	
2963			3952-23	
2964			3953	
2965			3917-2	
2966			3952-7	
2967	3917-1			
2968	3924-8			
2969	3924-9			
2970	3921-1			
2971	3924-4			
2972	3925-2			
2973	3927-1			
2974	3937-3			
2975	3927-6			
2976	3969			
2977	3924-10			
2978	3952-12			
2979	3924-14			
2980	3951			
2981	3952-4			
			木場字水窪	

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
2982	湧水町	霧島くりの工業団地		3952-24
2983				3952-25
2984				3952-27
2985				3925-1
2986				3944-7
2987				3944-9
2988				3952-8
2989				3919-2
2990				3920
2991				3921
2992				3923
2993				3947-1
2994				3950
2995				3952-2
2996				3959
2997				3917-3
2998				3924-11
2999				3926-1
3000				3968-2
3001				3952-22
3002				3958-3
3003				3919
3004				3927-3
3005				3952-30
3006				3958-2
3007				3966
3008				3944-1
3009				3944-2
3010				3955-2
3011				3918
3012				3924-1
3013				3952-20
3014			3944-5	
3015			3945	
3016			3952-5	
3017			3957	
3018			3926-2	
3019			3952-10	
3020	1311-15			
3021	1311-5			
3022	1311-8			
3023	1323			
3024	1311-10			
3025	1311-12			
3026	1311-16			
3027	1311-18			
3028	1311-21			
3029	1311-22			
3030	1311-23			
3031	1311-29			
3032	1311-30			
3033	1312			
3034	1322			
3035	1324			
3036	1380-1			
3037	1311-11			
3038	1311-26			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
3039	湧水町	霧島くりの工業団地	米永字大坪	1311-20
3040				1311-24
3041				1311-27
3042				1347-2
3043				1341
3044				1311-2
3045				1311-3
3046				1344-1
3047				1344-3
3048				1311-19
3049				1150-1
3050				1155-2
3051				1165-3
3052				1160
3053				1166-19
3054			1166-18	
3055			1166-10	
3056			1146	
3057			1146-1	
3058			1149-1	
3059			1168-3	
3060			1152-1	
3061			1158	
3062			1154	
3063			1166-7	
3064			1166-1	
3065			1164-1	
3066			1163	
3067			1164-2	
3068			1165-6	
3069			1166-13	
3070			1166-22	
3071			1166-23	
3072			1162	
3073			1165-4	
3074			1157-1	
3075			1166-6	
3076			1164-3	
3077			1164-5	
3078			1151	
3079			1166-4	
3080			1157-1	
3081			1157-2	
3082			1157-3	
3083			1166-11	
3084	1166-14			
3085	1168			
3086	1165-1			
3087	1166-3			
3088	1174			
3089	1166-17			
3090	1177-1			
3091	1164-1			
3092	1164-6			
3093	1167			
3094	1164-4			
3095	1156-1			
			米永字川蔭	

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
3096	湧水町	霧島くりの工業団地	米永字川蔭	1166-2
3097				1161
3098				1166-25
3099				1166-5
3100				1166-16
3101				1171
3102				1169
3103				1170
3104				1153
3105				1166-9
3106				1166-24
3107				1155-3
3108				1166-12
3109				1207-1
3110				1243-12
3111				1202
3112				1207-26
3113				1237
3114			1207-23	
3115			1207-7	
3116			1216	
3117			1217-1	
3118			1234-1	
3119			1234-2	
3120			1235	
3121			1235-2	
3122			1235-3	
3123			1240-1	
3124			1243-13	
3125			1243-14	
3126			1246-1	
3127			1246-2	
3128			1196-1	
3129			1199-1	
3130			1203	
3131	1204-1			
3132	1207-22			
3133	1207-25			
3134	1207-3			
3135	1207-4			
3136	1207-5			
3137	1207-6			
3138	1207-8			
3139	1214-1			
3140	1214-2			
3141	1214-3			
3142	1217			
3143	1218			
3144	1219			
3145	1235-1			
3146	1236			
3147	1236-1			
3148	1237-1			
3149	1238			
3150	1239-1			
3151	1243-11			
3152	1243-16			
			米永字平川	

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
3153	湧水町	霧島くりの工業団地	米永字平川	1243-17
3154				1243-18
3155				1243-19
3156				1243-2
3157				1243-3
3158				1243-5
3159				1243-7
3160				1243-8
3161				1243-9
3162				1244
3163				1243-15
3164				1243-1
3165				1245
3166				1202
3167				1207-26
3168				1207-15
3169				1198-2
3170				1210
3171				1205
3172				1243-12
3173				1207-24
3174				1212
3175				1213
3176				1207-14
3177				1208-2
3178				1243-15
3179				1206
3180				1198
3181				1198-1
3182				1207-16
3183				1207-17
3184				1209
3185				1237
3186				1243-1
3187				1207-1
3188				1207-21
3189				1211-2
3190				1309-5
3191				1309-6
3192	1309-1			
3193	1309-4			
3194	1309-7			
3195	1309-8			
3196	1309-9			
3197	1310-1			
3198	3102			
3199	3112-1			
3200	木場字花ノ木	木場字踏切	3557-1	
3201	北方迫山地区	北方迫山	1729-1	
3202			1740	
3203			1747-3	
3204			1747-4	
3205			1747-7	
3206			1754-1	
3207			1754-3	
3208			1758	
3209			1758-1	

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番	
3210	湧水町	北方迫山地区	北方迫山	1760-1	
3211				1761	
3212				1762	
3213				1763-1	
3214				1763-2	
3215				1763-4	
3216				763-5	
3217				1765-1	
3218				1766-1	
3219				1766-2	
3220				1766-3	
3221				1767-1	
3222				1770-1	
3223				1793-4	
3224				1793-21	
3225				1800-1	
3226				1720-2	
3227				1721-1	
3228				1721-2	
3229			1722-1		
3230			1723-1		
3231			1727		
3232			1734-2		
3233			1878-1		
3234			1879		
3235			1884-1		
3236			1885-1		
3237			1886-1		
3238			1886-2		
3239			1887		
3240			木場綾織地区	木場綾織	1495-1
3241					1495-2
3242	1495-3				
3243	1498-4				
3244	木場本城	1420-20			
3245		1472-12			
3246		1472-13			
3247		1472-17			
3248		1472-18			
3249		1472-19			
3250		1472-21			
3251		1472-26			
3252		1472-28			
3253		1474-4			
3254	1474-7				
3255	1474-8				
3256	1478-5				
3257	1486-6				
3258	1487-3				
3259	米永荒平地区	米永荒平	3078-1		
3260			3078-16		
3261			3078-19		
3262			3078-30		
3263			3079		
3264			3083-20		
3265			3084-6		

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
3266	大崎町		益丸三反田	638-2番地
3267				646-1番地
3268				646-2番地
3269				646-3番地
3270				646-4番地
3271				648-3番地
3272				648-4番地
3273				648-5番地
3274				648-6番地
3275				649-2番地
3276				650-2番地
3277				651番地
3278				651-3番地
3279				651-4番地
3280				677-2番地
3281				678-2番地
3282			679-2番地	
3283			680-2番地	
3284			711-1番地	
3285			711-2番地	
3286			712-1番地	
3287			712-3番地	
3288			712-4番地	
3289			712-5番地	
3290			712-6番地	
3291			713番地	
3292			713-1番地	
3293			713-2番地	
3294			713-3番地	
3295			713-4番地	
3296			713-15番地	
3297			713-16番地	
3298	714番地			
3299	714-3番地			
3300	714-4番地			
3301	715番地			
3302	715-1番地			
3303	715-3番地			
3304	716番地			
3305	716-1番地			
3306	716-2番地			
3307	716-3番地			
3308	716-4番地			
3309	716-8番地			
3310	716-9番地			
3311	716-10番地			
3312	716-11番地			
3313	718番地			
3314	718-1番地			
3315	718-2番地			
3316	718-3番地			
3317	718-6番地			
3318	718-7番地			
3319	718-8番地			
3320	718-9番地			
3321	718-10番地			
3322	719-1番地			
			益丸王子ノ下	

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番	
3323	大崎町		益丸王子ノ下	719-7番地	
3324				719-8番地	
3325				719-12番地	
3326				719-13番地	
3327				719-14番地	
3328				719-16番地	
3329				926-1番地	
3330				929-6番地	
3331				930-2番地	
3332				930-3番地	
3333				930-5番地	
3334				930-6番地	
3335				931-2番地	
3336				931-3番地	
3337				931-4番地	
3338				931-5番地	
3339				931-6番地	
3340				931-7番地	
3341				932番地	
3342				935-1番地	
3343				935-5番地	
3344				935-6番地	
3345				935-7番地	
3346				5031-3番地	
3347				6042-3番地	
3348				神領池尻	801-1番地
3349					801-2番地
3350					802-1番地
3351					802-2番地
3352					802-3番地
3353					802-6番地
3354					803-1番地
3355					803-2番地
3356					803-3番地
3357			804-1番地		
3358			804-2番地		
3359			804-3番地		
3360			804-4番地		
3361			804-8番地		
3362			805-1番地		
3363			805-3番地		
3364			806-1番地		
3365			806-2番地		
3366			806-3番地		
3367			806-4番地		
3368			806-5番地		
3369	806-7番地				
3370	807-1番地				
3371	807-4番地				
3372	808-1番地				
3373	809-2番地				
3374	809-3番地				
3375	809-4番地				
3376	809-5番地				
3377	809-6番地				
3378	809-7番地				
3379	809-9番地				

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
3380	大崎町		神領池尻	809-10番地
3381				809-11番地
3382				809-12番地
3383				810-1番地
3384				810-2番地
3385				810-3番地
3386				810-4番地
3387				811-1番地
3388				811-2番地
3389				811-5番地
3390				812-2番地
3391				812-3番地
3392				815-1番地
3393				815-2番地
3394				816-1番地
3395				816-2番地
3396			816-3番地	
3397			816-4番地	
3398			神領小入枝	1046-22番地
3399				1047-2番地
3400				1048-1番地
3401				1050-1番地
3402				1050-2番地
3403				1050-3番地
3404				1051-1番地
3405				1052-2番地
3406				1053-1番地
3407				1053-2番地
3408				1054-1番地
3409				1054-2番地
3410				1055-2番地
3411				1135-1番地
3412				1135-2番地
3413				1136-1番地
3414				1137-1番地
3415	1138-1番地			
3416	1138-2番地			
3417	1138-4番地			
3418	1139-1番地			
3419	1139-2番地			
3420	1139-7番地			
3421	1140-1番地			
3422	1140-3番地			
3423	1145-4番地			
3424	1145-5番地			
3425	5202-2番地			
3426	永吉新掘	5678番地		
3427		5681番地		
3428		5682-4番地		
3429		5682-5番地		
3430		5691番地		
3431		5760-2番地		
3432		5773-2番地		
3433		5773-3番地		
3434		5774番地		
3435	5775-1番地			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番
3436	大崎町		永吉新掘	5866-3番地
3437				5874-1番地
3438				5874-2番地
3439				5874-4番地
3440				5874-5番地
3441				5875番地
3442				5875-1番地
3443				5875-2番地
3444				5877-1番地
3445				5877-2番地
3446				5877-3番地
3447				5878番地
3448				5880-1番地
3449				5880-3番地
3450				5882-1番地
3451				5882-2番地
3452				5882-4番地
3453				5882-6番地
3454				5882-7番地
3455				5883-1番地
3456				5883-2番地
3457				5884-1番地
3458				5886-4番地
3459				5887番地
3460				5889番地
3461				5890番地
3462				5891番地
3463				5893番地
3464				菱田向田
3465			3678番地	
3466			3679番地	
3467			3680番地	
3468			3681番地	
3469			3682番地	
3470			3686番地	
3471			3687番地	
3472			3688番地	
3473			3689番地	
3474			3689-2番地	
3475			3689-3番地	
3476			3689-4番地	
3477			3698番地	
3478			3699番地	
3479			3700番地	
3480			3701番地	
3481			3702番地	
3482			3703番地	
3483			3704番地	
3484			3705番地	
3485	3706番地			
3486	3707番地			
3487	3708番地			
3488	3709番地			
3489	3710番地			
3490	3711番地			
3491	3712番地			
3492	3722-2番地			

番号	市町村名	工業団地等の名称	大字以下	地番		
3493	大崎町		菱田向田	3724-1番地		
3494				3724-2番地		
3495				5146番地		
3496				5147番地		
3497				5149番地		
3498				5150番地		
3499				5151番地		
3500				5681番地		
3501				5682番地		
3502				5683番地		
3503				5684-1番地		
3504				5759番地		
3505				神川区域	神川字迫	3304番地5
3506				錦江町	運動公園区域	城元字川路ヶ迫頭
3507	神川字鞍置	1874番地4				
3508	大原区域	田代麓字荒田原	4567番地8			
3509			4567番地10			
3510			4567番地30			
3511			4567番地31			
3512	南大隅町	横別府農工団地	根占横別府字杉木迫平	2340-1		
3513				2348		
3514				2349		
3515				2352		
3516				2364		
3517				2386		
3518				2387		
3519				700		
3520				710		
3521		712				
3522		713				
3523		716-1				
3524		根占山本字脇	750			
3525			751			
3526		旧南大隅高校佐多分校跡地	佐多伊座敷字堀切	3637		
3527				2983		
3528				2987		

「地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標」等の設定根拠について

1 「2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標」

(1) 経済的効果の目標

<数値>新たに創出される付加価値額：1,764百万円

<根拠>以下の①×②により設定

事業1件当たりの付加価値創出額<sup>※1</sup> 3,921万円・・・①

※1 鹿児島県の全産業1事業所あたりの付加価値額（令和3年経済センサス-活動調査）

地域経済牽引事業の新規事業数<sup>※2</sup> 9件/年×5年=45件・・・②

※2 「地域の特性及びその活用戦略」で定めた9つの分野において、毎年1件ずつ、

計画期間の5年間において45件創出することを目標

(2) KPI

<数値>地域経済牽引事業の新規事業件数：45件

<根拠>「5-(1)地域の特性及びその活用戦略」において9項目定めており、毎年度、各項目1件の地域経済牽引事業の新規事業を目指し、45件（9件/年）で設定。

2 「3-(3)地域の事業者に対する相当の経済的効果」

(1) 促進区域内の事業所間との取引額が事業計画期間を通じて8%以上増加させること。

<根拠>鹿児島県産業連関表における「中間需要」について、H23からH27にかけ、8.4%増加していることから、増加割合を8%とした。

(2) 地域経済牽引事業を実施する事業所の売上げが、計画期間を通じて7%以上増加すること。

<根拠>「平成30年工業統計調査」から「2022年経済構造実態調査 製造業事業所調査」の5年間で製造品出荷額が6.7%増加していることから、増加割合を7%とした。

(3) 地域経済牽引事業を実施する事業所の雇用者数又は雇用者給与等支払額が、計画期間を通じて3%以上増加すること。

<根拠>「平成30年工業統計調査」から「2022年経済構造実態調査 製造業事業所調査」の5年間で従業者数が3.0%増加していることから、増加割合を4%とした。